さつま町地域防災計画

一般災害対策編

（令和８年５月１５日）

さつま町地域防災会議

［目　　次］

一般災害対策編

第１章　総　　則

第１節　計画の目的等……1
第２節　防災機関の業務の大綱……2
第３節　さつま町の概要……6

第２章　災害予防計画

第１節　土砂災害等の防止対策……9
第２節　河川災害等の防止対策……13
第３節　防災構造化の推進……15
第４節　建築物災害の防止対策……17
第５節　公共施設の災害防止対策……18
第６節　危険物等災害対策……23
第７節　農業災害の防止対策……26
第８節　防災研究の推進……27
第９節　防災組織……28
第10節　通信・広報体制（機器等）……30
第11節　気象観測体制の整備……32
第12節　消防体制……33
第13節　避難体制……36
第14節　救助・救急体制……44
第15節　交通確保体制……46
第16節　輸送体制……48
第17節　医療救護体制……50
第18節　その他の災害応急対策事前措置体制……53
第19節　林野火災予防計画……58
第20節　防災知識の普及・啓発……61
第21節　防災訓練の効果的実施……64
第22節　自主防災組織の育成強化……67

第23節　防災ボランティアの育成強化 …… 70
第24節　企業防災の促進 …… 72
第25節　要配慮者の安全確保 …… 73
第26節　孤立化集落対策 …… 76

第３章　災害応急対策

第１節　応急活動体制の確立 …… 78
第２節　情報伝達体制の確立 …… 89
第３節　災害救助法の適用及び運用 …… 92
第４節　広域応援体制 …… 94
第５節　自衛隊の災害派遣体制 …… 97
第６節　労働力の確保及びボランティアとの連携 …… 102
第７節　気象警報等の収集・伝達 …… 104
第８節　災害情報・被害情報の収集・伝達 …… 110
第９節　広報計画 …… 116
第10節　水防・土砂災害等の防止対策 …… 119
第11節　消防活動 …… 129
第12節　危険物等災害対策 …… 131
第13節　避難の指示・誘導 …… 134
第14節　救助・救急 …… 143
第15節　交通の確保及び規制 …… 145
第16節　緊急輸送 …… 148
第17節　緊急医療救護 …… 151
第18節　要配慮者への緊急支援 …… 154
第19節　避難所の運営 …… 157
第20節　食料の供給計画 …… 160
第21節　給水計画 …… 163
第22節　生活必需品等供給計画 …… 166
第23節　医療救護計画 …… 168
第24節　保健衛生・感染症対策 …… 169
第25節　廃棄物の処理及び障害物の除去対策 …… 172
第26節　行方不明者の捜索及び遺体の処理等 …… 175
第27節　住宅の供給確保 …… 179
第28節　文教対策 …… 182
第29節　義援物資等の取扱い …… 184
第30節　農林水産業災害の応急対策 …… 185
第31節　電力施設の応急対策 …… 191

第32節　ガス施設の応急対策・・・

第１章　総　　則

第１節　計画の目的等

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、さつま町防災会議が作成する計画であって、町、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２　計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、一般災害対策編、震災対策編及び原子力災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等を示した。

また、資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。

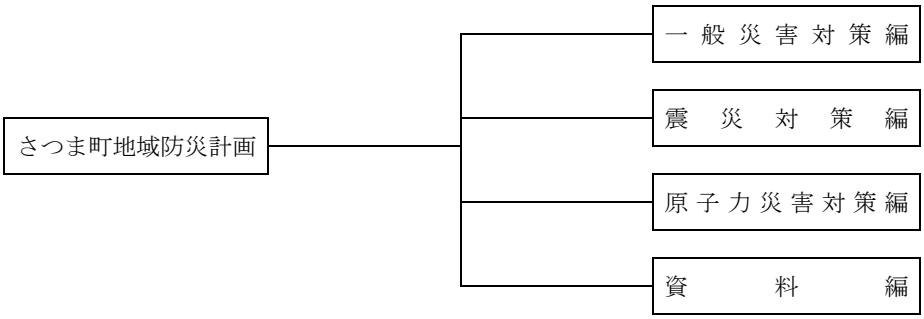

第３　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

第４　計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

第５　計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

第２節　防災機関の業務の大綱

町並びに県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第１　町

町は、第１段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

処理すべき事務又は業務の大綱
⑴　町防災会議に係る業務に関すること。
⑵　防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
⑶　災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
⑷　災害の防ぎょと拡大の防止に関すること。
⑸　り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
⑹　被災した町管理施設の応急対策に関すること。
⑺　災害時における文教、保健衛生対策に関すること。
⑻　災害時における交通輸送の確保に関すること。
⑼　被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。
⑽　被災施設の復旧に関すること。
⑾　町内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
⑿　災害対策に係る広域応援協力に関すること。

第２　県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島県	⑴　県防災会議に係る事務に関すること。 ⑵　防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 ⑶　災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 ⑷　災害の防ぎょと拡大の防止に関すること。 ⑸　り災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関すること。 ⑹　被災した県管理施設の応急対策に関すること。 ⑺　災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。 ⑻　災害対策要員の供給、あっせんに関すること。 ⑼　災害時における交通輸送の確保に関すること。 ⑽　被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 ⑾　被災施設の復旧に関すること。 ⑿　市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関すること。 ⒀　災害対策に係る「九州・山口９県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。

第３　消防

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
さつま町消防本部	⑴　災害に対する予防、防ぎょと拡大防止対策に関すること。 ⑵　消防資機材の整備充実と訓練の実施に関すること。

	⑶　災害時における人命救助対策に関すること。 ⑷　災害時における危険物の災害防止対策に関すること。

第４　警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
さつま警察署	⑴　災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること。 ⑵　災害時における社会秩序の維持及び交通の確保と交通規制に関すること。

第５　指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州森林管理局	⑴　国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 ⑵　保安林、保安施設等の保全に関すること。 ⑶　災害応急対策用木材（国有林）の需要に関すること。 ⑷　その他防災に関し、森林管理局の所掌すべきこと。
鹿児島農政事務所	⑴　災害時における応急食料の配給に関すること。 ⑵　政府保管主要食料及び輸入飼料の売渡しに関すること。 ⑶　その他防災に関し農政事務所の所掌すべきこと。
鹿児島地方気象台	⑴　気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象の予報、警報の発表及び通報に関すること。 ⑵　地震情報の発表及び通報に関すること。 ⑶　災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関すること。 ⑷　防災気象知識の普及及び指導に関すること。 ⑸　気象災害防止のための統計調査に関すること。
九州地方整備局川内川河川事務所	⑴　直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること。 ⑵　直轄河川の水防に関すること。 ⑶　直轄国道の維持改修に関すること。 ⑷　その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。

第６　自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第12普通科連隊	⑴　人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか、災害通信の支援に関すること。 ⑵　その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第７　指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮之城郵便局等	⑴　災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 ⑵　災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ　為替貯金及び簡易保険業務の非常取扱い オ　簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ　被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便為替の料金免除 キ　郵政事業庁医療機関による医療救護活動 ク　災害ボランティア口座

	⑶　被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。
西日本電信電話株式会社（鹿児島支店）	電信電話施設の保全と重要通信の確保に関すること。
日本赤十字社（鹿児島県支部）	⑴　災害時における医療救護等に関すること。 ⑵　災害時におけるこころのケアに関すること。 ⑶　救援物資の備蓄と配分に関すること。 ⑷　災害時の血液製剤の供給に関すること。 ⑸　義援金の受付に関すること。 ⑹　災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。 ⑺　災害時の外国人の安否調査に関すること。
日本放送協会及び放送関係機関	⑴　気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 ⑵　社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
九州電力株式会社川内配電事業所	⑴　電力施設の整備と防災管理に関すること。 ⑵　災害時における電力供給確保に関すること。 ⑶　被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
電源開発株式会社	⑴　電力施設の整備と防災管理に関すること。 ⑵　被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
自動車運送機関	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
南国交通(株)空港自動車営業所 鹿児島交通(株)川内営業所	⑴　被災地の人員輸送の確保に関すること。 ⑵　災害時の応急輸送対策に関すること。
社団法人鹿児島県エルピーガス協会	⑴　ガス供給施設の耐災整備に関すること。 ⑵　被災地に対する燃料供給の確保に関すること。 ⑶　ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること。
鹿児島県医師会	災害時における助産、医療救護に関すること。
鹿児島県歯科医師会	⑴　災害時における歯科医療に関すること。 ⑵　身元確認に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。

第８　その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北さつま農業協同組合	⑴　被災農家の農作物災害応急対策の指導並びに農業生産資材、農家生活資材の確保及びあっせんに関すること。 ⑵　被災農家に対する資金の融資及びあっせんに関すること。 ⑶　農作物の需給調整に関すること。
北薩森林組合	⑴　森林風水害による応急対策及び災害復旧に関すること。 ⑵　災害応急用材の需給対策に関すること。
さつま町商工会	⑴　被災者に対する衣料、食品の融資あっせんに関すること。 ⑵　被災会員等に対する資金の融資あっせんに関すること。
さつま土地改良区	⑴　農業用ため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。

	⑵　農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
さつま町社会福祉協議会	⑴　被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 ⑵　福祉救援ボランティアに関すること。
薩摩郡医師会及び病院等経営者	⑴　防災に係る施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること。 ⑵　災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 ⑶　被災負傷者等の収容保護に関すること。 ⑷　災害時における医療、助産等の救護に関すること。 ⑸　近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	⑴　防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関すること。 ⑵　災害時における収容者の避難誘導に関すること。
水道事業者	⑴　水道施設の整備と防災管理に関すること。 ⑵　災害時における水の確保に関すること。 ⑶　被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

資料編　◦防災関係機関連絡先一覧　　Ｐ．１

第３節　さつま町の概要

第１　自然的条件

１　位置

さつま町は、鹿児島県の北西部、北薩地域の中心部にあり、鹿児島市から約40㎞のところに位置する。周囲を山々に囲まれた盆地で、町は、東西27.3㎞、南北22.0㎞の範囲に及び、面積は303.90㎢、鹿児島県の3.3％を占めている。

２　地形

一般に小山系、小河川と点在する小平野からなり、紫尾山（1,067ｍ）から分岐する丘陵地が広がっている。これらの山系から流れる河川は、川内川・夜星川・海老川・久富木川・五反田川・泊野川・穴川・南方川等があるが、町の中央を東西に貫流する川内川を除いて、いずれも短い河川で、平野は河川に沿って分散分布している。

川内川は、全長137㎞、流域面積1,595㎢に及ぶ南九州第一の大河である。

川内川は東西に流れており、梅雨期には前線が重なり最も集中的に流れ込みやすい地形となっている。

３　気候

気候は、太平洋岸気候区に属しているが、周囲を山々に囲まれた盆地であるため、夏は蒸し暑く、冬の冷え込みが厳しい内陸的な気候となっている。降水量は、年間2,300～2,400㎜を超え、鹿児島県平均の2,200㎜と比較しても多く、特に６月には約600㎜と年間を通じて最も多くの雨量がある。また、６月から７月にかけての梅雨、８月から９月にかけての台風シーズンの時期には、集中豪雨、暴風雨に見舞われることも多く、各地でがけ崩れや道路の決壊、耕地の冠水などの被害が発生している。

年間の最高気温は36℃、最低気温は－4.6℃であり、平均気温は17℃である。冬には紫尾山に冠雪や樹氷が見られ、平地においても積雪を観測することもある。

第２　社会的条件

１　人口

本町の人口（令和２年国勢調査）は20,243人、世帯数は9,231戸で、前回の国勢調査（平成27年）から2,157人余り、約10％の減少となっている。

また、高齢化の状況は、令和２年の国勢調査で8,447人、率にして41.7％と町民の2.4人に１人が65歳以上の高齢者となっている現状であり、本町の高齢化は、県全体より20年、全国より35年早く進行しているといえる。

高齢化が進むことによる災害時要援護者の増加や、生活圏の広域化による昼間の留守家庭の増加などが防災力を弱め、災害を大きくする要因となる。

したがって、これらの背景を踏まえて、災害時の防災対策のあり方が重要になってくる。

２　産業

⑴　農業

稲作を主体に、畜産や野菜、花き、いちご等の園芸、茶、果樹など生産性の高い作物栽培

を目標に各種補助事業の導入による施設の整備や担い手・地域リーダー育成のためのソフト事業の導入などに取り組み、生産性の向上による農家所得の増大や労力の軽減等を図っているが、農業従事者が年々高齢化しているため、高齢農業者が生きがいを感じて農業ができる条件整備が必要となっている。

⑵　林業

町の総面積の66%に当たる林野を活用した林業においては、林業一戸当たりの経営面積が小さく、農業との兼業あるいは副業として営まれており、零細な林業経営である。

⑶　商業

消費ニーズの多様化や大型店・専門店の増加、24時間営業形態のコンビニエンスストアの進出など、本町商業環境を取り巻く情勢は大きく変化してきている。また、小売店においても経営者の高齢化や後継者不足など、数多くの課題を抱えている。

⑷　工業

工業は、誘致企業の立地等の効果により、全体として製造出荷額は増加傾向にある。しかし、食料品加工業や竹製品や木材製造業など地域農林業と関係の深い地場産業については、海外からの安い製品におされ、販売額の低迷が続いており、ピーク時より３割ほど出荷額も減少している。

⑸　観光

本町は、古い歴史と豊かな自然に恵まれ、紫尾山、川内川、鶴田ダム、観音滝公園、宗功寺公園、宮之城温泉等多くの観光資源があり、年間約100万人の観光客を迎え入れている。

また、県立北薩広域公園の整備に伴い、新たに年間30万人程度の入込客が想定されるため、これらの受入れに対するソフト・ハード両面にわたる整備を進めるとともに、土地に不案内な観光客に対する防災対策の確立も急務である。

３　交通

⑴　道路

本町の道路網は、一般国道267号・328号・504号の３路線が市街地で交差し、それを補完する主要地方道２路線、一般県道16路線と町道1,171路線768kmが、さらには、川薩広域農道、農免農道が町内全域を網羅しており、町民の生活環境の改善と産業経済振興の基礎として重要な役割を担っている。

また、一般国道504号は、地域高規格道路の指定を受け、将来的には高速交通体系を活かした産業活動への波及が期待されている。

道路改良率は、町道で59.8%と低く、早急な整備が望まれている。

⑵　交通機関

本町の交通機関は、バス交通（ＪＲ九州、鹿児島交通、南国交通）だけであり運行路線は鹿児島市、薩摩川内市を結ぶ路線が主であり、南国交通による空港シャトルバスも運行されているが、利用率は年々低下しており、廃止・減便の危機に直面している路線が多くある。

しかし、徐々に進行する高齢化社会に伴い増加する老人や子供等に対応するため、また、災害時の避難及び応急物資受入れのための緊急輸送路の確保のためにも公共交通機関の整備は、急を要する課題となっている。

第３　災害の記録

本町における過去の主な災害は、資料編に掲げるとおりである。

資料編　○過去の主な災害　　Ｐ．12

第２章　災害予防計画

第１節　土砂災害等の防止対策

関　係　機　関	
建 設 課	農 林 課
総 務 課	

本町は、地形・地質条件から、山地災害、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の風水害による斜面崩壊、農地災害等の被害が予想される。このため、このような災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、県と連携し、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

第１　土砂災害防止事業の推進

本町は、台風、豪雨の発生する頻度が高いため、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。

町は、危険箇所等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

１　山地災害危険箇所

県は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区を調査・把握している。

町は、この調査に基づいて、山地災害危険地区対策事業の推進を県に働きかけるとともに、危険度に応じた警戒体制を確立し、人的災害等の防止に努める。

資料編　○山地災害危険箇所一覧　　Ｐ．30

２　土石流危険渓流等

土石流は、台風や集中豪雨が原因となるが、地震後は地山の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがある。

土石流による災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に土石流等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

また、土石流による災害を未然に防止するような事業の推進が図られるよう県に要請する。

資料編　○土砂災害危険箇所一覧　　Ｐ．19

３　地すべり危険箇所

町内における地すべり防止区域及び地すべり危険箇所は、資料編のとおりであるが、地すべ

り災害を未然に防止し、又は最小限にとどめるため、地すべり地域の実態を把握しておくとともに、情報収集・伝達及び避難方法の整備を図る。

〈地　す　べ　り　の　前　兆〉

1　斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
2　凹地ができたり、湿地が生じる。
3　斜面からの湧水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
4　石積がはらんだり、擁壁にひびが入る。
5　舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
6　樹木、電柱、墓石などが傾く。
7　戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。
　集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

資料編　◦土砂災害危険箇所一覧　　P．19

4　急傾斜地崩壊危険箇所等

急傾斜地崩壊危険箇所は、資料編に掲げるとおりであるが、町は、危険区域ごとにその範囲、人口、世帯数、建物等を把握し、予想される災害についての被害状況を検討しておくものとする。

資料編　◦土砂災害危険箇所一覧　　P．19

5　建築基準法に基づく災害危険区域

町は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。急傾斜地崩壊危険区域又は出水若しくは地すべりによる危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転の促進やがけ地近接等危険住宅移転事業を行う。

6　主要交通確保のための途絶予想箇所の把握

町は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

資料編　◦交通途絶予想箇所一覧　　P．40

7　土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

県は、土砂災害警戒区域を指定し、町は区域毎に警戒避難体制に関する事項について定める。また、警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知する。

⑴　土砂災害警戒区域（通称イエローゾーン）

町は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域について、土砂災害防止法第７条に基づき各区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

⑵　土砂災害特別警戒区域（通称レッドゾーン）

町は、土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

について県が行う基礎調査、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者関連施設を目的とした開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、知事は移転等の勧告が可能となる。

資料編　◦土砂災害警戒区域等一覧　　Ｐ．14

第２　災害危険箇所等の調査結果の周知

１　災害危険箇所の点検体制の確立

町は、北薩地域振興局、消防機関、警察等防災関係機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行う。

２　災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

⑴　町は、災害危険箇所の内容を住民が十分認識するよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、町は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

⑵　町独自に、新たに把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

３　災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

町は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

⑴　災害危険箇所のほか、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配付

⑵　広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

第３　災害危険箇所の警戒避難体制の整備

１　警戒体制の確立

⑴　町は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を自主防災組織等と実施するとともに地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

⑵　土砂災害警戒区域内に、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の利用する施設がある場合には、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報・警報の伝達方法を定めるものとする。

⑶　土砂災害警戒区域内での円滑な避難を確保する上で、必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じておくものとする。

２　避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

町は、人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。また、必要によ

り、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

3　避難計画の整備

町は、特に、災害危険箇所等の住民を対象に、次の内容の避難計画を作成する。

⑴　災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際、留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

⑵　住民への情報伝達方法の整備

町防災行政無線のほか、公民会放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法についての効果的な運用方法の整備を図る。

⑶　避難所・避難路の指定

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水等の影響がない安全な経路を複数定める。また、避難所での住民の世話人の配備等の措置を定める。

⑷　避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居老人等の要配慮者については、誘導担当者を定める。

⑸　避難指示等の基準の設定

土砂災害警報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警報及び土砂災害警報の補足情報となる河川砂防情報システムの危険度レベル（レベル１、２、３、４）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。（以下、一般災害対策編において、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）

4　住民の自主的避難の指導

町は、土砂災害等が発生したときの住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導に努める。避難対象地区内の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努める。このため、町及び各防災関係機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

住民の自主的避難の指導方法は、本章第22節「自主防災組織の育成強化」で定める。

5　避難訓練

町は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

避難訓練の方法は、本章第21節「防災訓練の効果的実施」で定める。

第２節　河川災害等の防止対策

関　係　機　関
建 設 課　　総 務 課

本町は、川内川が貫流し、しかも多雨地帯という気象的に厳しい自然条件のもとに置かれており、洪水の被害を受けやすい特質があるため、河川災害に対する防止対策を講じておく必要がある。このため、従来より推進されている河川堤防等の整備事業を継続して推進する。

第１　河川災害の防止対策

１　河川災害の防止事業の推進

⑴　河川及び治水施設等の整備状況

地形・気象等の自然的要因と、宅地化等による土地利用の変化等の社会的要因のため、河川の安全度は低下する傾向にある。このため、本流川内川については、年々改修を行っているが、長期的展望に立って、緊急度の高い氾濫区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮しつつ整備事業を推進していく。

⑵　河川及び治水施設の整備方策

河川の通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが予想されるため、河川堤防の災害防止対策を必要区間について、後背地の資産状況等を勘案して整備を進める。併せて「水防災意識社会構築ビジョン」に基づき、堤防補強等のハード対策への協力や住民目線に立ったソフト対策を推進する。

２　河川等重要水防箇所等危険予想区域の把握、周知

町は、河川等重要水防区域及び重要水防箇所以外の危険予想箇所に基づき、住民への周知に努めるとともに、河川災害の危険性等に関する次の事項を把握し、その結果を必要に応じ、住民に周知する。

また、町は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨等により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される災害の危険を住民等に周知する。

⑴　河川の形状、地盤高に応じた浸水危険箇所の把握

⑵　避難路上の障害物等の把握

⑶　指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握

⑷　危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

資料編　◦重要水防箇所一覧　　Ｐ．51
◦重要水防箇所外の危険予想区域　　Ｐ．53

３　重要水防箇所の巡視等

水防管理者は、異常降雨によって、河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたとき等には、危険箇所内の堤防等の巡視を行うものとする。

４　水防施設及び資機材の整備

水防施設及び資機材等は、資料編に掲げるとおりである。

資料編　○町内水防倉庫一覧　　Ｐ．53

第２　ダム施設災害予防対策

１　町の措置

町は、九州地方整備局鶴田ダム管理所及び電源開発株式会社と平常時から連携を強化し、相互の応援・協力体制を定め、緊急時における情報連絡体制、相互の協力体制等について確認しておく。

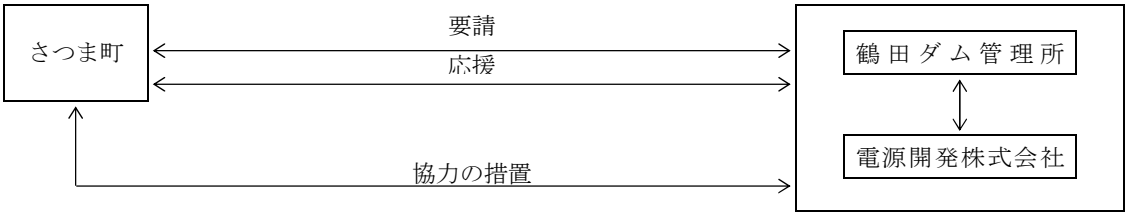

２　九州地方整備局鶴田ダム管理所の措置

⑴　ダム施設の点検整備

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準により、構造計算に用いる設計震度が定められ、これに基づき設計されている。ダム管理所では定期的に点検整備を行うものとする。

ア　ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し、異常がないことを確認する。また、定期点検を行い、ダム及び貯水池の維持管理に努める。

イ　ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、耐震対策として関係法令等を最低基準として設計及び施工する。

⑵　洪水期間と制限水位及び予備放流水位

ア　洪水期間と制限水位

鶴田ダムの洪水期間は毎年６月11日から10月15日までの期間で、毎年10月16日から翌年６月10日までを非洪水期間とする。洪水期間における貯水位の最高水位（以下「制限水位」という。）は、「鶴田ダム操作規則」（以下「操作規則」という。）による。

イ　予備放流水位

所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が操作規則に規定する予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行わなければならない。

第３節　防災構造化の推進

関　係　機　関
建 設 課　　総合政策課 消防本部　　総 務 課

町内の防災基盤整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業や再開発事業などをはじめ、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することによる既成市街地の更新、新規開発に伴う指導・誘導を行うことによる適正な土地利用を推進するほか、町における、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定めた立地適正化計画（防災指針）の策定を推進することにより、風水害等に備えた安全な環境整備を推進する。

第１　建築物の不燃化の推進

１　防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

２　消火活動困難地域の解消

町は、市街地の不燃化事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

３　公営住宅の不燃化推進

町は、老朽公営住宅について、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。

４　消防水利・貯水槽等の整備

町は、消防水利の基準等に照らし、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

５　その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第２　道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

１　道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

⑴　道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、町は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資するとともに、道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

⑵　公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

町は、公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、オープンスペースを確保し、避難地

としての機能を強化する。

2　共同溝等の整備

町は、地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限にとどめるため、これらを収容するための共同溝等の整備を推進する。

第３　擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1　擁壁の安全化

町は、道路部において擁壁を設置する場合については、設計時に安全性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2　ブロック塀等の安全化

町は、パンフレットの配付等や建築物防災週間において、新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について住民及び事業所に指導する。

3　窓ガラス等落下物の安全化

町は、既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を行うとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。

また、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

第４節　建築物災害の防止対策

関　係　機　関
建 設 課　　総 務 課

風水害時等の災害時は、災害状況により、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の堅牢性・安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

第１　公共施設及び防災基幹施設の堅牢化・安全化

１　公共施設等の堅牢化・安全化

町は、庁舎、学校、公民館、公共住宅等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の堅牢化・安全化の推進に努める。

２　重要防災基幹施設の堅牢化・安全化

庁舎、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。このため町は、これらの施設の機能を確保・保持し、施設の堅牢性・安全性の確保を図る。

第２　一般建築物の堅牢化・安全化

１　住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

⑴　建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図り、不燃化等の必要性を啓発する。

⑵　がけ地近接危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

資料編　◦さつま町がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱　Ｐ．88

２　特殊建築物等の安全化

⑴　特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に実施する調査・検査に対する報告を求め、安全確保を図る。

⑵　特殊建築物の定期的防火検査の実施

上記⑴に掲げる特殊建築物等不特定多数の者が利用する施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において消防署等の協力を得て、防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

第５節　公共施設の災害防止対策

関　係　機　関	
水　道　課	建　設　課
九　州　電　力　(株)	ガス事業者
西日本電信電話(株)	

水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路・橋梁等の公共施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能マヒに陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

第１　水道施設の災害防止対策

１　災害に強い水道施設・管路施設の整備の推進

水道施設は日常生活に不可欠なため、水供給機能がマヒしたときの社会的影響の大きさにかんがみ、水道施設の整備に当たって、次の対策を推進し、災害に強い水道施設の整備を推進する。

⑴　水源、管路施設等の水道供給システムの整備・強化

⑵　石綿セメント管等から鋳鉄管等への敷設替えの推進

⑶　老朽水道施設、配水管、管路施設の点検・補修の推進

⑷　浄水場等の堅牢化・停電対策の推進

⑸　広域的なバックアップ体制の推進

⑹　飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

２　復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材、被災者への応急給水施設等の整備を推進する。

３　水道施設の応急復旧体制の整備

水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、対応に努めるものとする。

さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

４　代替水源の確保

地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

第２　道路・橋梁の災害防止

１　道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出・救助、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、町は、既存道路施設等の安全化を基本に、次の防災対策等

の整備に努める。

⑴　道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を推進する。

⑵　道路の橋梁における耐震対策工事

道路における橋梁の機能を確保するため、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を推進する。

⑶　トンネルの補強

トンネルの交通機能の確保のため、トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要であると指摘された箇所について、トンネルの補強を推進する。

2　緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。このため、町は、防災拠点間（又は防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備による防災対策を推進する。

3　道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、消防関係及びその他の機関と連携のもとレッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

第３　電力施設の災害防止

1　電力設備の災害予防措置

九州電力株式会社及び電源開発株式会社は、以下の方法により、災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置を講ずる。

⑴　水害対策

ア　水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の現状、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置、及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、被害が予想される箇所について、点検整備を実施する。

イ　送電設備

・架空電線路・・・・土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルートの変更、擁壁、石積み強化等を実施する。

・地中電線路・・・・ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

ウ　変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、出入り口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクトの密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可

能な箇所では、屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋内機器は基本的にかさ上げを行うが、かさ上げが困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

⑵ 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術指針等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備等の弱体箇所は、補強等により対処する。

⑶ 土砂崩れ対策

土砂崩れ対策は、地形・地質等を考慮して、状況により、擁壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

2 防災業務施設及び設備の整備

⑴ 観測、予測施設及び設備の強化、整備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、雨量、流量等の観測施設及び設備の強化、整備を図る。

⑵ 通信連絡施設及び設備の強化、整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ、無線、有線設備等の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

3 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から、復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるとともに、災害対策用資機材の輸送計画を樹立し、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力の確保に努める。

また、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

4 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に、常日頃から、テレビ・ラジオ等の報道機関のほか、パンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

⑴ 無断昇柱、無断工事をしないこと。

⑵ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に連絡すること。

⑶ 断線垂下している電線には絶対触れないこと。

⑷ 浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

⑸ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

⑹ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

⑺ その他事故防止のため留意すべき事項

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

5 防災訓練による施設復旧体制の整備

災害対策を円滑に推進するため、年１回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方自治

体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第４　ガス施設の災害防止

１　ガス施設の災害防止措置の実施

ガス事業者は、災害が発生した場合、ガス施設の災害を防止できるよう以下のとおり施設や導管の災害防止措置を実施する。

⑴　ガス製造所、供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備、ガスホルダー及び防火設備や緊急遮断設備等の整備を行い、災害の軽減を図る。各設備の維持管理については、保安規程に基づいて、定期的な保守点検整備等を行う。

⑵　導管関係整備

導管及び整圧器、バルブ等の付属設備については、保安規程に基づいて設置し、定期的な保守点検を行う。特に高圧導管の設置にあたっては、路線地盤の強弱等に十分配慮するよう計画する。

２　ガス施設の応急復旧体制の整備

ガス事業者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な措置により、二次災害の防止及び供給停止地域の極小化を図れるよう、以下の対策を実施する。

⑴　応急復旧体制の整備

機動的な応急復旧体制を整備し、災害時措置要領等の整備に努める。

⑵　設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、データを整備して設備対策を講じる。

⑶　緊急対策、復旧対策

被害情報の収集、初動体制、ガス供給停止及び供給開始等、緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるよう努めるとともに、緊急措置ブロックの形成を推進する。

⑷　支援体制

被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

３　需要家への啓発対策

ガス事業者は、平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し、需要家の意識の啓発に努める。

第５　通信施設の災害防止

１　電気通信設備等の耐災性の確保（防災設計による）

西日本電信電話株式会社川内支店は、通信施設の耐災性（不燃性、耐水性等）の確保に関する対策を推進することにより、風水害等の災害等の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について以下に示す予防措置を講じる。

⑴　電気通信施設・設備の耐災化

電気通信施設・設備の耐災化を図る。特に、局舎（電話局等）については、既往最大規模の風水害による被害を参考として不燃、耐火、耐水構造化を推進する。

⑵　通信用機器の耐災化

局舎内に設置する電信・電話データ通信用機器は、風水害による浸水、損傷、流失等を防

止するため、支持金物等による措置を行う。

⑶　非常用予備電源の確保・整備

非常用予備電源として蓄電池、発動発電機を常備する。

2　通信設備の確保

⑴　架空ケーブルの地下埋設化

架空ケーブルは、火災による延焼や河川出水、土砂災害等による寸断に比較的弱いので、寸断等のおそれのある区間は地下埋設化を推進する。

⑵　橋梁添架ケーブルの耐火防護・補強

橋梁添架ケーブルは、二次的災害の被害を想定して、耐火防護・補強を実施する。

⑶　局間地下ケーブルの経路の分散化

電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。

⑷　通信サービス実施体制の整備

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ定められた次の措置計画により、万全を期する。

ア　回線の切替え措置方法

イ　可搬無線機、工事用車両無線機及び予備電源車の運用方法

ウ　重要局所被災時の措置方法

エ　災害対策用電話回線の作成

オ　一般通話の制限（広域な災害が発生したとき又は予知されたとき、これら地域に対する重要通信を確保するため、必要により一般通話を制限する。）

3　災害対策用機器・資機材の整備

⑴　各種無線機

通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機、衛星通信車載局、移動無線車、孤立防止対策用衛星電話を配備する。

⑵　大容量可搬型電話局装置等

局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、大容量可搬型電話等を主要地域に配備する。

⑶　移動電源車

移動電源車は、災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために使用するもので、電話局、無線中継所等を対象に配備する。

4　防災演習の実施

災害対策を円滑に推進するため、災害対策情報連絡演習、災害対策復旧計画演習及び災害対策実施作業演習に関する防災演習を実施するとともに、県及び市町村が実施する防災演習には積極的に参加する。

5　情報の提供

災害発生に当たっては通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、西日本電信電話株式会社ホームページ等を活用し通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

第６節　危険物等災害対策

関　係　機　関	
総 務 課	消　防　本　部

社会・産業構造の多様化等に伴う石油等の危険物や高圧ガス等の需要の拡大により、危険物災害等による被害が予想される。

このため、危険物や高圧ガス等の漏洩・爆発等による被害を極力最小限に抑えられるように予防措置を実施し、危険物災害等の防止対策の推進に努める。

第１　危険物災害等の防止対策の実施状況

１　危険物施設等の保安監督・指導

消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

資料編　○町内危険物施設一覧　　Ｐ．46

第２　危険物災害の防止対策の実施方策

危険物の種類や危険物施設の形態及び当該施設での貯蔵又は取り扱われる状態によって、災害予防対策は異なるので、消防法の規定に基づき次により災害予防対策を図る。

１　危険物施設の整備改善

危険物施設の位置、構造又は設備が、消防法第10条第４項の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するよう、次の措置を講ずる。

⑴　自主査察の実施指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者等は、危険物保安監督者並びに危険物施設保安員に命じて、施設の位置、設備等が消防法第10条第４項の基準に適合しているかを自主的に査察し、必要に応じ施設の設備改善を図るよう指導する。

⑵　立入検査の実施

危険物施設に対し、必要に応じ立入検査を行い、施設の整備改善について指導する。

２　危険物施設における危険物の安全確保

危険物施設での危険物の取扱貯蔵は、消防法第10条第３項の規定による技術上の基準に適合して実施するよう、次の措置を講ずる。

⑴　自主査察の実施

危険物施設の所有者、管理者又は占有者等は、危険物保安監督者並びに危険物施設保安員として、危険物の貯蔵、取扱いについて必ず保安監督を励行させるとともに、消防法第10条第３項の基準に適合させるよう指導する。

⑵　立入検査の実施

危険物施設に対し、必要に応じ立入検査を行い、危険物施設での危険物の取扱い、貯蔵について指導する。

3　危険物運搬の安全確保

危険物運搬については、消防法第16条の規定による技術上の基準に適合させるよう、次の措置を講ずる。

⑴　自主査察の実施

危険物を運搬する者に対し、危険物取扱者の同乗を励行させるとともに、消防法第16条に定める容器、積載方法及び運搬方法の技術上の基準に適合させるように指導する。

⑵　立入検査の実施

警察の協力を求めて立入検査を実施し、危険物の運搬、容器、積載方法について指導する。

4　保安教育の実施

危険物取扱いについての保安教育を、次により実施する。

⑴　危険物施設所有者に対し、自主的な危険物取扱者並びに危険物施設保安員の再教育及び危険物施設に勤務し、危険物の取扱い、貯蔵に従事する者の保安教育の実施を指導する。

⑵　危険物取扱者並びに危険物施設保安員の再教育及び危険物施設に勤務し、危険物の取扱い、貯蔵に従事する者の保安教育を実施する。

5　危険物施設の事業者等の措置

⑴　火薬類の保安

災害により火薬庫が危険な状態となった場合は、責任者は応急措置を講ずるとともに、警察署、消防機関に通報する。

通報を受けた機関は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講ずる。

ア　保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の立入りを禁止する。

イ　アの措置を講ずる余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等、爆発防止の措置を行うとともに、盗難防止の措置を講ずること。

ウ　爆発による被害を受けるおそれのある地域は、立入禁止の措置を行うとともに、危険区域内の住民を避難させるための措置を行う。

⑵　高圧ガスの保安

災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、責任者は応急措置を講ずるとともに、知事（危機管理防災局消防保安課）、警察署及び消防機関に通報する。

通報を受けた機関は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講ずる。

ア　発災事業所に対し、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させ、放水による冷却等適切な措置を行う。

イ　発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて区域の住民に対し避難させるための措置を行う。

ウ　水害による高圧ガス容器の流失が認められた場合は、流出容器による災害防止のため町、警察署及び消防機関等相互の連絡を密にし、回収に努める。

⑶　石油類等の保安

危険物製造所、貯蔵所、取扱所の管理者等は、火災、水害時に際し、石油類による災害を防止するため、町及び関係機関と緊密な連携を図り、次の緊急措置を講ずる。

ア　災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、施設の管理者及び保安監督者は、危険物の取扱作業を中止し、安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置を行うとともに、消防機関に通報する。

イ　通報を受けた消防機関は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ、付近の住民を避難させるための措置を行う。

⑷　電気事業の保安

ア　電気事業者は、施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し、適切な措置をする。

イ　自家用電気工作物施設者は、保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。

ウ　住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

第７節　農業災害の防止対策

関　係　機　関
農　林　課

風水害等の災害による農作物等の被害を軽減し、農家経営の安定を図るため、農作物及び農業関連施設の被害予防及び事後対策を推進する。

１　農作物等被害予防指導体制の確立

農作物等被害予防対策を推進するためには、町はもとより、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図らなければならない。

このためには、これらの機関の機能を最大限に活用しながら、かつ、一元的な組織体系を確立し、技術指導の末端農家への迅速な浸透を図るため、指導体制の確立を図るとともに、関係機関、団体の積極的協力を要請する。

２　農作物等被害予防対策の確立

各地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組合せ、作付体系等、防災営農の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

３　作目別被害予防対策

町の地理的条件による災害の発生状況を考慮した作目ごとの予防対策指導を徹底するとともに、事前事後対策指導を実施し、被害を最小限にとどめる。

４　防災営農施設の整備

災害による農作物の被害を軽減・防止するために、防災営農施設の整備を行い、農家の経営安定と併せて地域農業の健全な発展を図る。

⑴　農地の現況

本町は、川内川及びその支流域に広大な耕地が開けており、水稲栽培を中心に、畜産・園芸等を合わせた農業が営まれている。しかし、川内川は大雨のたびに氾濫を引き起こし、農地、農作物等は甚大な被害を受けていることからも、緊急に農地防災対策を講じ農業生産の安定的向上を図る必要がある。

⑵　農地災害事業の基本方針

台風による大雨、土砂崩壊等に対して、農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、堤防等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、降雨等による農地の侵食対策等について、土地改良長期計画等に即し総合的に事業を推進し、災害の発生防止を図る。特に豪雨等により決壊した場合に下流の人家・公共施設等に影響を及ぼすおそれのあるため池（防災拠点ため池）のうち、対策が必要なものについては計画的な整備に努める。

また、町は、ダム・ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

資料編　◦防災ため池一覧　　Ｐ．40

第８節　防災研究の推進

関係機関
各 課 共 通

町は、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

第１　地域危険度の調査研究

町は、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップの作成等に努める。

第２　防災対策についての調査研究

防災対策について、砂防、治山、農地保全の各面から、総合的な調査研究に努める。

第９節　防災組織

関係機関
総　務　課

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町は、防災計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進するとともに、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

第１　実施体制の整備

１　職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。

（動員配備体制は、本編第３章第１節「応急活動体制の確立」参照）

⑴　災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。

⑵　勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、常時連絡、呼応できる体制で対応する。

２　災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、本編第３章第１節「応急活動体制の確立」参照）

⑴　警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

⑵　災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも２～３日分の水、食料、毛布等を備蓄する。

⑶　本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

ア　動員配備・参集方法

イ　本部の設営方法

ウ　町防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

第２　連絡調整体制の整備

1　情報連絡体制の充実

町は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平時から次のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

⑴　情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

⑵　勤務時間外での対応

町は、相互間の情報収集・連絡体制が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

2　防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

⑴　積極的な情報交換の実施

町は、防災関係機関と連携して、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行い、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

⑵　通信体制の総点検及び通信訓練の実施

町は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び通信訓練を実施する。

3　自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行うものとする。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

⑴　連絡手続等の明確化

町は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続等を迅速に実施できるように整備しておく。（本編第３章第５節「自衛隊の災害派遣体制」参照）

⑵　自衛隊との連絡体制の整備

町は、地区を管轄する自衛隊と日ごろから情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

第３　広域応援体制の整備

町は、消防以外の分野についても、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ、全県的な防災広域相互応援協定等に基づき、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動が実施できる体制を整備しておく。

第１０節　通信・広報体制（機器等）

関係機関
総　務　課

風水害等の災害時は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化を図るとともに、通信が途絶している地域で、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、長時間の停電に対応可能な非常用発電の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＩｏＴ、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。

デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

第１　町通信施設の整備

１　通信施設の整備対策

町は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための町防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備の保守整備に努める。一方、戸別受信方式は、直接住民に連絡できる伝達手段のため、全世帯へ積極的に保守整備を進める。

資料編　○町防災行政無線設置状況　　Ｐ．43

２　通信施設の運用体制の充実

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日ごろから通信施設の運用体制の充実に努める。

⑴　通信機器の操作の習熟

日ごろから訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

⑵　通信機器の保守体制の整備

定期的に通信機器の保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理に当たる体制を整備する。

第２　県通信施設の整備

県は、災害時における迅速・的確な情報の収集・伝達体制を確立するために、県防災行政無線を整備し、県と合同（支）庁舎、市町村、消防本部、防災関係機関等で構成するネットワークを形成している。

町は、これらのネットワークにより災害時に必要な情報等を収集し、県等に対して迅速な被害報告ができるよう、県防災行政無線機器の操作、訓練及び災害時の運用方法等を平時から職員に対し習熟を図る。

第３　関係機関の通信施設の整備

防災関係機関は、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の対応について計画を定め、通信手段の充実に努める。

1　西日本電信電話株式会社

⑴　災害時優先電話

災害時に電話が輻輳した場合、通常、一般通話の規制が行われるが、災害の復旧や救援等を行うために必要な重要通信は、災害時優先電話として通話の規制が行われず、優先的に取り扱われる。

2　警察

⑴　警察有線電話

警察有線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

⑵　警察無線電話

警察無線電話を利用し、通信相手機関を管轄する警察機関（県警本部、各署、幹部派出所、交番、駐在所）を経て通信連絡する。

3　九州電力株式会社

九州電力株式会社所属の電話を利用し、通信相手機関の最も近い支店、電力所、営業所等を経て通信連絡する。

第４　防災相互通信無線の整備

町は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。

県は、災害時に大規模な通信障害が発生した状況下においても、市町村の被災状況等の情報収集を行うリエゾン活動等における通信手段を確保するため、県庁及び地域振興局・支庁等に可搬型衛星通信設備（スターリンク）を配備し、迅速で確実な災害初動対応の強化を図っており、また、災害発生時にスターリンクを円滑に活用できるよう、平時からの利用に努める。

第５　広報体制の整備

大規模な災害発生時に放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオを通じて町民に提供するとともに、緊急情報提供システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、インターネット（町ホームページ）や安心安全情報メールを効果的に活用する。

デジタルに馴染みのない方や通信が途絶した場合の代替手段として、紙媒体での情報提供の仕組みの構築も検討するものとする。

第１１節　気象観測体制の整備

関係機関
総　務　課

風水害による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を推進する。

第１　気象観測体制の整備

気象、水象等の自然現象の観測に必要な雨量観測、風向・風速観測、水位観測等の施設、設備を整備し、予報、警報等を速やかに住民及び関係機関へ連絡できるように、通信施設、設備等の整備とあわせて行うこととする。また、これらの施設、設備については、定期的に点検を行う。

資料編　◦町内雨量観測所一覧　Ｐ．41 ◦町内水位観測所一覧　Ｐ．41

第２　気象情報自動伝達システムの活用

気象情報自動伝達システムの活用により、気象警報等や気象関連情報を自動的に県から受信するとともに総務課職員の参集を携帯電話メールにより呼びかけ、風水害等の警戒体制の確立を図る。

また、気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を住民等（特に要配慮者施設）へ伝達するものとする。

第３　河川砂防情報システムの活用

河川砂防情報システムの活用により、町内の河川水位、雨量、ダム情報、河川カメラ画像、洪水予報、土砂災害危険度レベル等の水害や土砂災害に関する情報を、インターネット等により、住民に対し情報提供するものとする。

第１２節　消防体制

関係機関
消防本部

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防機関による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

第１　消防活動体制の整備

１　消防活動体制の整備・強化

⑴　消防組織の整備状況

ア　さつま町消防本部

本町には、常備消防として、さつま町消防本部及びさつま町消防署が設置され、各種消防業務を実施するとともに、消防団の教育、訓練等を行っている。

イ　さつま町消防団

本町に非常備消防として、さつま町消防団を置き、宮之城東部方面隊、宮之城西部方面隊、鶴田方面隊、薩摩方面隊の４方面隊の組織体制下で、消防団に係る消防活動を実施している。

＜消防団組織及び管轄区域＞

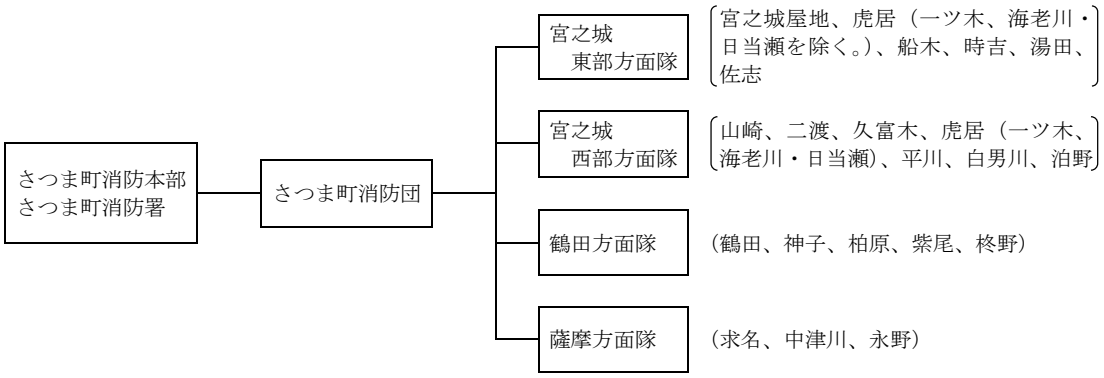

⑵　消防組織の充実強化

町及び消防本部は、整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

⑶　消防団の育成強化

ア　消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ　消防団の育成・強化策の推進

町及び消防本部は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

・　消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

・　消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2　住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化

⑴　一般家庭に対する出火防止の指導

町及び消防本部は、一般家庭内における出火を防止するため、消防団等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

⑵　地域住民の初期消火体制の整備

町及び消防本部は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

3　事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化

⑴　事業所に対する出火防止の指導

町及び消防本部は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

⑵　事業所の初期消火体制の整備

火災の発生時における応急措置要領を定めるとともに、自衛消防隊等（注）の育成を図る。また、地域住民と日ごろから連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。（注：消防法で定める防火管理者を置く学校、病院、工場等）

第２　消防用水利、装備、資機材の整備

1　消防用水利の整備（耐震性貯水槽等）

⑴　消防水利の整備状況

町内の消防水利の保有状況は、資料編に掲げるとおりである。

資料編　○消防水利の現況　　Ｐ．51

⑵　消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、次の方策により水利を整備する。

ア　消防施設の整備

国の示す消防力の整備指針に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

イ　畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水

として活用する。

2　消防用装備・資機材の整備（装備、車両等）

⑴　消防ポンプ車両等保有状況

町消防本部及び町消防団における消防ポンプ車両等の保有状況は、資料編に掲げるとおりである。

資料編　◦消防装備の現況　　Ｐ．50

⑵　消防用装備・資機材の整備方策

国の示す消防力の整備指針に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助及び消防施設整備県単補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

3　通信手段・運用体制の整備

⑴　消防通信手段の整備状況

消防・救急活動用通信手段は、消防本部において消防無線設備、専用電話回線並びに消防緊急通信指令システムが整備され、緊急時における通信手段・運用体制が整備されており、資料編に掲げるとおりである。

資料編　◦通信指令施設の現況　　Ｐ．44

⑵　消防通信手段の整備方策

ア　通信手段（消防・救急無線等）の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、デジタルにより整備された主運用波及び統制波を活用することで、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、次の機器等の整備の促進に努める。

・　多重無線通信機
・　衛星通信システム
・　早期支援情報収集装置
・　震災対策用通信設備等（可搬無線機、携帯無線機、全国共通波（増波）基地局等）

イ　通信・運用体制の整備

・　共同運用する消防緊急通信指令システムの維持管理、また、指令センター職員及び連絡調整員の指令管制能力の向上に努め、緊急時における通報の受理及び出動指令の迅速化を図る。

・　現場活動に必要な情報の収集・管理に努め、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

・ 消防通信指令業務の共同運用に伴い、システムの高度化を推進し、各管轄地域の実情にあった最適なシステムを構築することにより、関係消防本部との連携強化を図る。

第１３節　避難体制

関　係　機　関	
総　務　課	ほけん福祉課
こ ど も 課	教育委員会

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、災害時等における町長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

第１　避難所の指定・確保、安全性の点検

１　避難予定場所の指定

町は、災害時における条件を考慮して、地区ごと、災害種別ごとの避難予定場所を定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等の把握に努める。

また、避難予定場所、避難経路については適時総合的に検討を加え、必要ある場合は変更の上、住民に対し周知徹底させておく。町内の避難予定地は資料編に掲げるとおりである。

資料編　◦避難所等一覧　　Ｐ．66

２　避難所の確保と整備

⑴　避難所の確保

避難所は、避難予定場所又は学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の既存建物を応急的に整備して確保する。

また、町が定める避難所（以下、「指定避難所」という。）の他、町が推進する「届出避難所」制度を自治会及び自主防災組織等は活用することにより、地区住民の自主避難が安全かつ容易にできるよう、身近な避難所の確保と避難所の分散に努める。

さらに、平成２８年４月に発生した熊本地震での余震をおそれた車中避難、新型コロナウイルス感染症拡大により感染リスクが高まることへの不安による指定避難所に避難することができない車中避難者への対応についても避難所と同様に必要な措置を講ずる。

⑵　避難所の収容能力等の把握

ア　町は、災害時における条件を考慮して、地区ごと、災害種別ごとの避難所を定め、その所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておく。

イ　避難所の指定に当たっては、大規模災害時にも対応できるよう量的な確保に努めるとともに、可能な限り耐震構造に優れた施設を指定し、併せて、避難所である旨を明確に表示しておく。また、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平時から住民に、親戚や知人宅、地元集会施設等、より身近で安全な場所を選択肢に加えるなど、多様な自主避難についての推進を図るとともに、必要な場合には、関係課が連携して、ホテルや旅館等の

活用等を含めて検討する。

⑶　避難所の整備

ア　指定避難所には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、換気、冷暖房、照明等を整備しておく。また、避難所における救護施設、通信機器、ラジオ・テレビ等の確保についても考慮しておく。

また、避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者や感染症の疑いがある者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係課と関係機関が連携して検討を行い、必要な整備に努める。

イ　届出避難所

届出避難所の環境整備等については、管理する自治会及び自主防災組織等が行うものとし、必要な要望等について、町（総務課）と調整する。

ウ　車中避難

やむを得ない理由により避難所に滞在することのできない住民（災害対策基本法第８６条の７）が車中避難する場合、開設中の指定避難所駐車場の利用に努める。

指定避難所の駐車場を利用する際は、避難所管理者へ届出を行う。

届出を受け又は車中避難者を確認した管理者は、駐車場の統制の他、トイレの使用、避難所付近の浸水等被害情報提供及び必要に応じて生活関連物資の配布に留意する。

⑷　避難所における備蓄等の推進

指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

３　避難所・避難路の安全点検

避難予定場所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定し、整備・点検に努める。

資料編　○避難経路一覧　　Ｐ．68

第２　避難体制の整備

１　災害危険箇所の警戒体制の確立

町は、気象警報等が発表された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

2　土砂災害警戒区域内の避難体制の確立

⑴　町は土砂災害防止法第７条に基づき、警戒区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

⑵　前号の警戒区域に所在する要配慮者利用施設は土砂災害防止法第８条の２の規定に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための措置に関する計画（以下「避難確保計画」という）を作成し町へ報告しなければならない。同計画を変更した時も同様とする。

⑶　町は、避難確保計画に基づく避難訓練等の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

資料編　◦　土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設　　Ｐ．18

3　浸水想定区域内の得に防災上の配慮を要する者が利用する施設の避難体制の確立

町は、浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を有するものが利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という）で、当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる施設への連絡網を作成するとともに、電話、ＦＡＸ、防災行政無線、エリアメール等を用いて、はん濫注意水位等の到達、避難準備情報または避難勧告・避難指示に関する情報を伝達するなど避難体制を確立する。

資料編　◦洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設　　Ｐ．40

4　避難の指示・誘導体制の整備

⑴　　避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア　町長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。

イ　町長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う

ウ　町長は関係機関の協力を得て、地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

⑵　避難指示等の実施要領

ア　町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、隣接市町にも通知しなければならない。

イ　町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（県危機管理防災課）に報告しなければならない。

⑶　避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア　避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導を

できるようにしておく。特に、高齢者、身体障害者等の要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ　災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ　状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

5　自主避難体制の整備

⑴　町は、土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。

⑵　自治会及び自主防災組織等は安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

⑶　住民は、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心がける。

⑷　町が推進する「届出避難所」は、町が発令する避難情報の有無にかかわらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また、身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことから「届出避難所」の登録について必要な検討を行う。

6　避難指示等の伝達方法の周知

⑴　避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第10節の「通信・広報体制（機器等）」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア　同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ　自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ　サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ　広報車による呼びかけにより伝達する。

オ　テレビ、ラジオ、有線放送、電話等の利用により伝達する。

⑵　伝達方法等の周知

町長は、町の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

7　要配慮者の避難体制の強化

一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、あるいは病人、身体障がい者、知的障がい者、外国人等いわゆる要配慮者の避難については、次の点に留意して行う。

⑴　避難指示等の伝達体制の確立

町は、日ごろから要配慮者の掌握に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

⑵　地域ぐるみの避難誘導体制の整備

町は、要配慮者が避難するに当たっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導

員をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。また、自主防災組織等は安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

⑶　要配慮者に配慮した避難所等の指定・整備

避難所や避難経路の設定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、一般の避難所とは別に、特に配慮が必要となる要配慮者の避難を対象とした、福祉避難所の整備を図るものとする。

資料編　○福祉避難所一覧　　Ｐ．68

8　自宅療養者等の避難誘導

町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

第３　広域避難体制の整備

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第４　各種施設における避難体制の整備

1　社会福祉施設、病院等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者などには、寝たきりの高齢者や心身障害者、重症患者、新生児、乳幼児等いわゆる避難行動要支援者が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

⑴　避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難勧告等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ施設所在地域における浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、日ごろから、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導に当たっての協力体制づくりに努める。

⑵　緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導に当たっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整

備・強化に努める。

⑶　設備の整備・物資の確保

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。

また、夜間に避難を行う場合に備え、電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャッケット等必要な物資を用意するとともに、屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

⑷　防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的に実施する。

2　不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備

⑴　防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

⑵　組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日ごろから町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

⑶　緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

⑷　防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

3　学校における児童生徒等の避難体制の整備

町教育委員会教育長は、町内の学校における児童生徒・園児の避難体制を、次の方法により整備しておくよう各学校長・園長に徹底しておく。

⑴　集団避難計画の作成

ア　教育長は、町内学校の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し、各学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ　避難計画は、児童生徒等の発達段階を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点

をおいて作成する。

ウ　災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

⑵　避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

⑶　避難誘導体制の強化

ア　避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ　校長等は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

ウ　危険な校舎等においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ　災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長等は速やかに関係機関に通報する。

オ　児童生徒等を家庭に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

カ　児童生徒等が家庭にいる場合における臨時休業の通告方法の基準、連絡網を児童生徒等に周知徹底しておく。

キ　校長等は、災害種別に応じた避難訓練を、日ごろから実施しておく。

ク　校長等は、学校行事等による郊外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

ケ　校長等は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

⑷　避難場所の指定・確保

教育長は、町地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校の避難場所を定めておく。

第５　避難所の収容、運営体制の整備

１　避難所の開設・収容体制の整備

⑴　避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては知事が行い、知事からの委任を受けた場合は、町長が行う。町長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施する。

また、避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

⑵　福祉避難所の確保

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅

館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

⑶　適切な避難所収容体制の構築

町及び県は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、さつま町安心安全メール等アプリケーションや県防災Ｗｅｂなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制構築に努める。

2　避難所の運営体制の整備

町は、各避難所に、避難所の運営に当たる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、避難所における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、避難所管理運営マニュアル（令和３年１月策定）を基本とし運用する。

また、避難所管理運営マニュアルを活用し、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努める。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナ感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

3　避難所の生活環境改善システムの整備

町は、避難所や被災者の情報等を一元的に把握できる仕組みの整備に努めるとともに、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、男女双方の視点への配慮、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

4　避難所巡回パトロール体制の整備

町は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第１４節　救助・救急体制

関　係　機　関	
総　務　課	ほけん福祉課
消防本部	消　防　団

風水害時は、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第１　救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。

１　町（消防機関を含む。）の救助・救急体制の整備

⑴　消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

⑵　町は、町内で予想される災害、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、平時から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

また、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、事前に、孤立者の救出方法や情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

⑶　救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

⑷　傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

⑸　多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

⑹　土砂崩れ等による生き埋め等からの救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

２　消防団の救出・救助体制の整備

日ごろから、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

３　住民の救助・救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助・救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日ごろから町や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助・救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第２　救助・救急用装備・資機材の整備

１　救助用装備・資機材等の整備方針

⑴　土砂崩れ等による生き埋め等の救出・救助事象に対応するため、町は、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して必要な救助用装備・資機材の整備を次のとおり図っていくとともに、自主防災組織等が実施する整備事業に対して、支援を行う。

関係機関	整備内容
さつま町消防本部	ア　高度救助用資機材 ファイバースコープ、画像探索装置、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機 イ　救助用ユニット（画像探索装置、油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター）） ウ　消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）
さつま町消防団	ア　消防団員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m） イ　担架（毛布・枕を含む） ウ　救急カバン
自主防災組織	ア　担架（毛布・枕を含む） イ　救急カバン ウ　簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップ他） エ　防災資機材倉庫等

⑵　災害時に同時多発する救助・救急事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助工作車の整備を図る。

2　救急用装備・資機材等の整備方針

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

資料編　○救急救助用資器材等保有状況　　P．72

第１５節　交通確保体制

関　係　機　関
総　務　課　　建　設　課　　財　政　課

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

第１　交通規制の実施責任者

交通規制は、次の区分により行う。

区　　分	実施責任者	範　　囲	根　拠　法
道路管理者	国土交通大臣 （指定区間内の国道） 知事 （指定区間を除く国道及び県道） 町長 （町道）	1　道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法第46条
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	1　災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき 2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3　道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	災害対策基本法第76条 道路交通法第４条～第６条

第２　交通規制の実施体制の整備

1　各機関の整備方針は、次のとおりである。

区　　分	整　　備　　方　　針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想されるとき、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。 ア　交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 イ　交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。

	ウ　関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の交通機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日ごろから計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日ごろから図っておく。 エ　警備業協会との協定 災害時の混乱期には警備業協会と締結した協定により協力を得る。 オ　装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

2　災害における交通マネジメント

⑴　九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的に、交通需要マネジメント（※１）及び交通システムマネジメント（※２）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。」を組織する。

⑵　町は、交通に関し検討・調整等を必要と認めた場合は、県へ検討会の開催要請を行う。

※１　交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※２　交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

第３　緊急通行車両の事前届出・確認

1　緊急通行車両の事前届出

町が保有し、若しくは指定行政機関等との協定等により常時これらの機関の活動専用に使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両等で、災害対策基本法第50条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

資料編　◦緊急通行車両事前届出書及び届出済証　　Ｐ．61

2　届出済証の受理と確認

⑴　県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

⑵　届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

資料編　◦緊急通行車両確認証明書　　Ｐ．62
◦緊急通行車両等の標章　　Ｐ．63

第１６節　輸送体制

関　係　機　関
財 政 課　　建 設 課
総 務 課

風水害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

第１　輸送手段の確保及び関係機関相互の協力

１　輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等の輸送手段を次のとおり確保する。

⑴　自動車による輸送

輸送車両は、おおむね次の順序により確保し、効果的かつ円滑な運用を図る。

ア　町有車両等

イ　公共的団体の車両等

ウ　運送事業者等所有の営業用車両等

エ　その他の民間車両等

資料編　◦町内輸送業者一覧　Ｐ．10
◦町有車両一覧　Ｐ．58

⑵　空中輸送

緊急輸送手段として、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等の出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

⑶　人力による輸送

車両等による輸送が不可能な場合は、人夫等による輸送を行う。

２　関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日ごろから連携を図る。

第２　輸送施設・集積拠点等の指定

１　輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設をあらかじめ指定し、関係機関と連携を図りながら整備を図る。

資料編　◦緊急輸送道路一覧　Ｐ．65
◦町内ヘリコプター発着予定地一覧　Ｐ．65

２　集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点は、資料編に掲げるとおりである。

資料編　◦救援物資等の集積所　Ｐ．75

第３　緊急輸送活動に資する道路啓開体制の整備

１　災害に備えた道路啓開体制

県は、発災後の道路の障害物除去、（路面変状の補修や迂回道路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって電力、通信等のインフラ事業者を含む関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

また道路管理者は、当該計画も踏まえて、建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。

２　道路啓開路線の情報収集

町及び道路管理者は、関係機関と連携するなど、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集及び共有できる体制を構築するものとする。

３　道路啓開用装備・資機材の整備

町及び道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

４　関係団体等との協力関係の強化

町及び道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

第１７節　医療救護体制

関　係　機　関
ほけん福祉課　　消 防 本 部

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため、発災時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療体制の整備を計画的に推進する。

第１　緊急医療体制の整備

１　医療体制の整備

町は、県、医療機関、日本赤十字社、医師会等と協力し、災害時の医療体制の整備を図る。

⑴　救護班体制の整備

ア　町の対応

町は、自然災害（風水害・地震）の発生で災害対策本部を設置し、避難所（自主避難は除く。）又は救護所を開設した場合、災害対策本部長は医療救護の確保、疾病予防対策等に万全を期すため、救護班体制の整備の必要性を認めたときは、速やかに薩摩郡医師会に対し関連情報（避難所・救護所の場所、避難者・救護者数等）の伝達とともに、救護班の編成と出動を要請するものとする。なお、災害後の復旧時に社会福祉協議会が開設するボランティアセンター内における医療救護の確保等についても準拠するものとする。

イ　薩摩郡医師会の対応

薩摩郡医師会は、災害対策本部長から関連する災害情報とともに、救護班の編成と出動の要請があった場合は、速やかに町内医療機関と連携をとりながら救護班を編成し、避難所、救護所及びボランティアセンターに出動するものとする。なお、救護班の編成内容は、薩摩郡医師会が自主的に編成するものとする。

⑵ 救護所の設置、運営計画

町は、避難所内に救護所を確保する。ただし、災害の種別・状況によっては、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性等を考慮して、他の場所に救護所を開設するものとする。

資料編　◦町内医療機関一覧　　Ｐ．73

⑶　災害拠点病院（基幹災害医療センター、地域災害医療センター）の確保

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院として、基幹災害医療センターを県下に１箇所、地域災害医療センターを二次医療圏ごとに１箇所整備し、災害時の医療を確保している。町は、災害時に救護所や町内医療機関では処置が困難な重症者を災害拠点病院へ迅速に搬送できるよう、平素から搬送体制及び消防本部との連携体制等について整備を図るものとする。

資料編　◦災害拠点病院一覧　　Ｐ．74

⑷　医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応で

きる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど、平素から整備しておくものとする。

2　後方搬送体制の整備

⑴　負傷者の後方搬送について、町は、県及び関係機関と協力し、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

⑵　トリアージの訓練・習熟

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を搬送する必要がある。このため、町は、医療機関と協力して傷病程度の選別を行うトリアージタッグを活用した救護活動について、日ごろから訓練し、習熟に努める。

＜トリアージ＞

「傷病者を重症度に応じて選別する」行為のこと。

災害発生時などに多くの傷病者が同時に発生した場合に、それに対応する医療スタッフや器具・薬剤等が不足する。このため、傷病者の緊急度や重症度に応じて、治療優先順位を決めて適切な処置や病院への搬送を行う。

＜トリアージタッグ＞

トリアージには、「トリアージタッグ」と呼ばれる「札」を使用する。

これには、傷病者の「名前」「住所」「年齢」などの一般情報と、「トリアージ実施月日・時刻」「搬送機関名」「収容医療機関名」などのトリアージ情報が記載される。

⑶　透析患者や在宅難病患者等への対応

ア　透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、１人１回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週２～３回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、町は、断水時における透析施設への水の優先的供給、近隣市町への患者の搬送や、医師会等関係機関との連携による情報供給を行う体制を整える。

イ　在宅難病患者・長期療養児等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する必要がある。

このため、平時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、県、医療機関及び近隣市町等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立する。

(ｱ) 災害時要援護難病患者等全体に対しての対応

a　災害時要援護難病患者等の把握及び台帳の整理

b　保健所内での検討及び関係機関、団体との連携及びネットワーク体制の確立

c　災害時のセルフケア能力を多赤めるための患者・家族への教育、啓発

(ｲ)　医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者・長期療養児等への支援

a 予備電源の確保や医療材料等の備蓄等、日頃の備えについて啓発

b 近隣市町、医療機関等との連携による入院や受け入れ先の確保の調整

第２　医療用資機材・医薬品等の整備

災害時には、多量の医療用資機材・医薬品等の需要が見込まれるので、町は各関係機関と協力して、医療用資機材・医薬品等の整備に努めるとともに避難施設における医薬品の備蓄にも努める。

＜トリアージタッグ＞

（縦 穴 の 直 径 は ３ ㎜）

一　枚　目
（災害現場用）

二　枚　目
（搬送機関用）

三　枚　目
（搬送医療機関用）

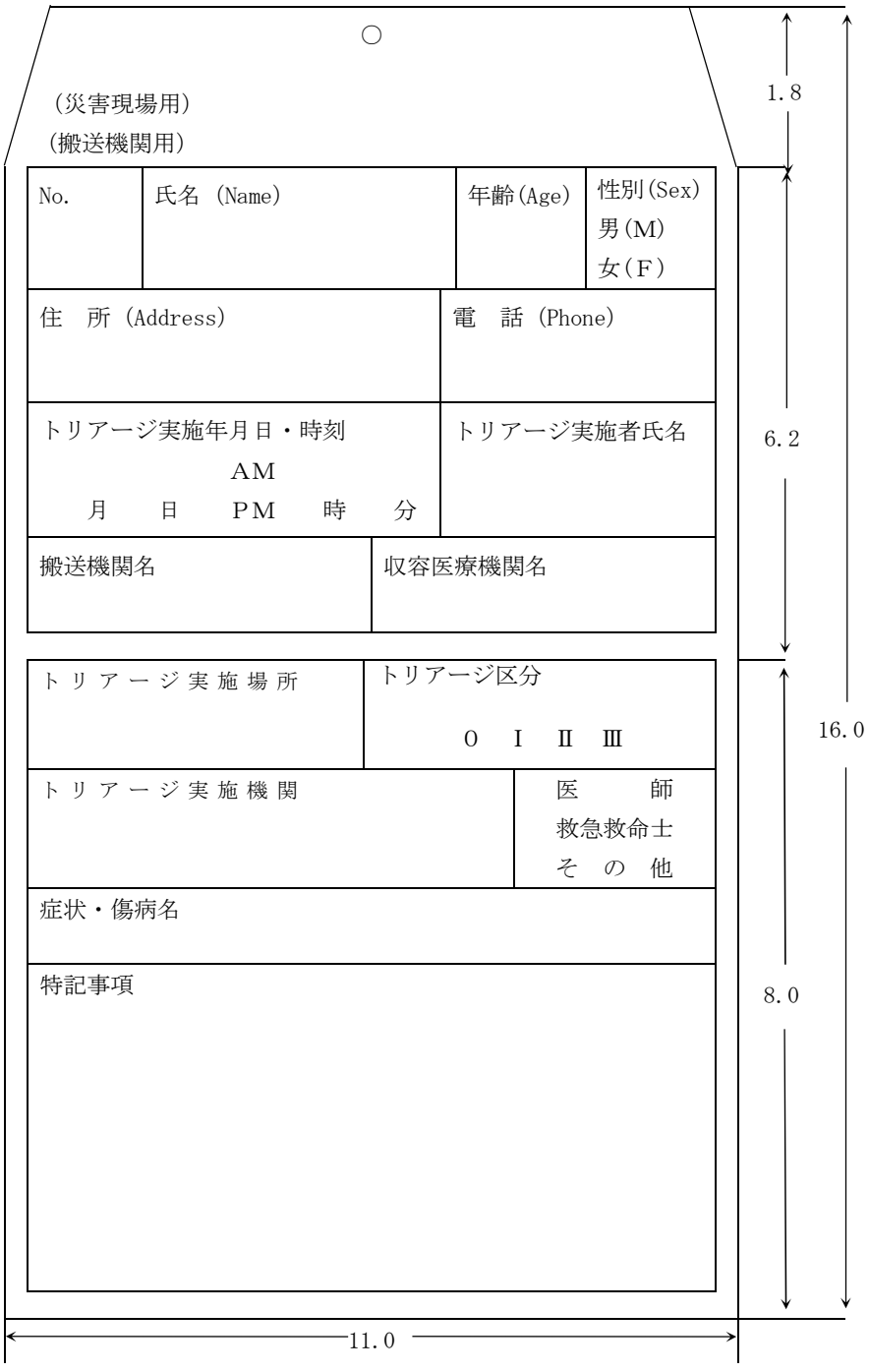

第１８節　その他の災害応急対策事前措置体制

関　係　機　関		
総 務 課	農 林 課	水 道 課
さつまＰＲ課	ほけん福祉課	
町民環境課	建 設 課	教育委員会

その他の災害応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる物資について、あらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また、町は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

さらに、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

この際、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うよう努めるものとする。

県は、大規模災害における避難生活に必要な物資について、備蓄現況を把握するため、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については，年に１回、広く住民に公表するものとする。

第１　食料の供給体制の整備

１　食料の備蓄計画の策定

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料の確保について平時から次の措置を行う。

⑴　町の措置

ア　被災者等に対し食料を迅速かつ円滑に供給するため、町は、緊急に必要な食料の備蓄場所を確保し、計画的に備蓄しておく。

イ　住民及び自主防災組織等が実施する備蓄、緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。

⑵　住民等の措置

住民は「自らの身は自らが守る」という防災の基本により、平素から３日分の食料の備蓄に努める。

自主防災組織等を通じて、緊急食料の共同備蓄を進める。

2　食料の調達に関する協定等の締結

町は、災害時の食料調達について、民間流通業者等と協力協定の締結に努める。

資料編　○食料・生活必需品等調達業者一覧　　P．4

第２　飲料水の供給体制の整備

1　給水施設の応急復旧体制の整備

⑴　給水能力の把握

町及び水道事業者は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておく。

⑵　復旧に要する業者との協力

町及び水道事業者は、取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。

資料編　○町水道事業指定給水装置工事事業者一覧　　P．6

⑶　緊急度・優先度を考慮した応急復旧

町及び水道事業者は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

⑷　広域応援体制の整備

町及び水道事業者は、日ごろから取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、相互応援体制の整備に努める。

2　水道施設の整備促進

町及び水道事業者は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておく。

また、災害に強い水道施設及び災害時に最大限、水の確保が可能な施設についても計画的に整備を行う。

3　給水用資機材の整備

町及び水道事業者は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図る。

4　民間ミネラルウォーター製造業者等との協力

町及び水道事業者は、応急給水の方法として、民間ミネラルウォーター製造業者等から飲料水の提供を受けられるよう、管内の業者を把握するとともに協力依頼に努める。

第３　生活必需品の供給体制の整備

1　生活必需品の備蓄計画の策定

町は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

資料編　○生活必需物資備蓄状況　　P．75

2　流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達し得るよう、関係業者等の把握に努める。

資料編　◦食料・生活必需品等調達業者一覧　　Ｐ．4

第４　感染症予防、食品衛生、環境衛生、し尿処理対策の事前措置

１　感染症予防対策

⑴　感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

町は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

資料編　◦防疫用資機材等保有状況　　Ｐ．77

⑵　感染症予防の実施体制の整備

災害による感染症予防のため、町における各種作業実施の組織編成について、あらかじめ次のとおり体制の整備を図る。

ア　町は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

イ　感染症予防班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

２　食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、町は、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日ごろから連携の強化に努める。

３　環境衛生対策

⑴　営業施設での環境衛生対策

町及び県は、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

⑵　業者団体との連携の強化

大災害の場合、環境衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、町及び県は状況により環境衛生営業指導センター、環境衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日ごろから連携の強化に努める。

４　し尿処理対策

⑴　仮設トイレの備蓄計画の策定

町は、平成７～８年度における県地震被害予測調査結果等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画を行う。

⑵　広域応援体制の整備

町は、日ごろからし尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

第５　住宅の確保対策の事前措置

１　住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、町は、住宅の供給体制の整備に努める。

⑴　町は、国・県で確保している応急仮設住宅用資材を円滑に調達できるように、入手手続等を整えておく。

⑵　災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、町営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。

⑶　応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。

2　応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

町は、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておく。

資料編　○応急仮設住宅建設予定地一覧　　P．76

第６　文化財や文教施設に関する事前措置

1　文化財に関する事前措置

⑴　火災に対する防災対策

町は、文化財の所有者又は管理者と協力して次のとおり防火管理の整備に努める。

ア　防火委員会の設置や火元責任者を定め、防火管理体制を整備する。

イ　すべての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数は、その面積を50㎡で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。

ウ　屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に点検を行う。

エ　消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

オ　指定構造物の周囲では、喫煙、たき火等を禁止するなど火気の使用を制限する。
また、消火設備の設置や可燃物を撤去し、環境整備を行う。

カ　指定建造物の防火診断を定期的に実施し、火災危険の早期発見と改善を行う。

キ　防火管理計画等の策定や自衛消防隊を組織し、消防訓練を行う。

ク　文化財防火デー（１月26日）を設定し、防火意識の高揚を図る。

⑵　地震に対する防災対策

ア　指定構造物の耐震予備診断等を行い、補強の必要がある場合は、耐震補強を行う。

イ　免震装置を備えた展示台や支持具を用いて、展示品や美術工芸品等の転倒防止を行う。

ウ　収蔵品の落下を防止するため、収蔵棚に安全性・使いやすさ等を考慮したストッパー等を設ける。

エ　停電した場合に備えて、収蔵庫等に懐中電灯などの非常用照明器具を常備する。

⑶　大雨・台風に対する防災対策

ア　ハザードマップ内に所在する展示品や美術工芸品等の把握を行い、災害リスクを事前に把握する。

イ　排水路の掃除を定期的に行い、浸水・冠水被害を防止する。

ウ　土砂災害及び浸水危険区域に所在する展示品や学術工芸品等を安全な場所に移動する。

エ　危険木伐採や植生管理を定期的に行い、樹木や土砂災害による文化財の毀損を防止する。

資料編　○町内指定文化財一覧　　P．224

2　文教施設に関する事前措置

町は、文教施設の所有者又は管理者と連携して、定期的に防災訓練等を実施する。

第７　総合防災力の強化

1　防災拠点の整備の推進

大規模災害時における適切な防災対策を実施するためには、平素から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

このため、平時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、自治会、町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区又は中学校区には地域防災拠点の整備を進めていくとともに、町全域を対象とした広域防災拠点の整備についても、引き続き検討していく。

2　県消防・防災ヘリコプターの活用

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する県消防・防災ヘリコプターの活用により、災害応急対策活動等の充実強化に努める。

⑴　県消防・防災ヘリコプターの活動内容

ア　被害状況の調査及び情報収集活動

イ　傷病者、医療関係者、消防隊員等の搬送及び医療、消防資機材の輸送

ウ　被災者等の救出

エ　生活必需品及び救援物資の輸送、災害応急要員等の搬送

オ　住民に対する情報伝達活動など

⑵　運航体制の確立

消防・防災ヘリコプターの運用を円滑に行うため、ヘリポートやヘリコプター活動拠点の整備、警察本部及び自衛隊保有のヘリコプターの活用と連携を図る。

3　災害応急対策体制の構築

町及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また、町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えとして、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成・定着に取り組む。

町及び県は、土木・建設職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

4　予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携

町は、県、電気事業者及び電気通信事業者が、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるため、事前伐採等の実施に当たっては、協力に努めるものとする。

第１９節　林野火災予防計画

関　係　機　関
農 林 課　　消 防 本 部

自然環境と森林資源を林野火災による破壊から守るため、町及び林野関係機関は、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火思想の普及、消防体制、資機材等の整備・充実を図る。

第１　広報活動

町、県、消防機関、森林管理署、その他林野関係機関は、連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図るものとする。

また、広報紙等による啓発宣伝や、屋内外、交通機関、林野内の道路、樹木等へのポスター、標識板、立て看板、懸垂幕等の掲示等により注意を喚起する。

第２　火災予防体制の整備

１　森林環境の整備

町、県、国、森林組合及び林野の所有者等は、平時から次により林野火災の予防上必要な環境整備に努めるものとする。

⑴　防火線・防火林の整備

森林区画等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努めるものとする。また、固定防火線と併用又は単独に防火樹を植栽した林帯の整備に努めるものとする。

防火線は、定期的に刈払い等の維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努めるものとする。

⑵　防火用水利の確保

河川、池等の整備に当たっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努めるものとする。

２　森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

⑴　森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の定めるところにより町長の許可がなければできない。町長は、許可条件等について事前に消防機関及び森林管理署等の関係機関と十分に協議するものとする。また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知するものとする。

⑵　火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行うものとする。

３　大火危険気象等に対する警戒

⑴　一般的な警戒

森林の所有者、管理者及び消防機関は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある

場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、地区住民及び入林者に対し火気取扱いに関する注意を促すとともに、火災の発生防止に努めるものとする。

⑵　火災警報の発令と警戒

町長は、気象官署から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると自ら認めるときは、火災に関する警報を発令して住民及び入林者等に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じるものとする。町及び消防機関は、広報車による巡回、町防災行政無線等により広報するとともに県（消防保安課）に通報する。

4　消防資機材の整備

町及び林野関係機関は、林野火災に対する消火活動に適した消防資機材の整備・充実を図るものとする。

5　消防水利の確保

消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、河川・池等の自然水利として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成するものとする。

6　広域応援体制等の整備

町及び消防機関は、他の消防機関との広域的な応援体制及び県、森林管理署等の林野関係行政機関、警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう、平時から情報交換等に努めるものとする。

第２０節　防災知識の普及・啓発

関　係　機　関	
総 務 課	教 育 委 員 会

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及・啓発を推進する。

また、町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、次のような取組を行い、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

・　地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

　特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

・　各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害･土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

・　防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

・　防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

・　住民参加型での実践的な防災訓練やワークショップ等を通じ、災害発生時に自らがとるべき行動を学び、自助・共助意識の醸成を図る。

第１　住民への防災広報等による防災知識の普及・啓発

防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、各対策実施機関で災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

１　防災知識の普及・啓発の手段

町が行う防災知識の普及は、次に示す各種媒体を活用して行う。

⑴　広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）

⑵　有線放送等放送施設

⑶　広報車の巡回

⑷　講習会、パネル展示会等の開催

⑸　映画、ビデオ、スライドの製作

⑹　火災予防運動、河川愛護運動等の災害安全運動

⑺　川内川水防災河川学習プログラム

⑻　その他

2　防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は、おおむね次のとおりである。なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮して行う。

⑴　住民等の責務

ア　自ら災害に備えるための手段を講ずること。

イ　自発的に防災活動に参加すること。

⑵　町地域防災計画の概要

⑶　災害予防措置

ア　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識正常性バイアス（注）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。（注：危険性を過小評価）

イ　家庭での予防・安全対策

・災害に備えた２～３日分の食料、飲料水等の備蓄
・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
・保険・共済等の生活再建に向けた事前の供え等

ウ　出火防止、初期消火等の心得

エ　家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生したときの行動

オ　避難場所での行動

カ　災害時の家族内の連絡体制の確保

キ　災害危険箇所の周知

ク　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

ケ　避難路、避難場所及び避難方法の確認

コ　負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

サ　農作物の災害予防事前措置

シ　その他

⑷　災害応急措置

ア　災害対策の組織、編成、分掌事務

イ　災害調査及び報告の要領、連絡方法

ウ　感染症予防の心得及び消毒方法、清潔方法等の要領

エ　災害時の心得

・災害情報の聴取並びに聴取方法
・停電時の照明
・非常食料、身の回り品等の整備及び貴重品の始末
・屋根・雨戸等の補強
・排水溝の整備
・初期消火、出火防止の徹底

・避難の方法、避難路、避難場所の確認
・高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援

オ　その他

⑸　災害復旧措置

家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋内外の写真を撮影するなど、生活再建に資する行動

⑹　その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

3　防災知識の普及・啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。なお、町は、防災関係機関と連携して、「防災週間」、「防災とボランティアの日」に併せて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

第２　学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

学校教育、社会教育での防災教育の普及・啓発は、次のとおりであるが、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の要因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

1　学校教育

幼稚園、小・中学校における学校教育は、映画・ビデオ・川内川水防災河川学習プログラム等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫し実施する。また、町は、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

2　社会教育

青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、各種社会教育施設等を利用し、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等を実施する。

第３　職員への防災研修等の実施

町は、日ごろから職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、次の事項について講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。

また、⑷及び⑸については、毎年度、各課において、所属職員に対し、十分に周知するとともに、各課は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

⑴　気象災害に関する基礎知識
⑵　災害の種別と特性
⑶　町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
⑷　災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
⑸　職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
⑹　家庭及び地域における防災対策
⑺　防災対策の課題

第２１節　防災訓練の効果的実施

関　係　機　関
各課共通　　消防本部

災害時において、災害応急対策計画に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、町は、訓練目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

第１　防災訓練の目標・内容の設定

１　防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、防災関係機関及び住民等の参加により、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指す。

２　訓練の内容

防災訓練の内容は、おおむね次のとおりである。

⑴　動員訓練、非常参集訓練
⑵　通信連絡訓練
⑶　水防訓練
⑷　避難訓練
⑸　医療・救護訓練
⑹　給水・給食（炊出し）訓練
⑺　輸送訓練
⑻　消防訓練
⑼　広域応援協定に基づく合同訓練
⑽　その他必要な訓練

第２　訓練の企画・準備

１　訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

水防訓練については、集中豪雨が予想される時期の前、また、消防訓練については気象条件（異常乾燥、強風等）等から火災の多発又は拡大が予想される時期の前などに行う。

２　訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。

家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、十分検討して行う。

第３　訓練の方法

町は、単独に又は他の機関と共同して、次に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施に当たっては、風水害等による被害を想定し、町は消防等防災関係機関と協力し、ま

た、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携し、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮するなどして実践的な訓練になるようにする。

1　町等が行う訓練

⑴　総合防災訓練

町は、県、警察署、消防機関、自主防災組織等防災関係機関と十分連携をとりながら、次のような総合的な防災訓練を実施する。

ア　消防訓練

イ　通信訓練

ウ　水防訓練

エ　避難訓練

オ　救出訓練

カ　救助訓練

⑵　消防訓練

町及び消防機関は、消防に関する訓練を単独で実施するほか、必要に応じ、隣接市町等と合同で実施する。

⑶　情報連絡通信訓練

町は、県と合同で災害の発生を想定した情報の伝達、収集及び各種対策の指示等を防災行政無線を利用して実施する。

⑷　急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

町は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流やがけ崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、出水期前（梅雨期・台風期前）に実施する。

⑸　水防訓練

水防作業は暴風雨の最中、しかも夜間に行うような場合があるので、次のような事項について、平素から十分訓練を実施する。

ア　観測

イ　通信

ウ　動員

エ　輸送

オ　工法

カ　水門等の操作

キ　避難、誘導、救護

2　その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

3　事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、旅館、娯楽施設等の管理者は、町、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

4　広域防災訓練

町は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

第４　訓練結果の評価・総括

1　訓練結果の評価・記録

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

2　訓練結果の報告

訓練を実施した各機関の長は、実施結果を訓練実施の日から20日以内に町防災会議会長に報告する。

第２２節　自主防災組織の育成強化

関係機関
総 務 課

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・強化を推進するとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えられるように指導する。

第１　地域の自主防災組織の育成強化

１　自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

⑴　自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、町は災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

⑵　自主防災組織の整備計画の作成

町は、自主防災組織の整備計画を定め、消防本部等と連携をとりながらその組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行う。

２　自主防災組織の組織化の促進

⑴　自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に災害発生の危険性の高い次の災害危険箇所を重点推進地区とする。

ア　土砂災害警戒区域

イ　急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区

ウ　土石流発生危険渓流のある地区

エ　山地崩壊危険区域のある地区

オ　家屋密集等消防活動困難地区

カ　地盤振動・液状化危険のある地区

キ　工場等の隣接地区

ク　高齢化の進んでいる過疎地区

ケ　その他危険地区

⑵　自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、自主防災組織が、地域住民の隣保協同の精神に基づくものであることにかんがみ、次の事項に留意する。

ア　住民が地域の連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待できる規模であること。

イ　住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

⑶　自主防災組織の組織づくり

町内会、自治会等の既存の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法等により組織づくりを進める。

ア　町内会、自治会等の既存の自治組織に、その活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ　町内会や自治会の役員等自主防災組織の核となるリーダーの養成研修を行い、組織の育成強化を図る。

ウ　防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織を育成する。

エ　青年団、女性団体、ＰＴＡ等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

＜自主防災組織の編成例＞

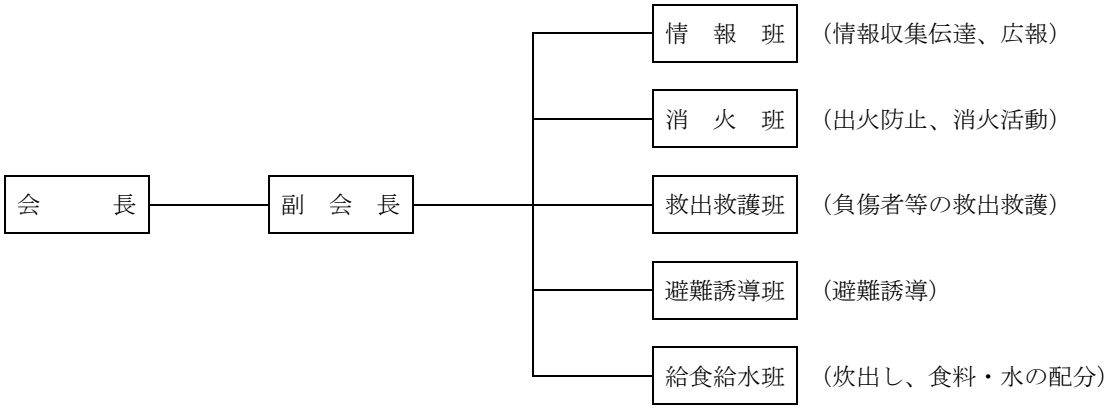

３　自主防災組織の活動の推進

⑴　自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

資料編　◦自主防災組織規約例　　Ｐ．78
◦自主防災組織防災計画例　　Ｐ．80

⑵　自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画に基づき、平時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア　平時の活動

- 防災に関する知識の普及
- 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
- 情報の収集伝達体制の確立
- 火気使用設備器具等の点検
- ２～３日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
- 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ　災害発生時の活動

- 地域内の被害状況等の情報収集
- 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- 責任者による避難誘導
- 救出・救護の実施及び協力
- 出火防止及び初期消火
- 炊出しや救援物資の配布に対する協力等

第２　防災リーダー等の育成強化

地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにし、若年層のボランティア活動を地域の防災活動に参画させ、地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意工夫をしていく。

第３　事業所の自主防災体制の強化の推進

町は、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等の事業所に対して、自衛消防隊等の設置を指導し、次の事項について、それぞれの施設及び事業所の実情に応じて自主防災体制の強化を図るよう推進する。

＜主な活動内容＞

⑴　平時

ア　防災訓練

イ　施設及び設備等の点検整備

ウ　従業員等の防災に関する教育の実施

⑵　災害時

ア　情報の収集伝達

イ　出火防止及び初期消火

ウ　避難誘導・救出救護

第２３節　防災ボランティアの育成強化

関　係　機　関
総 務 課　ほけん福祉課 消防本部

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

第１　防災ボランティアとの連携体制の整備

町は、平時から当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、連携体制の整備に努める。

第２　防災ボランティア活動支援のための環境整備

１　町による環境整備

⑴　防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

町は、住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

⑵　ボランティアの登録、把握

町は、町社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておく。

⑶　避難生活支援リーダー／サポーター等の育成・確保

町は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

⑷　大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

町は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮する。

２　消防本部による環境整備

消防本部は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、日ごろからボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、ボランティアとの合同訓練等に努めるものとする。

第３　ボランティアの種類と活動内容

町がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。

また、ボランティア活動のすべてを町において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会等のボランティア関係団体との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入についても検討が必要である。

＜ボランティアの主な活動内容＞

区分	一般ボランティア	専門ボランティア
活動内容	・救援物資の整理、仕分け、配分 ・避難所の運営補助 ・炊出し、配送 ・要配慮者等への生活支援 ・清掃、防疫等の手伝い ・その他危険のない軽作業	・医療看護（医師、薬剤師、看護師等） ・福祉（手話通訳、要約筆記、介護等） ・技能（大工、木工、水道、ガス配管資格、応急危険度判定士等） ・情報（アマチュア無線、インターネット等） ・特殊車両操作（大型重機等） ・災害救援（救助活動、初期消火活動等） ・その他通訳、ボランティアコーディネーター等特殊な技術を要する者

第２４節　企業防災の促進

関　係　機　関
総 務 課
さつまＰＲ課

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等の加入や融資等の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

国（内閣府、経済産業省等）、県、町及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、国（内閣府、経済産業省等）、県、町は、企業防災分野の進展に伴って増大することとなる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

町及び県は企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

第２５節　要配慮者の安全確保

関　係　機　関	
総 務 課	町民環境課
ほけん福祉課	こども課

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。このため、町は、さつま町避難行動要支援者制度実施要綱の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者避難支援体制の整備に取り組むとともに防災関係機関と協力して、平素から避難行動要支援者の安全を確保するための対策を推進する。

第１　要配慮者の実態把握

町は、避難行動要支援者名簿作成について、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに掌握し、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。なお、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、プライバシーには十分留意する。

第２　避難行動要支援者対策

１　緊急連絡体制の整備

町は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

また、防災行政無線や広報車等を活用して防災情報を提供するとともに、発令された避難準備情報等が要援護者や地域避難支援者を含めた避難準備情報等対象地域の住民全員に確実に届くよう、自主防災組織等による安否確認を兼ねた地域ぐるみの情報伝達体制の整備に努める。

また、関係課の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

２　避難誘導・安否確認体制の整備

⑴　避難支援体制の整備

ア　町は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該町の条例の定めがある場合には、あ

らかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

イ　町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

ウ　町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

エ　町は、防災情報等に基づいて、要配慮者避難支援班を設置し、要援護者に対する避難支援体制を早めの段階で整える。

避難準備情報が発令されるなど避難が必要な段階において、要援護者が避難支援を受けられない場合や地域避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、同支援班の中に、要配慮者避難支援窓口（以下「避難支援窓口」という。）（電話５３－１２３４）を設置し、要避難支援者や地域避難支援者からの避難支援要請等を受け付ける。

⑵　安否確認情報の収集体制

町は、避難支援窓口（電話５３－１２３４）において、要避難支援者の安否情報を収集する。地域避難支援者は、要避難支援者を避難先へ移送した場合や要避難支援者の親せき宅等への避難情報を得た場合、自主防災組織（未組織の場合は公民会長）と収集窓口に報告する。

３　防災設備・物資・資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

４　在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。また、町は、介護職員や民生委員・児童委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

５　外国人対策

外国人に対しては、外国人登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

第３　社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1　防災設備等の整備

社会福祉施設や病院等の要配慮者利用施設の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2　組織体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日ごろから町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3　緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

4　防災教育・防災訓練の充実

要配慮者使用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

5　具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記１から４の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

6　非常時災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認

町は、要配慮者利用の非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

第２６節　孤立化集落対策

関係機関
総 務 課

第１　目　的

大規模な災害等により道路、通信、電気等のライフラインが寸断し、孤立化のおそれのある集落について、情報連絡の確保、情報連絡員の配置など情報収集体制の整備を図るとともに、万が一、孤立化した場合には、防災関係機関の連携により、被災状況の早期把握や、地域住民の救出・救助等の災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する。

【孤立化の定義】

中山間地域、沿岸地域、島しょ部などの地域及び集落において、以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動や物資の流通が困難もしくは不可能となる状態とする。

・　豪雨や地震等に伴う土砂災害、道路への堆積土砂及び道路構造物の損傷など
・　地震に伴う液状化による道路構造物の損傷など

※　道路交通については、四輪自動車が通行不可能となる状況

第２　孤立化集落対策

１　孤立予想集落の事前把握

⑴　町は、豪雨や地震等の各災害事象を想定したうえで、道路交通の状況から孤立が予想される集落について、事前の把握に努める。

また、孤立化するおそれのある集落との通信手段について事前の整備・確保に努める。

なお、把握に当たっては、下記のケースを参考にするとともに、警察、消防、自衛隊、県地域振興局・支庁（建設部・農林水産部等）等防災関係機関からの意見も参考とする。

⑵　道路の途絶等による集落のケース

ア　集落につながる道路において迂回路がない。

イ　集落につながる道路において、落石や崩土等の発生が予想される道路災害の危険箇所（交通途絶予想箇所など）が存在し、交通途絶の可能性が高い。

ウ　集落につながる道路等において、トンネルや橋梁等の道路構造物の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。

エ　土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

※　道路については、四輪自動車が通行不可能な道路とする。

⑶　通信手段が確保されない集落のケース

ア　空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。

イ　一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2　孤立化の未然防止対策

⑴　災害情報員の設置

町は、孤立化のおそれのある集落において、区長、消防団員等を「災害情報連絡員」として指名するなど、災害発生時における防災情報の提供体制の整備を図る。

⑵　備蓄の推進

町は、孤立化のおそれのある地区住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

この際、孤立化のおそれがある地区と調整し食料、飲料水の備蓄品を孤立化集落内の安全な箇所に分散配置するなど孤立化対策を推進する。

⑶　通信設備等の整備

町は、孤立予想集落と外部との連絡通信手段を確保するため、次のような対策を促進する。

ア　集落内に学校や警察、消防等の公的機関、通信事業者、電気事業者等の防災関係機関がある場合には、それらの機関が所有する通信手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。

イ　町内アマチュア無線局に対して、情報収集及び伝達活動の協力要請を確立する。

⑷　ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場の選定・確保

集落が孤立した場合に、救出・救助活動や、食料や医薬品などの支援物資の搬入を行うため、ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場の選定・確保（校庭、空き地、休耕田等の平地）し、平時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る。

⑸　道路管理者

ア　崩土や落石等の危険性がある箇所の法面対策や橋梁の耐震対策などについて、孤立化するおそれのある集落へのアクセスの確保に配慮の上、計画的に取り組む。

そのため、町・県等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

イ　発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修等を含む）による道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、建設業団体や、インフラ事業者等との連絡体制の整備を図る。

第３章　災害応急対策

第１節　応急活動体制の確立

関　係　機　関
各課共通　　消防本部

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町は、防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第１　応急活動体制の確立

１　災害対策本部設置前の初動体制

災害の規模等により、災害対策本部の設置に至らない場合は、情報連絡体制又は災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策に当たる。

⑴　情報連絡体制の確立

気象警報等の発表により災害の発生が予想されるときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、情報連絡体制を確立する。

⑵　災害警戒本部の確立

ア　町内に小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報等の発表により災害発生が予想される場合、災害警戒本部を設置する。

イ　災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は危機管理監を、副本部長には総務課長、建設課長及び農林課長をもって充てる。

ウ　災害の発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を廃止する。

２　災害対策本部の設置及び廃止

⑴　設置

災害対策本部（以下「本部」という。）は、さつま町災害対策本部条例に基づき、次の基準により設置する。

ア　町域内に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められたとき。

イ　災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

⑵　廃止

本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときは、廃止する。

資料編　◦さつま町防災会議条例　Ｐ．85
◦さつま町災害対策本部条例　Ｐ．87

⑶　設置及び廃止の通知

町は、本部を設置又は廃止したときは、県（危機管理防災課）、関係機関、住民等に対し、次により通知公表する。

通　知　又　は　公　表　先	通　知　又　は　公　表　の　方　法
庁内各課	庁内放送、電話、口頭
防災会議委員	電話、ＦＡＸ
県（災害対策課）	県防災行政無線、電話、ＦＡＸ
北薩地域振興局総務企画部	電話、ＦＡＸ
北薩地域振興局建設部	電話、ＦＡＸ
さつま警察署	電話、ＦＡＸ
報道機関	電話、ＦＡＸ
一般住民	町防災行政無線、広報車、有線放送、口頭

3　災害対策本部の組織

災害対策本部の組織及び事務分掌は、別表に掲げるとおりである。

⑴　本部長

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

⑵　副本部長

ア　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

イ　本部長の職務を代理する副本部長の順序は、次のとおりとする。

第一順位　副町長

第二順位　教育長

⑶　本部に各対策部及び部長を、各部に班及び班長を置く。

⑷　本部会議は本部長、副本部長、各対策部の部長、副部長で構成する。

本　部　長	町長
副本部長	副町長、教育長
部　　長	危機管理監　総務課長　総合政策課長　行革推進室長　財政課長　税務課長 町民環境課長　ほけん福祉課長　ほけん総括監　こども課長　農林課長 森づくり推進監　畜産振興監　担い手支援室長　さつまＰＲ課長 産業・定住支援室長　建設課長　会計課長　水道課長　議会事務局長 監査委員事務局長　農業委員会事務局長　教育総務課長　学校教育課長 学校給食センター所長　社会教育課長スポーツ振興特命参事　消防長

⑸　各対策本部に対策要員を置き、町（教育委員会、農業委員会、議会事務局を含む。）の職員をもって充てる。

4　現地災害対策本部の設置

町は、被災地への救援活動をより的確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、県、関係機関等と連携をとって活動を推進する。

5　災害対策本部配備要員

⑴　気象情報及び災害規模により第１配備から第３配備までに区分し、配備の指定はその都度町長（本部長）が行う。また、配備区分はおおむね次の区分による。ただし特別の必要があるときは、配備要員の数を適宜変更する。

配　備　基　準　表

配備区分	配　備　時　期	配　備　内　容
情報連絡体制 （第１配備）	１　強風、大雪の各注意報又は、大雨、河川氾濫及び土砂災害の各注意報（警戒レベル２）が発令されたときで、町長が必要と認めたとき。 ２　強風、大雪の各警報又は、大雨、河川氾濫及び土砂災害の各警報（警戒レベル３）が発令されたとき。	・庁内各課、各支所で情報連絡活動が円滑に行える体制とし、事態の推移に伴い速やかに第２配備に移行できる体制
災害警戒本部体制 （第２配備）	１　強風、大雪の各警報又は、大雨、河川氾濫及び土砂災害の各警報（警戒レベル３）が発令され、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ２　災害救助法が適用される災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めたとき。	・災害対策本部の各班の必要人員をもって当たる場合で、事態の推移に伴い、速やかに第３配備に移行できる体制
災害対策本部体制 （第３配備）	１　町の全域にわたって災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで町長が必要と認めたとき。 ２　町の全域ではなくても、被害が特に甚大と予想される場合で、町長が必要と認めたとき。	・災害対策本部全員で応急救助活動を行う体制 ・災害対策本部の設置

⑵　各対策部の配備要員は、資料編に掲げるとおりとする。

資料編　◦災害対策本部配備要員一覧　　Ｐ．81

6　動員方法

⑴　災害対策本部設置前の場合の動員

ア　職員（勤務時間外にあっては警備員）は、災害発生のおそれがある気象情報、あるいは異常現象の通報を受けたとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに町長（不在のときは副町長）及び危機管理監に連絡する。

イ　町長の指示により危機管理監は、総務課長に対し必要に応じ所属職員を動員し、応急対策実施の体制をとる。

ウ　関係課長は上司の指示を得られないときは、臨機応変の処置をとることができる。

エ　配備要員への連絡は町防災行政無線及び携帯メール等を活用し、迅速に行うものとする。

⑵　災害対策本部が設置された場合の動員

ア　配備要員の動員は、次の系統により行う。

・　勤務時間内

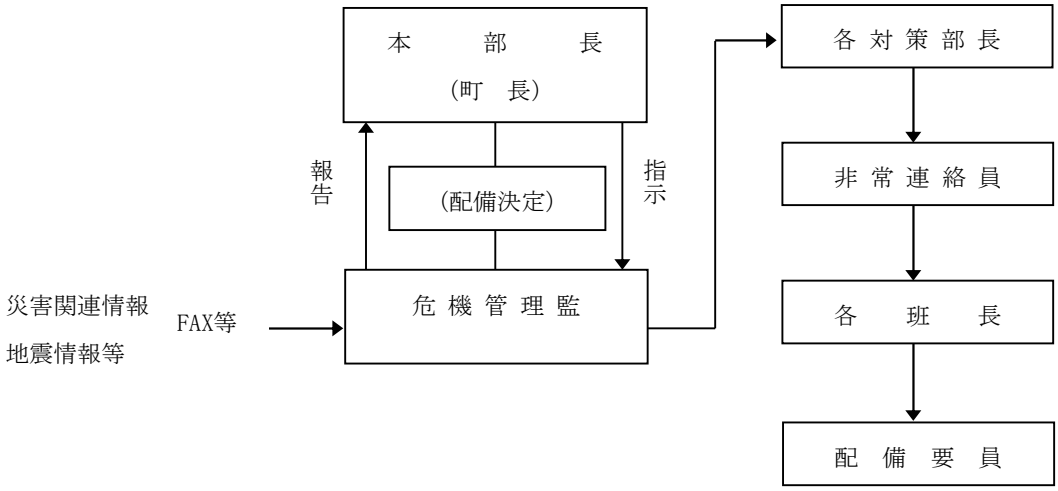

・　勤務時間外

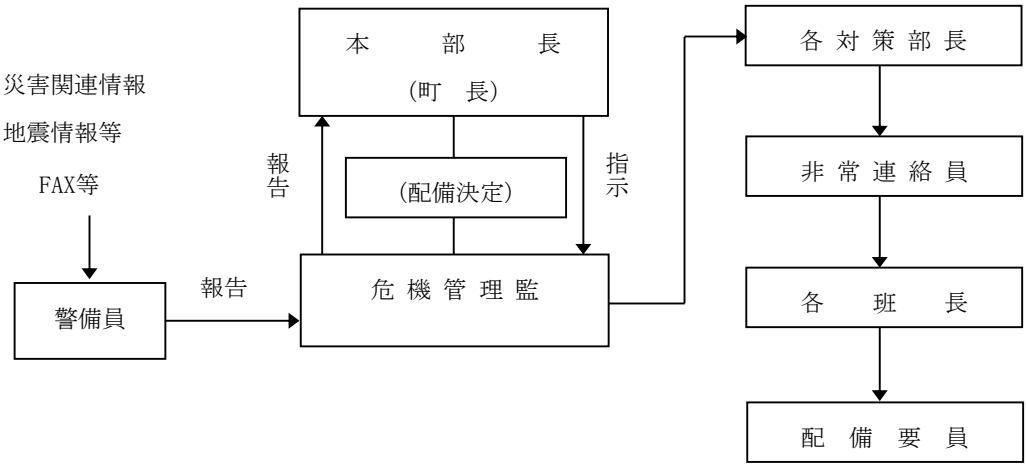

イ　各対策部長への連絡は、町防災行政無線及び携帯メール等を活用し迅速に行うものとする。

ウ　各対策部長は勤務時間外における各班長、配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておく。

エ　各対策部長は所属職員の動員を円滑に行うため各部ごとに２名の正副非常連絡員をあらかじめ定めておく。

オ　職員は、勤務時間外において災害の発生又はそのおそれがあることを知ったときは進んで所属課と連絡をとり、また、自らの判断により登庁する。

別表　1　さつま町災害対策本部組織図

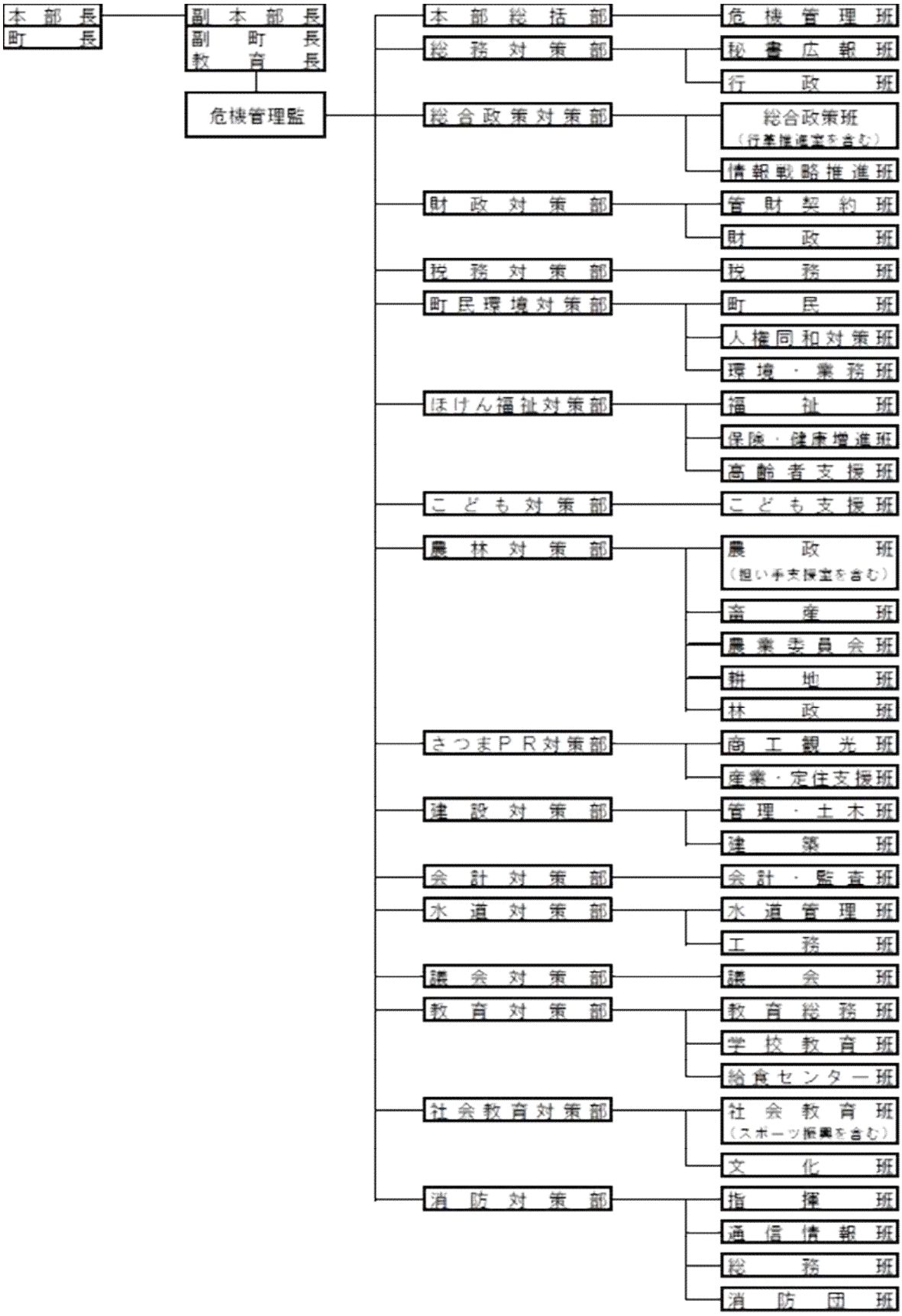

2　さつま町災害対策本部事務分掌

部　名 ◎部長 ○副部長	班　名 （班長）	事　務　分　掌
本部総括部 ◎危機管理監	危機管理班 （危機管理係長）	1　防災会議及び災害対策本部会議に関すること 2　災害対策本部及び災害警戒本部の設置並びに廃止に関すること。 3　避難指示等の発令及び解除に関すること。 4　警戒区域の設定に関すること。 5　災害応急対策に係る各対策部との総合調整に関すること。 6　避難等施設の指定、開設及び避難所責任者等の派遣に関すること。 7　国、県、防災関係機関との連絡調整に関すること。 8　気象情報、河川及びダムの諸情報の収集に関すること。 9　災害調査の実施に関すること。 10　被害報告の取りまとめ及び県への災害報告に関すること。 11　県、他市町村への応援要請に関すること。 12　自衛隊の派遣要請等に関すること。 13　防災行政無線等通信施設の管理運用に関すること。 14　り災証明に関すること。 15　消防本部及び消防団（水防団）との連絡調整に関すること。 16　自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること。 17　各支所との連絡調整に関すること。 18　その他、他の対策部に属さない事務又は本部長の特命に関すること。
総務対策部 ◎総務課長	秘書広報班 （秘書広報係長）	1　本部長、副本部長の秘書に関すること。 2　災害視察者及び見舞者の接待に関すること。 3　災害関係文書の受理、配布及び発送に関すること。 4　災害、被害状況の撮影及び保管に関すること。 5　災害、被害状況の広報に関すること。
	行政班 （行政係長）	1　災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する災害補償に関すること。 2　総務対策部内の応援に関すること。

財政対策部 ◎財政課長	管財契約班 （管財契約係長）		1　庁舎及び町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 2　町有車両の管理、配車及び民間車両の確保に関すること。 3　緊急通行車両の確認申請等に関すること。 4　各支所との連絡調整に関すること。
	財政班 （財政係長）		1　災害対策の予算及び財政計画に関すること。 2　災害復旧に要する資金の調達に関すること。
総合政策対策部 ◎総合政策課長 ○行革推進室長	総合政策班	（企画政策係長）	1　災害復旧対策の総合計画に関すること。 （本部総括部との連絡調整、災害・被害状況の把握、計画立案等）
		（行革推進係長）	2　報道関係機関との連絡調整に関すること。 （本部総括部との連絡調整、メディア対応、災害・被害状況の共有、記者会見準備等）
		（地域振興係長）	3　各支所との連絡調整に関すること。
	情報戦略推進班 （情報戦略推進係長）		1　災害時におけるデータ保存に関すること。 2　災害時における情報システムの管理及び応急対策に関すること。
税務対策部 ◎税務課長	税務班 （収納係長） （町民税係長） （資産税係長）		1　住家等一般被害の調査に関すること。 2　災害による町税の減免、猶予等に関すること。 3　被災納税者に対する税の相談に関すること。 4　家屋倒壊等に係るり災証明に関すること。 5　各支所との連絡調整に関すること。
町民環境対策部 ◎町民環境課長	町民班 （町民係長）		1　被災者の安否情報及び異動に関すること。 2　被災者名簿（外国人登録者）の作成に関すること。 3　各支所との連絡調整に関すること。
	人権同和対策班 （人権同和対策係長）		1　同和地区の被害調査及び応急対策に関すること。 2　太陽福祉センターの被害調査及び応急対策に関すること。 3　同和対策関係者との連絡調整に関すること。 4　町民班の応援に関すること。
	環境・業務班 （環境係長） （環境ｾﾝﾀｰ係長）		1　災害による遺体の処理及び埋葬に関すること。 2　災害時の環境衛生に関すること。 3　災害時の食品衛生に関すること。 4　災害時の廃棄物の処理及び清掃に関すること。 5　災害時のねずみ族、昆虫の駆除に関すること。 6　仮設トイレの設置等に関すること。 7　清掃業者等との連絡調整に関すること。

ほけん福祉対策部 ◎ほけん福祉課長 ○ほけん総括監	福祉班 （福祉係長）	1 災害救助法の適用申請及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 被災者生活再建支援に関すること。 3 要避難者の避難支援に関すること。 4 福祉避難所に関すること。 5 物資の備蓄（非常食・保存水・生活必需品）に関すること。 6 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7 障害者等の被害調査に関すること。 8 被災住民からの相談に関すること。 9 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 10 民生委員・児童委員協議会との連絡調整に関すること。 11 義援金の受付及び配分に関すること。 12 ボランティアセンターの支援及び連絡調整に関すること。
	保険・健康増進班 （保険係長） （健康増進係長）	1 被災者の医療看護に関すること。 2 医療・助産活動に関すること。 3 感染症予防に関すること。 4 被災者への健康相談に関すること。 5 避難所への巡回相談に関すること。 6 被災住民に対する心のケア対策に関すること。 7 医薬品、医療用資機材の調達に関すること。 8 保健所、医師会、医療機関との連絡調整に関すること。 9 各支所との連絡調整に関すること。
	高齢者支援班 （高齢者支援係長） （介護保険係長）	1 介護認定者の被害調査に関すること。 2 介護保険料の減免に関すること。 3 高齢者福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 福祉班の応援に関すること。
こども対策部 ◎こども課長	こども支援班 （こども支援係長） （こども健康係長）	1 保育・児童施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 保育園児の安全措置に関すること。 3 保護者との連絡調整に関すること。 4 臨時保育所の開設に関すること。 5 救援物資の受入れ、配分に関すること。 6 炊出しの必要数の把握及び配分に関すること。

農林対策部 ◎農林課長 ○農業委員会事務局長 ○担い手支援室長 ○森づくり推進監 ○畜産振興監	農政班 （農政係長） （担い手支援係長）	1　農業関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2　食料の調達及び斡旋等に関すること。 3　農業被害に伴う金融対策等の相談及び指導に関すること。 4　農産物、特産物の被害調査及び応急対策に関すること。 5　農林水産業関係団体との連絡調整に関すること。 6　各支所との連絡調整に関すること。
	畜産班 （課長補佐） （畜産係長）	1　家畜及び畜産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2　家畜の衛生防疫に関すること。 3　農業政策班の応援に関すること。
	農業委員会班 （農地係長）	1　農地及び農道の被害調査及び応急対策に関すること。 2　農業政策班の応援に関すること。
	耕地班 （耕地係長）	1　農用地、耕地、農業用施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2　農地の冠水排除及び農業用水利に関すること。 3　土地改良区との連絡調整に関すること。 4　各支所との連絡調整に関すること。
	林政班 （林政係長）	1　山林、林道等の被害調査及び応急対策に関すること。 2　治山関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3　林業関係団体との連絡調整に関すること。
さつまＰＲ対策部 ◎さつまＰＲ課長 ○産業・定住支援室長	商工観光班 （商工観光係長） （ふるさと物産係長）	1　商工関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2　生活必需品等の調達、斡旋等に関すること。 3　商工業関係団体との連絡調整に関すること。 4　商工業者に対する融資に関すること。 5　各支所との連絡調整に関すること。 6　観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7　観光客の安全確保、避難誘導等に関すること。 8　工芸センターとの連絡調整に関すること。
	産業支援班 （産業支援係長） （移住定住係長）	1　製造業施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2　外国人労働者の避難状況調査に関すること。 3　ものづくり企業団体との連絡調整関すること。 4　商工観光班の応援に関すること。

建設対策部 ◎建設課長	管理・土木班 （管理係長） （土木係長）	1　道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。 2　土木施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 3　河川等の被害調査及び応急対策に関すること。 4　道路情報の収集、伝達に関すること。 5　危険箇所等の警戒及び監視に関すること。 6　障害物の除去に関すること。 7　災害用資機材の調達、確保に関すること。 8　建設・土木業者との連絡調整に関すること。 9　各支所との連絡調整に関すること。 10　都市施設、公園施設の被害調査及び応急対策に関すること。 11　北薩地域振興局建設部との連絡調整に関すること。
	建設班 （建築係長）	1　町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2　町有建物の被害調査及び応急対策に関すること。 3　被災者に対する建築相談に関すること。 4　応急仮設住宅の建設に関すること。 5　被災建築物の応急危険度判定に関すること。 6　管理・土木班の応援に関すること。
会計対策部 ◎会計課長 ○監査委員事務局長	会計・監査班 （会計係長） （監査係長）	1　物品の出納及び会計処理に関すること。
水道対策部 ◎水道課長	水道管理班 （水道管理係長）	1　水道復旧計画に関すること。 2　節水、給水等の広報に関すること。 3　指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。 4　各支所との連絡調整に関すること。
	工務班 （工務係長）	1　水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2　応急給水に関すること。 3　水源の確保に関すること。
議会対策部 ◎議会事務局長	議会班 （議事係長）	1　議会との連絡調整に関すること。
教育対策部 ◎教育総務課長 ○学校教育課長 ○給食センター所長	総務班 （総務係長）	1　教育対策部各班の被害調査のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 2　学校施設の被害状況の調査及び応急対策に関すること。 3　小・中学校の応急教育に関すること。 4　災害時における教職員の確保に関すること。 5　文教施設における避難場所の開設等に関すること。 6　県教育委員会との連絡調整に関すること。 7　学校施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。

	学校教育班 （課長補佐） （学校教育係長） （学事係長）	1　児童及び生徒の被害調査に関すること。 2　児童及び生徒の安全確保、避難誘導に関すること。 3　保護者との連絡調整に関すること。 4　被災児童、生徒の保健管理に関すること。 5　被災児童生徒の給食に関すること。
	給食センター班 （給食センター係長）	1　炊出し施設の調整及び調理に関すること。 2　学校給食に関すること。
社会教育対策部 ◎社会教育課長 ○スポーツ振興特命参事	社会教育班 （社会教育係長） （スポーツ振興係長） （鶴田教育係長） （薩摩教育係長）	1　社会教育及び社会体育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2　社会教育及び社会体育施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 3　社会教育及び社会体育団体との連絡調整に関すること。
	文化班 （文化係長）	1　文化施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 2　文化施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。
鶴田支所 薩摩支所	町民生活班 （町民生活係長）	1　本庁各対策部の事務分掌に準じた支所管内の被害調査、報告、応急対策に関すること。
	農林班 （農林係長）	〃
消防対策部 ◎消防長 ○警防課長兼消防署長 ○消防総務課長 ○警防課長補佐 ○消防団長	総務班 指揮班 通信情報班 消防団班 （総務係長） （消防団係長） （警防係長） （救急係長） （危険物係長） （予防係長） （通信指令係長）	1　消防法に基づく消防活動その他災害応急対策に関すること。 2　水防法に基づく水防活動その他災害応急対策に関すること。 3　被災者の避難、誘導、救出、捜索に関すること。 4　警備、警戒、防御活動に対する警察との連絡方法に関すること。 5　非常無線通信に関すること。 6　気象情報の本部への伝達に関すること。 7　消防団（水防団）との連絡に関すること。

第２節　情報伝達体制の確立

関係機関
総 務 課

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、町は各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第１　町防災行政無線

町は、災害に関する情報の収集及び伝達、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速かつ正確に行うため、町防災行政無線、公民会無線放送、有線放送等を利用し、通信体制を強化する。

また、各防災関係機関が開設する防災相互通信用無線の利用を図るとともに、状況によっては、個人の携帯電話を活用し、通信の確保を図る。

資料編　○町防災行政無線設置状況　　Ｐ．43

第２　県防災行政無線

県は、災害時における迅速・的確な情報の収集・伝達体制を確立するために、県防災行政無線を整備し、県と市町村、消防本部、防災関係機関等で構成するネットワークを結んでいる。

町は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関、防災関係機関等との連絡に活用する。

第３　有線通信途絶の場合の措置

１　報道機関に対する放送の要請

町長は、緊急を要する場合で、特別の必要がある場合には、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次の事項を放送局に依頼することができる。この場合、町長は、知事への放送要請と併せて関係放送機関に対しても直接放送要請を依頼する。また、災害情報の提供についても同様に県及び関係放送機関に対して行うものとする。なお、連絡系統は、次頁のとおりである。

⑴　依頼の内容

⑵　依頼者及び放送範囲

２　他機関の通信手段の利用

災害により町の通信施設の使用が不可能な場合には、次のような施設の通信を利用する。

⑴　警察無線

⑵　消防無線

⑶　九州電力株式会社無線通信系統

３　アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合又は町の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、町内アマチュア無線局に対して、情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。

〈放送要請の連絡系統〉

1　災害時における放送要請に関する協定に基づく要請の運用

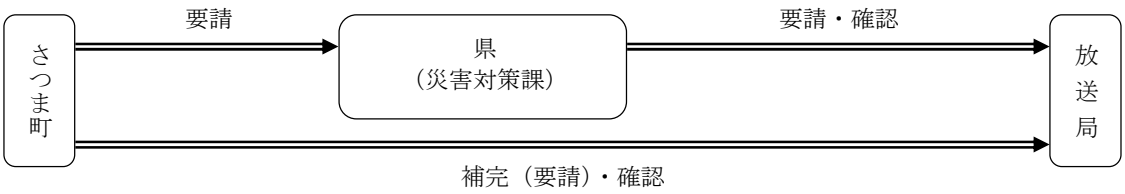

2　災害情報の提供

⑴　避難指示等で緊急性が高く住民への周知が必要な情報

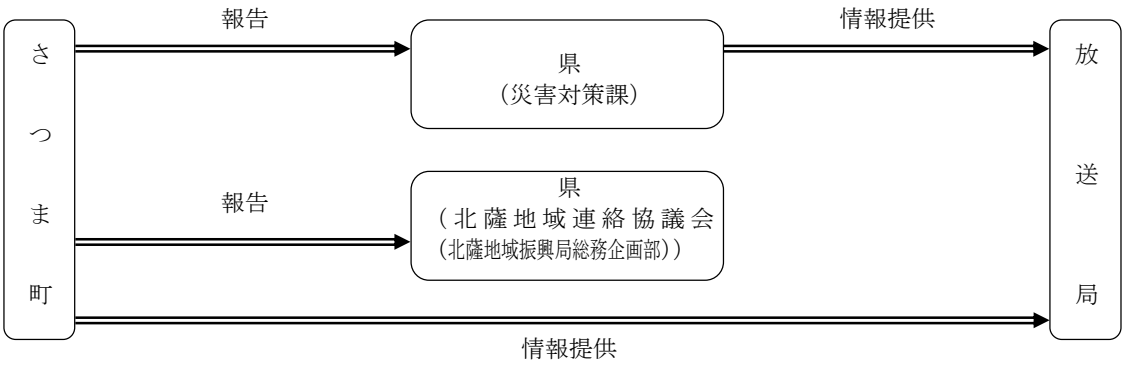

⑵　その他の災害情報

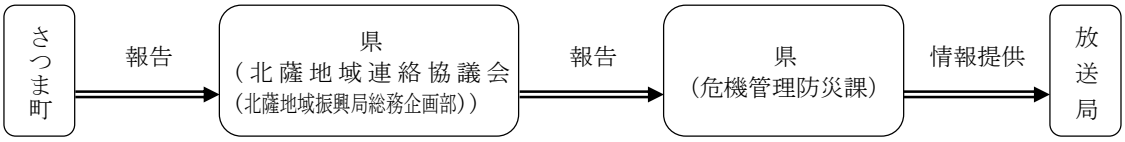

第４　災害時優先電話の利用

災害対策に用いる電話は、平常時に災害時優先電話として、あらかじめ西日本電信電話(株)鹿児島支店により指定を受けた「非常電話」を利用する。災害時の緊急を要する通話にあたっては、「非常」をもって呼び出し、関係機関に通報するものとする。災害時における市外通話の優先的利用を行う。

非常通話として取り扱われる通話の内容は、次のとおりである。

1　非常通話

風水害時において、公共の利益のため緊急に通信を行う必要のある通話については、非常又は緊急通話として取扱い、他に優先して取り扱うことができる。優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめＮＴＴの承諾を受けた番号の加入電話（災害時優先電話）による。

2　電報による通信

災害の予防、対策等緊急を要する電報の発信に当たっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常電報である旨を告げて電報を取り扱う支店・営業所に頼信するものとする。

第５　非常通信の利用

県は、平時からの通信訓練や通信活動を踏まえ、鹿児島地区非常通信協議会等を中心とする災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制の確立を図っている。

したがって、町は、電話又は町の通信施設等が使用できない場合には、鹿児島地区非常通信協議会の非常通信計画に基づき、最寄りの無線局を利用して、非常通信により通信連絡する。

１　非常通報の主な内容

⑴　人命の救助に関するもの

⑵　天災の予報（主要河川の水位を含む。）及びその他の災害の状況に関するもの

⑶　緊急を要する気象、水象、地象等の観測資料

⑷　非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

⑸　暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

⑹　非常災害における緊急措置を要する犯罪に関するもの

⑺　遭難者の救護に関するもの

⑻　道路、電力設備、電気通信回線等の損壊又は障害の状況及びその修理、復旧要資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの

⑼　災害救助機関相互間に発受する災害救助、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

２　非常通信依頼上の注意事項

⑴　頼信紙は、できるだけ無線局備付けの用紙を使用すること。

⑵　無線局の受付所に依頼するときは、必ず頼信紙に「非常」と朱書すること。

⑶　通信内容は、できるだけ簡素に要領よく、３分以内に伝送できる程度の内容とする。

⑷　あて先の電話番号がはっきりしているものは、通報用紙のあて先欄に電話番号を記入するとともに電文の末尾に発信者名を忘れず記入すること。

⑸　その他、非常通信の利用並びに取扱いに関しては、鹿児島地区非常通信協議会と緊密なる連携のもとに、電波法令等に違反することのないよう努めること。

第３節　災害救助法の適用及び運用

関係機関
ほけん福祉課

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて町は災害救助法を運用する。

第１　災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、国の機関としての知事が行い、町長がこれを補佐する。

知事は、救助を迅速に行うために、救助の実施に関する権限の一部を町長に委任している。

（災害救助法第30条、鹿児島県災害救助法施行細則）

第２　災害救助法の適用基準

１　適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

⑴　災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき

⑵　次に掲げる程度の災害が発生した区域内において、被災し現に救助を必要とするとき

ア　町の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準１号以上であること。

イ　県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準２号以上であること。

ウ　県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

エ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

さつま町の災害救助法適用基準

人　　口	基　　準	
	１号	２号
20,243	50	25

＊人口は令和２年国勢調査による。

資料編　◦災害救助法施行細則（別表第１及び第２）　　Ｐ．228

第３　被災世帯の算定基準

１　住家滅失世帯数の算定基準等

⑴　半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって住家滅失１世帯とする。

⑵　床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住困難な世帯は、３世帯をもって住家滅失１世帯とする。

２　住家の滅失等の認定

⑴　住家の全壊（焼）流出により滅失したもの

ア　住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの

イ　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

⑵　住家の半壊又は半焼する等著しく損傷したもの

ア　住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満の場合

イ　住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

⑶　住家の床上浸水、土砂堆積等で一時的に居住困難状態となったもの

ア　⑴、⑵に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの

イ　土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの

・　住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
・　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
・　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

３　世帯及び住家の単位

⑴　世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

⑵　住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第４　災害救助法の適用手続

災害に対し、町における災害が、上記第２「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は、直ちにその旨を県に報告する。

〈連絡先〉県社会福祉課福祉企画係　TEL099―286―2824

第４節　広域応援体制

関　係　機　関
総 務 課　　消防本部

大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災し、又は被災のおそれがあり、町及び各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

第１　応援の受入れ体制の確立

町は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

また、町は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

応援職員の受入れに当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第２　町及び消防機関における相互応援協力

町及び消防本部は、災害発生時における消防相互応援体制の確立については、あらかじめ全県的な消防広域相互応援協定を締結している。協定の具体的な運用については、「鹿児島県消防相互応援協定」の定めるところによる。

応援の内容及び応援手順は、次のとおりとする。

１　対象となる災害

⑴　大規模な風水害、地震等の自然災害

⑵　林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模火災

⑶　航空機災害等の集団救急救助事故

⑷　その他特殊な災害事故等

２　応援の内容

消火、救急、救助

３　応援要請手順

⑴　応援要請

町長が、他の市町村等の長に必要な部隊（消火隊、救助隊、救急隊、化学隊等）の派遣を要請する。

⑵　要請方法

電話、無線等の最も早い方法で、災害発生日時、場所、部隊（種類、人員、車両）、資機材（種別、数量）などを連絡する。

４　応援派遣手順

応援部隊の出発日時、出動場所、人員、車両、資機材（種別、数量）などを要請側へ連絡する。

資料編　○鹿児島県消防相互応援協定　　Ｐ．90

第３　県への応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の規定に基づき、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

明　　示　　事　　項
⑴　災害の状況又は予想される被害の状況及び応援を必要とする理由
⑵　応援を必要とする職種別人員
⑶　応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
⑷　応援を必要とする場所及び応援場所への経路
⑸　応援を必要とする期間
⑹　その他必要な事項

第４　近隣市町との相互応援体制

町は、近隣市町及び友好交流町との協定により、大規模災害時の相互協力と緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

資料編　○県、市町村との相互応援協定　　Ｐ．103

第５　公共的団体等への要請

１　要請の事項

災害時に医師会、農協、商工会、自治会等に協力を要請する業務は、おおむね次のとおりとする。

⑴　異常気象、危険箇所等を発見したときの災害対策本部への通報
⑵　避難誘導、負傷者の救出・搬送等の救助・救護活動
⑶　被害状況の調査補助事務
⑷　被災地に対する炊出し、救援物資の配分及び輸送等の業務
⑸　被災地内の秩序維持活動
⑹　道路警戒活動、公共施設等の応急復旧作業活動
⑺　その他災害応急対策業務への応援協力

２　協力要請の方法

災害時に公共的団体等に協力を要請するに当たっては、次の事項を明らかにして行う。

⑴　活動の内容
⑵　協力を希望する人数
⑶　調達を要する資機材等
⑷　協力を希望する地域、期間

第６　民間団体との相互応援体制

町長は、相互応急対策協定を締結している鹿児島県建設業協会宮之城支部並びに災害時相互

協力協定を締結している郵便事業株式会社加治木支店と連携し、円滑・迅速な応急復旧対策及び被災者救済に必要な対応を行う。

資料編　○　民間との協定　　P.112

第７　地域住民の協力

被災地の地域住民は災害対策本部が実施する応急対策活動に協力するほか、次のような防災活動を行う。なお、町は、地域住民の防災活動が有効に実施されるための防災啓発、防災知識の普及に努めるものとする。

⑴　防災機関への協力
⑵　被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
⑶　出火防止及び初期消火
⑷　初期救急救助
⑸　災害時要援護者の保護
⑹　家庭における水、食料の備蓄

第５節　自衛隊の災害派遣体制

関係機関
総 務 課

大災害が発生した場合、被害が拡大し、町単独では対処することが困難な事態が予想される。このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

第１　自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

１　災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

⑴　災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

⑵　災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

⑶　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

⑷　災害に際し、通信の途絶等により町長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が町長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合

⑸　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合

⑹　災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合

⑺　庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

⑻　震度５以上の地震を覚知したとき、被害状況把握のため、自衛隊が自主的に派遣する場合

２　災害派遣要請の手続

⑴　災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は町長の要請要望により行う。

⑵　要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

〈自衛隊派遣要請系統〉

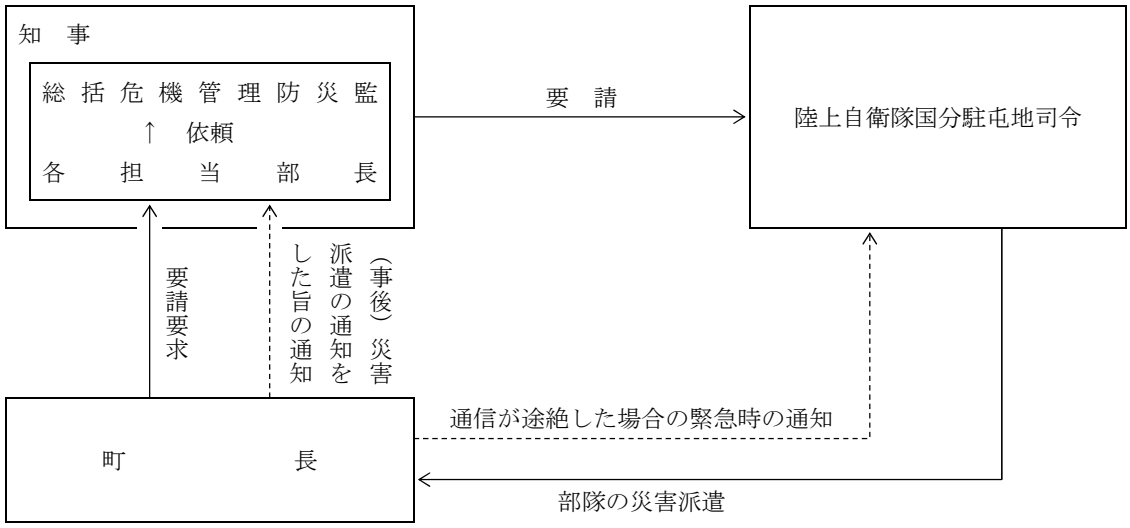

⑶　要請文書のあて先

要請文書のあて先は、次のとおりである。

自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号
部隊名	主管課		
陸上自衛隊第12普通科連隊本部	第３科	霧島市国分福島２丁目４―14	0995―46―0350 内線235又は237

⑷　自衛隊の自主派遣

大規模な地震等が発生し、通信の途絶等により、町、県、自衛隊間の連絡が不可能である場合、人命救助等の災害応急対策につき、緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊は、要請がなくても独自の判断で部隊等を派遣することができる。

３　知事への災害派遣要請の要求

⑴　災害派遣要請の要求者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求は、原則として町長が行う。

⑵　要求手続

町長が、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求をする場合は、次の事項を明記した文書を各活動内容に応じて県各担当部長あてに送達する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

資料編　◦**自衛隊災害派遣要請依頼書**　Ｐ．83
◦**自衛隊災害派遣撤収要請依頼書**　Ｐ．84

⑶　災害派遣要請の要求ができない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき若し

くは通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

⑷　要求文書のあて先

要求文書のあて先は、次のとおりである。

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号
担当部名	主管課		
鹿児島県危機管理防災局	危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10番１号	（直通）099-286-2256

第２　自衛隊の災害派遣活動

自衛隊の活動内容は、次のとおりである。

区分	活動内容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、防疫、病虫害防除等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用するものとする。
通信支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障を来さない限度において、外部通信を支援する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
救助物資の無償貸付及び譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令（昭和33年総理府令第１号)」に基づき、救援物資を無償貸付け又は譲与する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。

危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第３　自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等

１　派遣部隊の受入体制

⑴　町は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する。（地積、出入りの便を考慮）

⑵　町は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

⑶　災害地における作業等に関しては、町と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。

⑷　その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

２　使用器材の準備

⑴　災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類は特殊なものを除きでき得る限り町において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。

⑵　災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消耗品類はすべて町において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消耗品類を使用する。ただし、派遣部隊携行の使用材料、消耗品類のすべてを町に譲渡するものではなく、災害時の程度その他の事情に応じて町はできる限り返品又は代品弁償しなければならない。

⑶　使用器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦を避けるため、でき得る限り事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行う。

３　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町が協議して定める。

⑴　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

⑵　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

⑶　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

⑷　派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）

⑸　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

４　自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので、町において決定したヘリコプター発着予定地は、資料編に掲げるとおりである。

資料編　○町内ヘリコプター発着予定地一覧　　Ｐ．65

〈ヘリコプター発着場の基準及び表示要領〉

<table>
<tr><th>区分　　条件</th><th>標　　準</th></tr>
<tr><td>ＯＨ―６Ｊ
（小型機）</td><td> 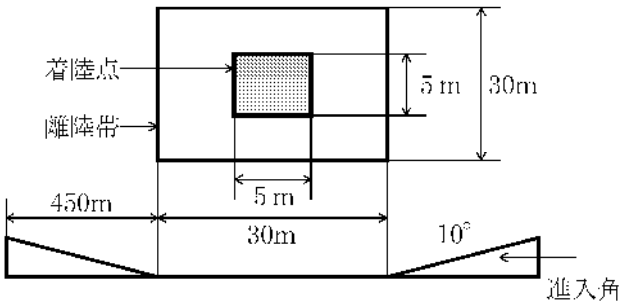
</td></tr>
<tr><td>ＨＵ―１Ｂ
（中型機）</td><td> 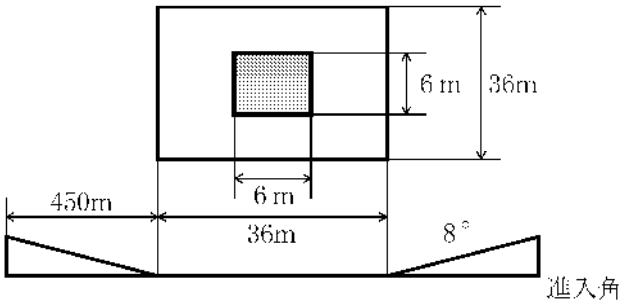
</td></tr>
<tr><td>ＵＨ―60Ｊ
Ｖ―107
（大型機）</td><td> 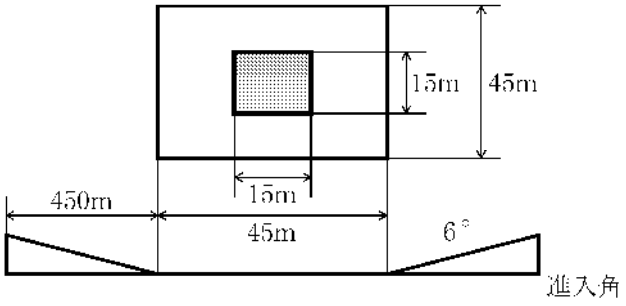
</td></tr>
<tr><td>ＣＨ―47
（大型機）</td><td> 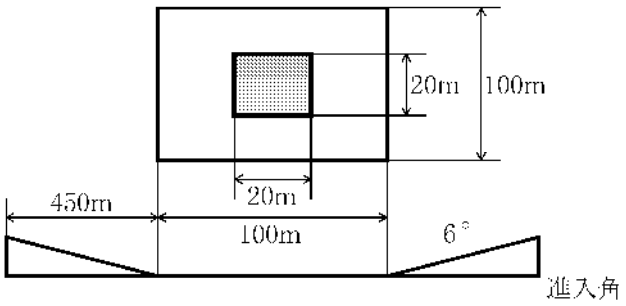
</td></tr>
<tr><td>表示要領</td><td>1　着　陸　点
 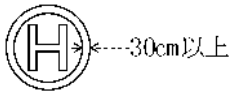

2　風向指示機
 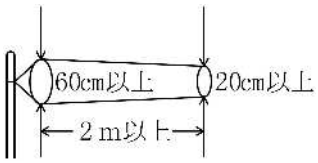

着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径４ｍ以上の円を描き、中央にＨと記す。
着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる
⑴　布製
⑵　風速25ｍ／秒に耐えられる強度</td></tr>
</table>

第６節　労働力の確保及びボランティアとの連携

関　係　機　関
総 務 課　　ほけん福祉課

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

また、大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。このため、町ではボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第１　従事命令等による労働力の確保

町長は、災害応急対策活動の実施に当たり、緊急の必要があると認めるときは、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。

１　命令の種類と執行者

命令の執行者等は、次のとおりである。

対　象　作　業	命令区分	根　拠　法　令	執　　行　　者
消防作業	従事命令	消防法第29条第５項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	知事（委任を受けた場合は町長）
災害応急対策事業（災害救助法救助を除く）	従事命令 協力命令	災害対策基本法第71条第１項	知事
		災害対策基本法第71条第２項	知事（委任を受けた場合は町長）
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第65条第１項	町長
		災害対策基本法第65条第２項	警察官
災害応急対策作業（全般）	従事命令	警察官職務執行法第４条	警察官

2　命令の対象者

命令の種別による従事対象者は、次のとおりである。

命　令　区　分	従　　事　　対　　象　　者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助、災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	⑴　医師、歯科医師又は薬剤師 ⑵　保健師、助産師又は看護師 ⑶　土木技術者又は建築技術者 ⑷　大工、左官又はとび職 ⑸　土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑹　自動車運送業者及びその従業者
災害救助、災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による町長、警察官の従事命令）	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者

第２　ボランティアの受入れ、支援体制

1　ボランティア活動に関する情報提供

町は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2　被災地におけるボランティア支援体制の確立

町社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、速やかに現地本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

町は社会福祉協議会等と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

第３　ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れに当たっては、町社会福祉協議会がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、現地本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介・加入に努める。

第７節　気象警報等の収集・伝達

関係機関
総 務 課

風水害時の応急対策を進める上で、鹿児島地方気象台から発表される気象警報等は、基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第１　鹿児島地方気象台による気象警報等の発表

特別警報・注意報・警報、火災気象通報は、本町においては鹿児島地方気象台が発表し、解除するものとする。ただし、気象情報の解除は行わない。

なお、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当報に区分して発表し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

１　特別警報の種類及び発表

現象の種類	基　　準
大　　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴　　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴　風　雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大　　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、災害風速等について過去の災害に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

２　注意報・警報及び気象情報の発表

鹿児島地方気象台は、一次細分区域（「薩摩地方」、「大隅地方」、「種子島・屋久島」地方の３区域）及び二次細分区域を指定して発表する。

さつま町は、一次細分区域では「薩摩地方」に該当し、二次細分区域では「薩摩地方」を細分化（「出水・伊佐」、「川薩・姶良」、「鹿児島・日置」、「指宿・川辺」）した区域のうち、「川薩・姶良」区域に該当する。

⑴　注意報・警報

種　　類		発　表　基　準	
注意報	強風 （平均風速）	12m／ｓ以上	
	風雪 （平均風速）	12m／ｓ以上で雪を伴う	
	大雨	浸水害	表面雨量指数基準　16
		土砂災害	土壌雨量指数基準　112
	洪水	流域雨量指数基準	久富木川流域＝16.8 穴川流域＝15 夜星川流域＝5.9
		複合基準＊1	川内川流域＝10，55.2

		指定河川洪水予報による基準	川内川下流部[宮之城]
	大雪 （12時間降雪の深さ）	平地（標高200m以下）３cm以上 山地（標高200m以上）５cm以上	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧（視程）	100m以下	
	乾燥	最小湿度40%以下で、 実効湿度65%以下	
	霜 （最低気温）	11月30日までの早霜と３月10日以降の晩霜 ４℃以下	
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で次のいずれか ①気温３℃以上の好天 ②低気圧等による降雨 ③降雪の深さ30cm以上	
	低温	夏季 （平均気温）	平年より４℃以上低い日が３日続いた後、さらに２日以上続くと予想される場合
		冬季 （最低気温）	内陸部－７℃以下
	着氷・着雪	大雪注意報・大雪警報の条件下で、気温－２℃～２℃、湿度90%以上	
警	暴風 （平均風速）	20m／ｓ以上	
	暴風雪 （平均風速）	20m／ｓ以上で雪を伴う	
	大雨	浸水害	表面雨量指数基準　27
		土砂災害	土壌雨量指数基準　160
報	洪水	流域雨量指数基準	久富木川流域＝21 穴川流域＝18.8 夜星川流域＝7.4
		複合基準＊1	川内川流域＝12，64.4
		指定河川洪水予報による基準	川内川下流部[宮之城]
	大雪 （12時間降雪の深さ）	平地（標高200m以下）10cm以上 山地（標高200m以上）15cm以上	

（注）　＊1：表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値

⑵　気象情報

気象等の予報に関係のある台風その他の異常気象等についての情報は、一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表する。

特に、数年に一度の短時間の大雨（１時間120㎜以上）の雨量を観測又は解析をし、かつ大雨警報発令中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現している場合に、直ちに「○○○地方記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については、注意報・警報の基準値と同様に検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」という用語で解説する「顕著な大雨

に関する鹿児島県（奄美地方を除く。）気象情報」が発表される。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル４相当以上の状況で発表される。

３　火災気象通報及び火災警報等の発表

⑴　火災気象通報

発表機関及び伝達系統

ア　火災気象通報とは、消防法に基づいて鹿児島地方気象台長が、気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、その通報を受けたときは、直ちにそれを町長に通知しなければならない。

イ　発表基準

火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおり。

担当気象官署	火災気象通報の基準
鹿児島地方気象台	【乾燥注意報】最小湿度が 40％で、実効湿度 65％ 【強風注意報】平均風速 12m／ｓ 【乾燥注意報及び強風注意報】

⑵　火災警報等

ア　火災警報の発表機関及び発表基準

火災警報は、町長が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想されるとき町長が発表するものとし、発表基準は下記のとおりとする。

・　実効湿度65％以下及び最小湿度が35％以下に下がる見込みのとき

・　平均風速が12m以上の風が吹く見込みのとき

イ　林野火災注意報及び林野火災警報の発表機関及び発表基準

林野火災注意報は、町長が林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際に発令する。

火災警報のうち林野火災警報は、町長が林野火災の予防上危険な気象状況になった際に発令する。

【林野火災注意報の発令指標の設定】

以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

①　前３日間の合計降水量が１㎜以下 かつ 前30 日間の合計降水量が30㎜以下

②　前３日間の合計降水量が１㎜以下 かつ 乾燥注意報が発表

【林野火災警報の発令指標の設定】

林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合

第２　鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、町長が防災活動や住民への避難指示等の災害応急復旧対応を適時適切に行えるよう支援することや、住民の自

主避難の判断等にも利用する目的で鹿児島地方気象台と鹿児島県が共同で発表される。

1　発表基準

大雨警報の発表中において、県が監視する土砂災害発表予測システムの危険指標と気象台が監視する土壌雨量指数の履歴順位について、共に条件を満たしたとき。

2　解除基準

県が監視する基準と、気象台が監視する基準のどちらかがその基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予測されるとき、又は大雨警報が解除されたとき。

＜土砂災害警戒情報の伝達系統＞

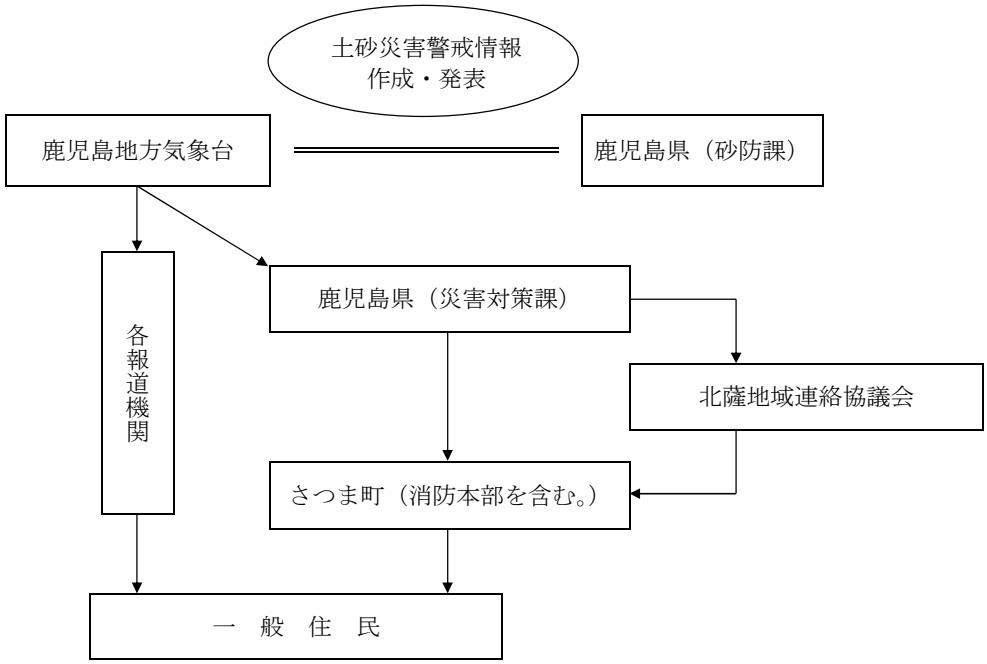

第３　気象警報等の受信・伝達

1　受信・伝達

町長は、警報等の連絡の受理体制を常に確立しておくよう努めるとともに、警報等の連絡を受けたときは、速やかに所在官公署及び住民に周知徹底させる。

この場合、災害時要援護者施設への伝達に配慮する。

2　受領及び伝達方法

⑴　関係機関からの通報等は、勤務時間外は警備員が受領する。

勤務時間内の総務課における受領担当員（伝達担当員を兼ねる。）は、次のとおりである。

（正）危機管理監　　（副）　危機管理係長

⑵　勤務時間外に警備員が警報等を受領した場合は、直ちに危機管理監に伝達する。警報等を受領した危機管理監は次の伝達担当員に伝達するとともに、町長及び副町長に報告し、その

指示に従う。

（正）危機管理係長　　（副）　危機管理係員

⑶　⑴⑵の警報等で災害を起こすおそれが予想される場合は、直ちに庁内放送（勤務時間外は、危機管理監→危機管理係長→関係課長）により周知させるとともに、関係機関、住民等に伝達周知する。

ア　関係団体に対する伝達

農協等の関係団体に対しては、加入電話及びＦＡＸにより受領内容を送信する。

イ　教育委員会の学校に対する伝達

⑶により警報等を受領した町教育委員会は、加入電話等により町内各小中学校等に伝達する。

ウ　住民に対する周知方法

・　警報等の伝達を受けた無線担当員は、警報等の内容を町防災行政無線により放送し、地域住民に周知徹底を図る。

・　危機管理班は、町防災行政無線、広報車、有線放送等をもって町内一円に放送広報を行い地域住民に周知徹底を図る。

気象予・警報、情報等の伝達系統

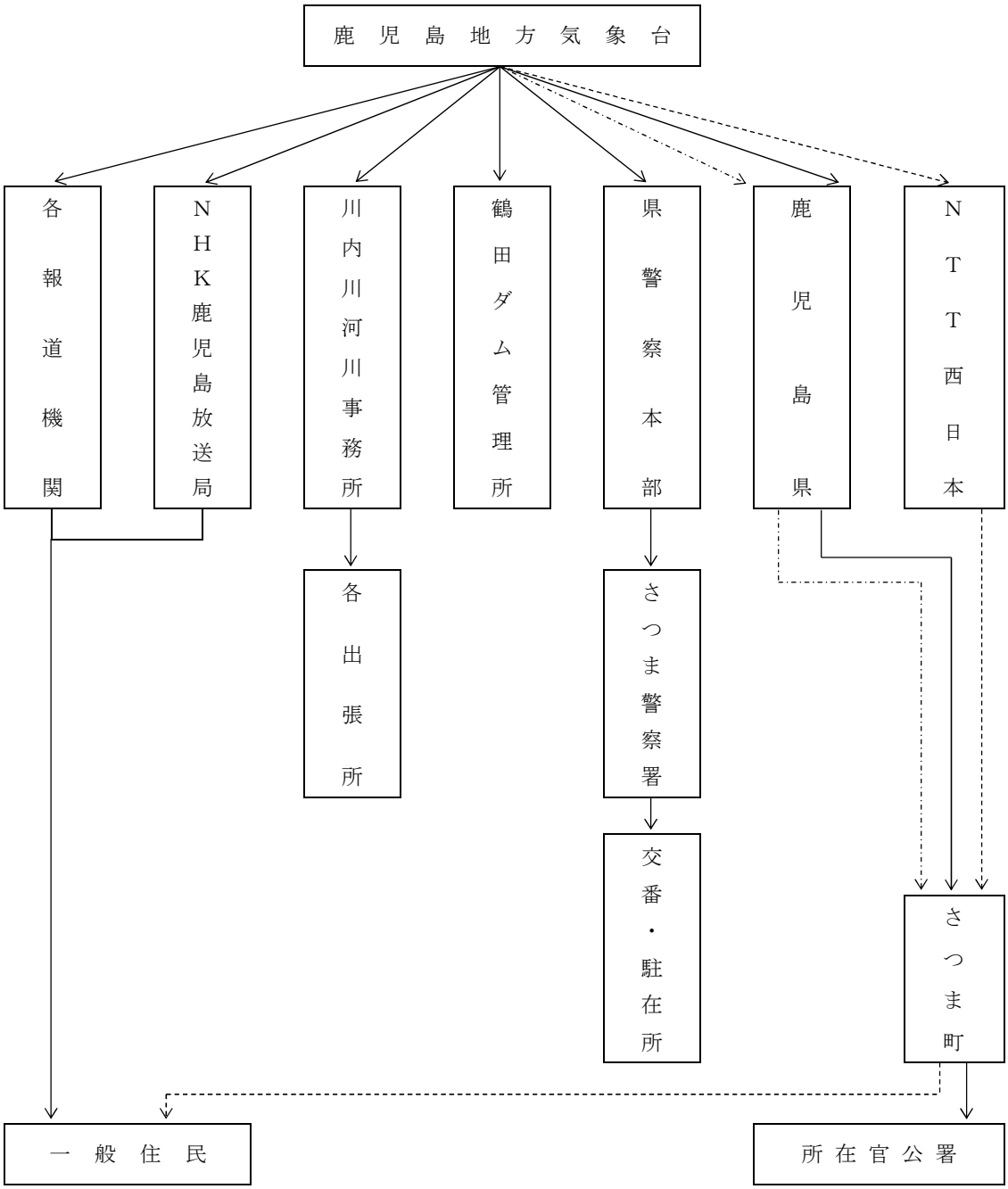

（注）　——→ 予報警報情報とも通知、------> 警報だけ通知、·····> 火災気象通報

1　鹿児島県の伝達系統で注意報については、特に重要な災害対策の実施を必要とするものについて通知する。

2　気象官署からＮＴＴ西日本への通知は気象業務報第15条に基づくものである。

第８節　災害情報・被害情報の収集・伝達

関　係　機　関
各課共通　　消防本部

町災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は共有、通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期する。

情報の収集に当たっては、特に住民の生命にかかわる情報を優先し、速報性を重視する。

第１　災害情報の収集

町は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報報告する。

一方、消防機関、警察等の防災関係機関においては、必要に応じ、町の災害対策本部に職員を派遣し災害情報の収集に努める。

人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

なお、町及び県は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察機関等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

１　収集すべき災害情報等の内容

⑴　人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）

⑵　住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）

⑶　土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）

⑷　出火件数又は出火状況

⑸　二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）

⑹　輸送関連施設被害（道路等）

⑺　ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道施設被害）

⑻　避難状況、救護所開設状況

⑼　町災害対策本部設置等の状況

⑽　災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

2　災害情報等の収集

⑴　町（消防機関を含む。）による情報収集

町は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報によるほか、バイク、自転車、徒歩等の手段による登庁後の報告による。参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告する。

〈調　査　分　担〉

被害等の区分	担　当　課　等	協　力　団　体　等
被害の総括	総務課	消防団、施設管理者等
人的・住家等の被害	総務課、ほけん福祉課、税務課、建設課	区公民館長、公民会長、民生委員児童委員協議会、施設管理者等
町有財産被害	財政課	施設管理者
し尿、ごみ処理施設被害	町民環境課	施設管理者、地区衛生協力員
社会福祉施設被害	ほけん福祉課	施設管理者、民生委員、社会福祉協議会
医療施設被害		町内医療機関
農業、林業関係被害	農林課	北さつま農業協同組合、土地改良区、北薩森林組合
商工業関係被害	さつまＰＲ課	商工会
建設・土木関係被害	建設課	町内建設業者
水道関係被害	水道課	施設管理者
教育関係被害	教育委員会	学校長、施設管理者
支所管内被害	鶴田、薩摩各支所	区公民館長、公民会長、関係団体等

⑵　調査班の編成

ア　被害状況の調査に当たっては、被害の程度により各課と連携して調査班の数を決定する。

イ　被害が甚大なため、町において調査が不可能なとき、又は調査に必要な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

3　災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

⑴　町における報告情報の集約

町災害対策本部において、各支所及び各課等から災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示等、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。特に本庁及び各支所間においては、災害情報を共有し、一括整理するものとする。

⑵　町から県等への報告

町は県にできるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。特に、災害の規模の把握のため

の町から県等への報告は、次のとおり実施する。

ア　第１報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

・　勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）

・　勤務時間内（災害発生直後）

イ　人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、できる限り早く報告する。なお、この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示等、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

ウ　人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後１時間以内。遅くとも２時間以内とする。県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

エ　町は、同時多発火災や救出要請等により、119番通報が殺到した場合に、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

⑶　情報の優先度及び共有化

町は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

また、町は消防機関、警察等関係防災機関が適切な災害応急対策が実施できるよう、災害情報の共有化を図る。

⑷　県による人的被害情報の集約・調整

町等が報告した人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約し、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、町等と密接に連携しながら適切に行う。

なお、県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」（令和５年３月３１　日）に基づき町等と連携の上、行方不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者等の絞り込みに努める。

この際、町は県の公表に際し、以下３項に関する役割を担任する。

・市町村域における、死者・行方不明者等に関する情報の収集・精査

・死者・行方不明者等に係る住民基本台帳の閲覧制限の有無及び死者に係る遺族等の同意確認

・死者・行方不明者等のリストの作成及び県への提供

※同意を確認する遺族等の範囲は、原則として同居の親族とするが、同一生計の親族や事実婚が確認できる配偶者など、状況に応じて判断する。

資料編　◦　災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針　　Ｐ．233

第２　災害情報等の報告

１　災害情報等の報告系統

町は、町内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行い、県と連絡がとれた場合には、県にも報告を行う。

なお、被害状況等の報告に係る総務省消防庁への連絡先は、次のとおりである。

（ＮＴＴ回線）
03―5253―7777
03―5253―7553（ＦＡＸ）
（消防防災無線）
7780
7789（ＦＡＸ）
（地域衛星通信ネットワーク）
２―048―500―7780
２―048―500―7789（ＦＡＸ）

２　災害情報等の種類及び内容

⑴　災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

ア　災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な防災関係機関に通報するもの。

イ　災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの。

ウ　災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの。

エ　災害が発生しているが、被害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの。

⑵　災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する次のものをいう。

ア　災害即報

報告（通報）すべき災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第１報を報告するものとし、以後、判明したもののうちから逐次報告するもの。

資料編　○災害概況即報　　Ｐ．217

イ　災害確定報告

応急対策を終了した後20日以内に報告（通報）するもの。

ウ　災害中間年報　　12月20日までに報告（通報）するもの。

エ　災害年報　　４月30日までに報告（通報）するもの。

３　災害情報、災害報告の通報及び報告要領

⑴　災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

ア　発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、その他気象、地震の場合は町長又は警察署長（警察官）に通報するものとする。

イ　警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに町長（総務課）に通報するものとする。

ウ　町長の通報

ア、イ及びその他により異常現象を承知した町長は、直ちに次の機関に通報する。

・　気象、地震に関するものは、関係気象官署
・　その異常現象により災害発生が予想される隣接市町
・　その異常現象により、予想される災害の対策実施機関（県出先関係機関その他応急対策実施機関）

エ　町長の気象官署に対する通報要領

気象官署に関係する異常現象を承知した町長が関係気象官署に通報する要領は、次のとおりとする。

・　通報すべき事項

気象関係

・　通報の方法

通報の方法は、公衆電話、電報によることを原則とする。

・　通報のあて先

通報のあて先は、鹿児島地方気象台とする。

・　通報に要する電話電報の費用は、原則として町の負担とする。

⑵　上記⑴以外の災害情報及び災害報告の通報、報告方法

ア　総務課

・　町は、町内の所管事項に係る災害情報及び被害情報を調査収集し、災害対策本部を設置した場合には、県支部の各対策班又は県本部の各対策部に通報報告する。ただし、緊急を要する場合は、直ちに関係の対策部に通報、報告する。
・　災害情報で、県以外の防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、当該防災関係機関に通報する。

イ　防災関係機関からの収集通報

防災関係機関は所管事項に関し、収集把握した災害情報及び被害状況のうち町その他防災関係機関の災害対策と密接な関係があると思われるものについては、町その他防災関係機関に通報するものとする。

ウ　各区公民館長等からの収集通報

区公民館長等は、地区内における次の災害情報を収集し、総務課に通報する。

・　河川の増水等災害が発生しそうな状況
・　住民の避難状況
・　災害が発生しているときの状況
・　その他災害状況

エ　町の災害情報の収集通報

・　各公民館長等より災害情報の通報を受けた総務課は、直ちに関係課に通報する。
・　総務課長及び各課長は、各公民館長等からの災害情報と町自体で把握しうる災害対策の実施状況等災害を併せ関係の各機関に通報する。
・水防に関するもの（北薩地域振興局建設部）
・災害の総体的情報及び避難、人的災害情報等（北薩地域振興局総務企画部）

4　災害報告の留意事項

⑴　総務課は、被害状況を集計するに当たり、さつま警察署と緊密な連絡をとり情報の交換調整を図り、被害状況集計の正確を期するものとする。

⑵　各担当課又は総務課がその他の関係機関に災害情報及び被害状況を通報、報告するに際して、各課ごとに責任者を定め、災害連絡員として報告に関する一切の責任を負わせるものとし、さらに災害連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定める。

5　被害報告の様式

⑴　総務課において、町全体の被害を収集する被害報告の内容は、資料編に掲げるとおりである。

資料編　◦被害状況即報　　Ｐ．218

⑵　各課において、関係被害を収集する様式は、法令及び県その他の指示する内容を考慮して定める。

6　災害報告の判定基準

人的被害及び家屋等の一般被害の判定基準は、資料編に掲げるとおりである。

資料編　◦災害報告の判定基準　　Ｐ．219

第９節　広報計画

関　係　機　関
総 務 課　総合政策課

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第１　町による広報

１　町における広報担当及び他課との連絡

⑴　町における災害情報、被害状況等災害に関する広報は総務課又は総合政策課が行う。

⑵　各課における被害情報、災害情報のとりまとめは、総務課において行う。

２　情報等広報事項の収集

⑴　各課が把握する災害情報その他広報資料を積極的に収集する。

⑵　必要に応じて災害現地に出向き、写真、ビデオ、その他の取材活動を実施する。

３　住民に対する広報手段

町において収集した災害情報及び応急対策等住民に周知すべき広報事項は、広報内容に応じて次の方法により行う。

⑴　町防災行政無線

⑵　有線放送、公民会無線放送

⑶　広報車

⑷　写真、ビデオ、ちらし等の展示等

⑸　消防署による非常無線サイレンシステム

⑹　報道機関

⑺　町のホームページ

⑻　携帯メール

４　広報内容

災害時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

⑴　災害危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の指示等

広報担当者は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

ア　気象情報及び気象警報の発令

イ　災害軽減の事前対策

⑵　災害発生直後の広報

町は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

ア　災害対策本部の設置

イ　災害応急対策状況

ウ　災害状況

エ　緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示

オ　隣近所等の災害時要援護者の安否確認の喚起・指示

カ　出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

⑶　災害発生後、事態が落ちついた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

ア　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ　地区別の避難所

ウ　混乱防止の呼びかけ

「不確実な情報に惑わされない、テレビ・ラジオから情報入手する」などの呼びかけ。

エ　安否情報

安否情報については、ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル「171」、「ｉモード災害用伝言板サービス」を利用するよう住民に呼びかけ、その利用方法を周知する。

オ　被災者救援活動方針・救援活動の内容

カ　気象警報などの解除

キ　災害対策本部の解除

⑷　広報案文

住民等への広報案文は、資料編に掲げるとおりである。

資料編　○広報案文　　Ｐ．220

第２　報道機関等に対する公表

１　報道機関に対する発表

総務課又は総合政策課は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

発表は、次の要領で実施する。

⑴　報道発表の要領

ア　発表の場所は、原則として記者会見室（仮設）とする。

イ　発表担当者は、総務課長又は総合政策課長とする。

ウ　事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ　災害時要援護者への広報手段、内容について配慮するように要請する。

オ　警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

⑵　報道機関へ要請並びに発表する広報内容

ア　雨量・河川水位等の状況〔発表〕

イ　災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ　火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

エ　家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

オ　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

カ　周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕

キ　避難状況等〔発表〕

ク　被災地外の住民へのお願い〔要請〕

（例）・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
・安否情報については、ＮＴＴ災害用伝言ダイヤル「171」、「ｉモード災害用伝言板サービス」を活用してほしい。
・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう（梱包を解かなくて済むよう）、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。

ケ　ボランティア活動の呼びかけ

コ　住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

サ　交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕

シ　電気、電話、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕

ス　河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

第３　その他の関係機関等への広報の要請・調整

１　ライフライン関係機関への要請

災害時に町に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、町は、住民等の通報内容をモニターし、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

２　関係機関との調整

町は広報を実施したときは、直ちに関係機関に報告する。

第１０節　水防・土砂災害等の防止対策

関　係　機　関
各 課 共 通　　消防機関

風水害時は、河川出水、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町は、消防機関等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第１　河川災害の防止対策（水防活動）

１　水防の責任

⑴　水防管理団体の責任

町は、この計画に基づきその区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

資料編　◦さつま町水防協議会条例　　Ｐ．88

⑵　町の責任

町内における水防体制の確立強化を図るとともに、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう指導し、水防能力の確保に努めなければならない。

⑶　住民の責任

常に気象状況、水防状況に注意し、水防管理者、消防団長（水防団長）、又は消防機関の長から水防活動のため協力を求められた場合は、直ちにこれに従事しなければならない。

２　町の水防組織

水防に関係のある気象の予報、注意報、警報などにより、洪水等のおそれがあり、水防の必要を認めたときから、その危険が解消するまでの間、町は次の組織をもって水防事務を処理する。なお、水防本部は総務課内に置く。

⑴　水防本部編成表

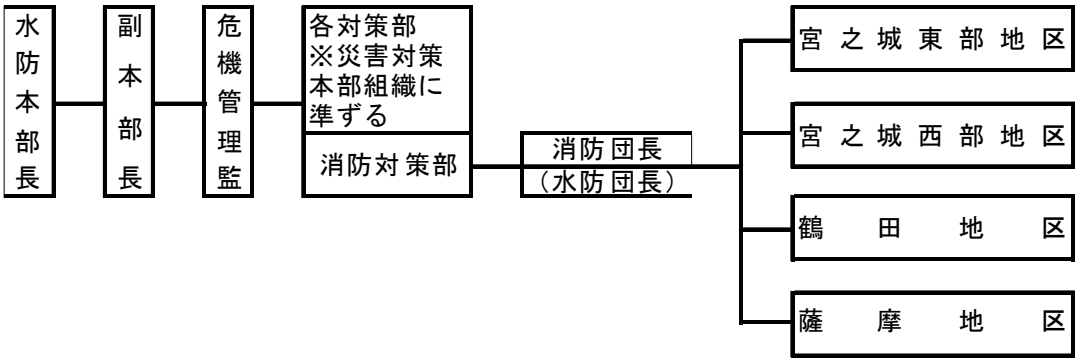

⑵　水防業務分担

水防本部長……町長

副本部長……副町長、教育長

各対策部……各対策部組織は第１編第３章第１節「災害対策本部組織」に準ずる。

３　水防区域と水防警報を行う河川の現況

⑴　水防区域

ア　重要水防区域

資料編に掲げるとおりである。

資料編　○重要水防箇所一覧　　Ｐ．52

イ　重要水防区域外で危険と予想される区域

資料編に掲げるとおりである。

資料編　○重要水防区域外の危険予想区域　　Ｐ．54

４　気象注意報発令と雨量水位の通報

⑴　洪水・大雨のおそれのある注意報が発令されたときは、次のとおり行動する。

ア　本部は、気象通報に注意し、北薩地域振興局建設部・警察・その他の関係機関に必要な連絡をとり、本部が必要と認めたときは、勤務時間外において３名以上の職員を待機させる。

イ　各地区は、本部から通報を受けたとき又はその他の状況により自ら必要と認めたときは、直ちに水防態勢に入るとともに各機関に連絡をとる。

⑵　雨量観測通報

本部は、毎時間ごとの雨量を把握し各地区に通報しなければならない。

⑶　水位観測通報

水防本部長は、出水のおそれがあることを知ったとき、又は水防警報により出水の通知があった場合は、北薩地域振興局建設部及び警察へ通報するとともに適切な措置をとらなければならない。

５　水防警報発令と出動・水防作業

⑴　水防警報の段階と範囲

ア　段　階

第１段階…待機＝消防団員を水防に出動できるように待機させるもの

第２段階…準備＝消防団幹部の出動を行う

第３段階…出動＝消防団員の出動を通知するもの

第４段階…警戒＝水防活動上必要な対応策を指示するもの

第５段階…解除＝水防活動の終了を通知するもの

イ　水防警報の範囲

河川名	観測所名	待機	準備	出動	警戒	解除
川内川	宮之城	水防団待機水位(4.0m)に達したとき	水防団待機水位(4.0m)を超え、はん濫注意水位(5.2m)を突破すると思われるとき	はん濫注意水位(5.2m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	避難判断水位(6.4m)又は、はん危険水位(7.6m)に達したとき	はん濫注意水位(5.2m)以下に下がって、再び増水の恐れがないと思われたとき

⑵　警報発令

ア　本部の措置

本部員は、気象の変化に注意し、警報が発令されたとき、その他非常事態の発生が予測されたときは、勤務時間内は待機し、勤務時間外は直ちに本部に参集し、本部長の指揮を受け円滑な水防活動の実施に努めること。

⑶　出　動

水防本部長は、非常警報が発令されたときは、消防機関を出動させて警戒配置につかせ、その旨を北薩地域振興局建設部長に報告する。

⑷　監視及び警戒

ア　常時監視

水防本部長は、常時監視員を設け随時区域内の河川等を監視させ、水防上危険があると認める箇所があるときは、当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めなければならない。

イ　非常警戒

水防本部長は、出動命令を発したときから水防区域の警戒を厳重にし、特に既往の箇所、その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡回し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合直ちに水防作業を開始するとともに、北薩地域振興局建設部長に報告しなければならない。

・　裏法の漏水によるひび及び欠け、崩れ
・　堤防の溢水状況
・　天端のひび又は沈下
・　表法のひび又は欠け・崩れ
・　樋門両袖又は底部からの漏水
・　橋梁その他の工作物と堤防との取付部分の異常

⑸　警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合は、消防団長（水防団長）、消防団員（水防団員）又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し又その区域から立退きを命じ、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者をして水防に従事させる。

⑹　非常事態の発生と水防作業

ア　非常事態の発生

堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防本部長は直ちにその旨を北薩地域振興局建設部長並びに氾濫のおそれのある方向の隣接区域の水防管理者及び水防関係機関に通報しなければならない。

イ　応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防本部長は、他の水防管理者又は市、町長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。

ウ　自衛隊の派遣要請

自衛隊法第83条により災害に際し、知事、町の要請により、あるいは緊急の場合は、自衛隊独自の判断により出動するものとする。

エ　警察官の出動

水防本部長は、水防上必要があると認めるときは、さつま警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

オ　水防作業

作業を実施するに当たっては、堤防の組織材料・流速・法面護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工することが必要である。

6　通信連絡及び輸送

⑴　水防通信受発地点（町役場）、水防倉庫設置箇所（町役場・各分団・消防車庫）、水防作業現場等には、必ず連絡用単車又は自動車を配置しなければならない。

⑵　本部と水防作業現場の輸送経路については、本部において管内からの通報に基づく状況に従って通行路線を決定し、輸送の正常な確保を図らなければならない。

⑶　水防上緊急を要する通信については、非常通信の取扱いをする。

7　避難のための立退き

⑴　洪水氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定に基づき水防本部長は、必要と認められる区域の居住者に対して立退き又はその準備を指示する。

⑵　水防本部長は、警察署長とあらかじめ立退先、経路等について協議し、必要な措置を講じなければならない。

8　費用負担と公用負担

⑴　費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、水防法第41条の規定により、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、その水防団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって決める。

⑵　公用負担

ア　公用負担権限

水防法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団体又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

・　必要な土地の一時使用

・　土石、竹木その他資材の使用及び収用
・　車両その他の運搬具又は器具の使用
・　工作物その他障害物の処分

イ　公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定によって公用負担の権限を行使するものは、水防管理者、消防団長（水防団長）又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、これらの委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要がある場合にはこれを提示しなければならない。

第　　号

公用負担権限委任証明書

年　齢　　氏名

上記の者に○○区域における水防法第28条第１項の権限行使を委任したことを証明する。

令和　　年　　月　　日

水防管理者（水防団長、消防機関の長）

氏名　　㊞

ウ　公用負担証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を２通作成し、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべきものに渡さなければならない。

第　　号

公 用 負 担 証 票

物　　件	数　　量	負担内容（使用収用処分等）	期　　間	摘　　要

令和　　年　　月　　日

水防管理者氏名　　㊞

（水防団長・消防機関の長）

事務取扱者氏名　　㊞

殿

⑶　損失補償

上記権限行使によって損失を受けた者に対し、当該水防管理団体は、時価により損失を補償しなければならない。

９　水防解除

⑴　水防管理者は、水位が警戒水位より減じ警戒の必要がなくなったときは、管理区域の水防活動体制を解除し一般住民に周知させるとともに、北薩地域振興局建設部長にその旨報告する。

10　水防報告と記録

⑴　水防報告

水防管理者は、水防が終結したときは、速やかに次の事項をとりまとめ、北薩地域振興局建設部長に報告しなければならない。

ア　天候の状況

イ　出水の状況

ウ　水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員

エ　水防その他施設等の異状の有無

オ　水防作業の状況

カ　使用資材の種類及び員数並びに消耗量及び回収量

キ　水防法第28条の規定による公用負担の種類及び数量

ク　応援の状況

ケ　一般住民の出動状況

コ　警察の援助状況

サ　現地指導員の職氏名

シ　避難のための立退きの状況

ス　水防関係者の死傷

セ　殊勲者及びその功績

ソ　今後の水防上考慮すべき点、その他水防管理者の所見

資料編　○水防活動実施状況報告書　　Ｐ．55

⑵　水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は次の水防記録を作成し保管しなければならない。

ア　出動準備、出動命令及び水防活動解除の時刻

イ　出動水防作業員の数

ウ　堤防その他の施設等の種類、延長及びこれに対する処置工法とその効果

エ　使用資材及び数量

オ　破損した器具、資材名及び数量

カ　警戒中の水位

キ　水防法第24条の規定により従事させた者の住所、氏名及び理由

ク　収用又は購入の器具資材名、その数量及びその事由並びにその理由

ケ　土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者並びにその理由

コ　水防作業中負傷し、疾病となり、又は死亡した者の氏名及びその手当状況

サ　避難のための立退きを指示した理由

シ　支出費帳簿

ス　その他記録を必要とする理由

11　水防施設設置及び水防器具資材

⑴　水防施設

ア　水防倉庫には、平常時から必要な器具資材を準備しておかなければならない。

イ　水防倉庫又は水防器具資材の備付場所にはその施設に応じて備蓄数量を明記した標札をかけること。

⑵　水防器具資材

ア　水防器具資材は、最小限度の数量をもって最大の効果をあげ得るよう常に留意し、使用方法の的確を期するとともに、水防の必要なときに支障のないように水防以外の目的には使用してはならない。

イ　水防資材の受払いについては、次の受払簿を備え常に正確に受払を記入し、使用したとき又はその後の水防に支障のあるときは直ちに、その他の場合は月末までに記入整理しなければならない。

水防資材受払簿

品　名（　　）　　取扱者氏名

責任者印	年　月　日	単　位	受	払	残	摘　要

⑶　その他本部備品

本部は、特に停電時の情報聴取のため携帯用ラジオ、懐中電灯を準備すること。

12　水防信号

水防信号は、次のとおりである。

⑴　第１信号　警戒水位に達したことを知らせるもの

⑵　第２信号　水防団員及び消防機関に属する者全員が出動するべきことを知らせるもの

⑶　第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの

⑷　第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

⑸　地震による堤防の漏水、沈下の場合は、上記に準じて取り扱う。

区域及び信号

方法／区分	警　鐘　信　号	サ　イ　レ　ン　信　号
第１信号	○休止○休止○休止	約５秒　約15秒　約５秒　約15秒　約５秒 ○―　休止　○―　休止　○―
第２信号	○―○―○　○―○―○　○―○―○	約５秒　約６秒　約５秒　約６秒　約５秒 ○―　休止　○―　休止　○―
第３信号	○―○―○―○　○―○―○―○ ○―○―○―○	約10秒　約５秒　約10秒　約５秒 ○―　休止　○―　休止
第４信号	乱打	約１分　約５秒　約１分　約５秒 ○―　休止　○―　休止

（注）　1　信号は適宜の時間継続すること。

2　必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

3　危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

13　水防訓練

⑴　実施要領

水防作業は、暴風雨の最中、しかも夜間に行うような場合があるので、次のような事項について平素から十分訓練を実施しておくことが必要である。

ア　観　測

イ　通　信

ウ　動　員

エ　輸　送

オ　工　法

カ　水門等の操作

キ　避難、誘導、救護

⑵　実施時期

毎年１回以上なるべく出水期前に行うものとする。

⑶　報告等

水防訓練については、あらかじめ北薩地域振興局建設部長等に通知するものとし、実施後において結果を本部長に報告するものとする。

14　応急工法の選定

応急工法の迅速かつ有効な実施は、応急工事工法の採用適否が最も重要であるので、次の工法の選定に当たっては、被災場所、被災状況に応じて作業が簡易で、かつ、効果的な、しかも使用資機材の入手が容易な工法を検討し採用する。

資料編　○水防工法一覧　　Ｐ．56

第２　土砂災害の防止対策

１　土砂災害防止体制の確立

町は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

２　危険箇所周辺の警戒監視・通報

⑴　町は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、土砂災害警戒区域等における斜面崩壊、土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

⑵　地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

３　土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

⑴　土砂災害の防止措置

ア　町は、土砂災害の生じた地域において、引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、県の協力を得て、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

イ　土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

⑵　警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

⑶　専門家の派遣による支援

町は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

第３　ダム施設応急対策

町は、九州地方整備局鶴田ダム管理所及び電源開発株式会社と連絡を密にとり、被害の拡大防止に努める。

１　鶴田ダム管理所の措置

⑴　臨時点検の実施

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、操作規則等の規定による。

⑵　放流の通報

特定多目的ダム法第32条の規定により通知すべき連絡関係機関及び連絡方法等は、次のとおりである。ただし、放流量が少ない場合は、下流の状況に応じてこれを省略することができる。

ア　放流連絡関係機関

・　方法と時期

放流開始の少なくとも約１時間前に文書又は電話により、放流日時、放流量その他必要事項につき行う。

・　系　統　図

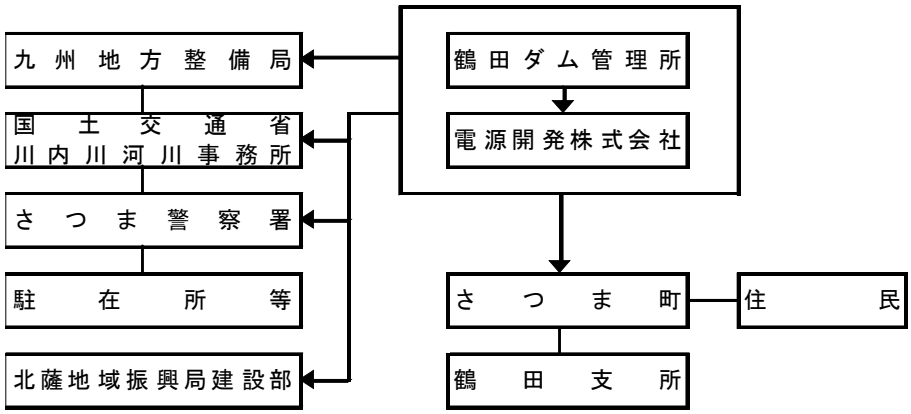

イ　一般住民への直接通報

・　警報車によるもの

警報車による警報は、サイレンを吹鳴し、スピーカーにより河川水位の増加時刻及び

増加見込等について広報する。警報は、各地点における水位変動の生ずる約30分前に行うものとする。

・　警報所によるもの

ダム管理所は放流開始約50分前及び放流直前、神子警報所は放流開始約50分前、その他の警報所では各地点において増水する約１時間前に河川水位の増加時刻及び増加見込等については行うものとする。

本町の警報所は、第２項のとおりである。

（注）　○印は、サイレン無し。

２　町の措置

町は、鶴田ダム管理所と連携し、被害の防止に努めるとともに、地域住民等に町防災行政無線、広報車等により通知する。

地区名	警　　報　　所
さつま町 鶴田地区	鶴田ダムサイト、神子警報所、前田警報所、柏原警報所
さつま町 宮之城地区	餅坂警報所、屋地警報所、○城之口警報所、園田警報所、川口警報所、○船木警報所、山ノ口警報所、須杭警報所、石橋警報所

第１１節　消防活動

関　係　機　関
総 務 課　　消 防 本 部

火災が発生した場合、町及び消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、町及び消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を上げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

第１　町・住民による消防活動

１　町及び消防機関の活動

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防本部及び消防団の全機能をあげて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急救助活動を行う。

⑴　消防本部

消防本部の長は、消防署及び消防団（以下「消防隊」という。）を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急救助活動を行う。

ア　火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、町及び警察署と相互に連絡を行う。

- 延焼火災の状況
- 自主防災組織の活動状況
- 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- 要救助者の状況
- 医療機関の被災状況

イ　消防活動

- 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動
- 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。
- 人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先した消防活動
- 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動

⑵　消防団

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防本部の長の指揮下に入り、消防署と協力

して次の消防活動を行う。ただし、消防署出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと消火活動等を行う。

ア　消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

イ　避難誘導

避難指示等が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

ウ　救急救助活動

消防署による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2　住民、自主防災組織、事業所の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

⑴　住民

家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

⑵　自主防災組織

ア　消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

イ　消防隊が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

⑶　事業所

ア　火災緊急措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ　災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

- 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。
- 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。
- 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

第２　応援要請

大規模な火災等が発生し、町の消防力では災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

資料編　○消防相互応援協定　　Ｐ．91

第１２節　危険物等災害対策

関　係　機　関
総 務 課　　消 防 本 部

危険物施設、ガス施設、毒物劇物施設等の事故等により災害が発生した場合には、被害の拡大を防止するため直ちに応急措置を講ずるものとする。

第１　石油の保安対策

１　施設管理者の措置

危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び貯蔵し又は取扱う危険物の種類並びに災害の種類規模等によって異なるが、おおむね次の区分に応じて措置する。

⑴　災害が発生するおそれのある場合の措置

ア　情報及び警報等を確実に把握する。

イ　消防施設（消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。

ウ　施設内への立ち入りを制限し、警戒を厳重にする。

エ　危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

⑵　災害発生の場合の措置

ア　消防本部及びその他の関係機関への通報

イ　消防施設を活用し、被害を最小限に留めるため、適切な初動対応に努める。

ウ　危険物施設等における詰替え及び運搬や取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。

エ　消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の軽減に努める。

オ　災害の拡大危険がある場合は、付近の状況等を考慮し、住民に対し速やかに避難誘導等を行い、人的被害の防止に努める。

２　町の措置

町及び消防機関は、施設管理者と連携して、次の応急対策を実施する。

ア　災害情報の収集及び報告

被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに県その他関係機関に被害状況の報告を行う。

イ　災害広報

災害による不安、混乱を防止するために広報車等により広報活動を行う。

ウ　救急医療

被災地における傷病者等の救出は、当該事業所、消防署等、警察署、医療機関その他関係機関の協力のもとに救急医療業務を実施し、必要に応じて県に応援を求める。

エ　消防応急対策

消防署等は、危険物火災の特性に応じた消防活動を実施し、必要に応じて他の消防機関

及び県に応援を求めるものとする。

オ　避難

町長は、警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

カ　交通応急対策

交通の安全、緊急輸送の確保のため、道路管理者、警察署その他関係機関により、被災地域の交通対策に万全を期するものとする。

第２　高圧ガス保安対策

１　施設管理者の措置

施設の管理者は、現場の消防・警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

⑴　災害事故の通報及び現場措置

ア　通報

事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防、警察に通報する。通報を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、関係先に通報する。

イ　現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行う。

・初期消火、漏洩閉止等の作業
・付近住民への通報
・二次災害防止措置（火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等）
・その他必要な措置（消火、除害、医療、救護）

ウ　防災事業所（高圧ガス応援事業所）

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防、警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

２　町の措置

⑴　火気規制、立入規制

警察署等と協力して事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域を設定し、区域内の火気の禁止及び立入規制について、住民に周知徹底する。

⑵　避難の指示及び場所

危険のおそれがある場合には、区域内住民に避難すべき理由を周知させ、風向き等を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導する。

第３　火薬類の保安対策

１　施設管理者の措置

施設の管理者は、現場の消防、警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

⑴　保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。

⑵　道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。

⑶　搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土等で完全に密閉し、木部には、注水等の防火措置を講じ、かつ、必要に応じて住民に避難するよう警告する。

2　町の措置

災害が発生した場合は、消防機関、警察署と協力して、次の措置をとる。

⑴　被災者の救出救護を行う。

⑵　警戒区域を設定する。

⑶　飛散火薬類の発見回収を行う。

⑷　二次爆発の防止措置を行う。

第４　電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので施設管理者は、次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

1　災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。

2　危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。

3　出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

第５　毒物劇物の災害応急対策

1　施設管理者の措置

毒物劇物取扱い施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、速やかに次の措置を講ずる。

⑴　施設等の管理責任者は危害防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防署に届け出る。

⑵　毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

2　町の措置

⑴　周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

⑵　飲料水汚染のある場合、水道事業者、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

⑶　消防機関と協力して、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

第１３節　避難の指示・誘導

関　係　機　関
総 務 課　　ほけん福祉課　　こども課 教育委員会　　消 防 本 部

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる。

このため、特に町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

第１　要避難状況の早期把握・判断

１　要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする（本章第８節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を参照）。

２　避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、町の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

⑴　河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町・消防本部は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

⑵　斜面災害防止のための避難対策

急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。町・消防本部は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

第２　地域における避難

１　実施責任

避難指示等の実施責任者、実施基準等は、次のとおりである。

	実施責任者	措　　置	実　施　の　基　準	根 拠 法
避難指示等	知事及びその命を受けた職員	立退きの指示	洪水、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条、地すべり等防止法第25条
	水防管理者	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
	町　　長（不在の際は副町長）	立退き及び立退き先の指示	災害が発生又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認められるとき	災害対策基本法第60条
	警 察 官	立退きの指示警告避難等の措置	町長が避難のための立退きを指示することができないとき、町長から要求があったとき、重大な被害が切迫したと認めるときは警告を発し、特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し必要な限度で避難の措置をとる	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第４条
	自 衛 官	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合に警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた自衛官は避難について必要な措置をとる	自衛隊法第94条
知事による避難の指示等の代行		知事は、町長が全部又は大部分の事務を行うことができないときは、避難のための立退き及び指示に関する措置の全部又は一部を代行する。		災害対策基本法第60条

2　避難指示等の発令

⑴　町は、防災気象情報等を十分把握し、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。

⑵　町は、避難指示等を発令する際には、居住者等が、自らが取るべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難指示等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

　なお、警戒レベルは、洪水及び内水氾濫、土砂災害について発表する。（避難指示等の区分並びに避難指示等の区分に対応した警戒レベル及び居住者等に求められる行動は次表のとおり）

⑶　指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとし、県は時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し適切に判断を行うものとする。

⑷　国土交通省又は県は、町から求めがあった場合には、避難指示（土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるものに限る。）の解除対象地域、判断時期等について助言する。

⑸　町は、避難指示又はその解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

表　避難情報と居住者等がとるべき行動

避難情報等	警戒レベル	居住者等がとるべき行動等
緊急安全確保	警戒レベル５	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	警戒レベル４	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難	警戒レベル３	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備 をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
大雨・洪水 注意報	警戒レベル２	●発令される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
早期注意情報	警戒レベル１	●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

３　町の実施する避難措置

⑴　避難者に周知すべき事項

町の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

ア　避難すべき理由（危険の状況）

イ　避難の経路及び避難先

ウ　避難先の給食及び救助措置

エ　避難後における財産保護の措置

オ　その他

⑵　避難対策の通報・報告

ア　避難措置を実施しようとするときは、現場にいる警察官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

イ　避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告する。

ウ　避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

4　避難指示の基本方針

⑴　町長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立ち退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。

⑵　町長以外の避難指示権者は、上記第２の１に基づきそれぞれの状況に応じ避難指示を行う。

⑶　避難指示権者は、避難指示等の実施について法令等が定めるもののほか、本計画により行う。

5　避難指示等の実施要領

⑴　避難指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施する。

⑵　避難指示等の発令は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避け昼間に避難の準備をするよう努める。

⑶　避難指示等は、避難用の食料、貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備を行えるよう発令する。

⑷　町長以外の避難指示権者が避難指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、町長に通知しなければならない。

⑸　町長は、自ら避難指示を行ったとき、又は他の避難指示権者より避難指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（県危機管理防災課）及び県出先機関の長に報告又は通知する。

6　避難指示等の伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次の方法のうち実情に即した方法により、周知徹底を図る。

⑴　町防災行政無線及び公民会無線・有線放送施設、電話、携帯メールその他特使等の利用により伝達する。

⑵　広報車又は消防車の呼びかけによる伝達

⑶　鶴田ダム管理所との協定に基づく鶴田ダム所有の警報設備等を通じた伝達

⑷　関係者による直接口頭又は拡声器による伝達

⑸　サイレン、鐘による伝達

⑹ 洪水による避難の勧告指示は、次の信号による。

警鐘信号	サ　イ　レ　ン　信　号			
乱　打	約１分 ●──	約５秒 休止	約１分 ●──	約５秒 休止

資料編　○ 鶴田ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書　P.204

7　避難者誘導方法

避難者の誘導は、安全かつ迅速に行うことが必要であるので、次の要領により誘導するよう努める。

⑴　避難誘導は、各地区の消防分団、部が行い、責任者は分団長、部長とする。

⑵　災害の種類、危険地域ごとにあらかじめ定めた避難経路により避難所へ誘導する。

⑶　あらかじめ定めた避難経路に異常のある場合は、周辺の状況を検討し、暴風の場合は、できるだけ山かげや、堅牢な建物に沿った経路を選ぶようにする。豪雨の場合は、崖下や低地等災害の発生のおそれがある場所は、できるだけ避けるようにする。

⑷　避難場所が比較的遠距離で避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

⑸　避難経路中の危険箇所には、標識、縄張等をしたり、誘導員を配置するようにする。

⑹　誘導に際しては、できるだけ舟艇、ロープ等の資機材を利用し、安全を図るようにする。

⑺　避難又は救助等のため救助用ボートを使用する場合は、安全性を十分考慮するものとし、その使用については消防団長又はその権限を委任された者の命令によらなければならない。

⑻　避難者は、携帯品や幼児等をできるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして誘導に努める。

⑼　緊急を要する避難の実施に当たっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。

8　災害時要援護者の避難対策

高齢者、傷病者、身体障害者、外国人等いわゆる要配慮者の避難については、次の点に留意して優先して行う。

⑴　町長は、避難を要する要配慮者の掌握に努めるとともに、あらかじめ定めた避難指示の伝達方法及び誘導方法により避難所へ誘導する。

⑵　特に自力で避難できない者に対しては、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、自主防災組織の協力を得て避難誘導方法を実施する。

9　避難順位及び携帯品等の制限

⑴　避難順位

ア　高齢者、傷病者等いわゆる要配慮者の避難を優先して行う。

イ　災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して先に災害が発生すると認め

られる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

⑵　携帯品の制限

ア　携帯品は、必要最小限度の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

イ　避難が比較的に長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

10　住民の自主避難

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声をかけ合って自主的に避難するよう心がける。

＜避難の心得＞

⑴　火の始末や戸締まりを確実にする。電気はスイッチを切り、ガスの元栓を閉める。

⑵　消防、警察などの指示に従って、家族そろって地域ぐるみで避難する。

⑶　避難の際は、がけ下、崩れそうな壁際、川べりなどはできるだけ避けること。やむを得ずその場所を通らなければならないときは、十分注意して通行する。

⑷　高齢者、幼児、病人など要配慮者がいる家庭では、隣近所の協力を得て早めに避難する。

⑸　服装は行動しやすいものとし、特に風に飛ばされてくる物から身を守るため、頭にはヘルメットや頭巾などをかぶる。また、服装は長袖のシャツやズボンなど露出部分の少ないものを着る。

⑹　携帯品は必要品のみとし、両手が使えるように背負うようにする。

⑺　切れて垂れ下がった電線等には、絶対に触れない。

11　避難所の設置

⑴　地域別避難場所は、資料編に掲げるとおりとする。なお、災害の状況により避難場所を変更したときは、その都度町長が指定し、周知を図る。

資料編　○避難所等一覧　　Ｐ．66

⑵　避難所の開設及び管理は総務課が行い、避難所を開設したときは、職員を駐在させ、避難所の管理と収容者の保護に当たる。

⑶　避難所駐在職員は、避難状況及び避難所内の状況を記録し、適宜総務課長に報告する。

⑷　災害救助法による避難所の開設及び収容等は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

⑸　町長が避難所を設置したときは、直ちに県に次の事項を報告する。

ア　避難所開設の日時及び場所

イ　箇所数及び各避難所の収容人員

ウ　開設期間の見込み

⑹　避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から７日以内とする。

⑺　危険防止措置

避難所の開設に当たって、町長は、避難所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

⑻　避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

第３　学校・教育施設等における避難

児童・生徒等の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

１　避難の指示等の徹底

⑴　教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、早期に実施する。

⑵　教育長は、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。

⑶　教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。

⑷　校長等は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒等を安全な場所に避難させる。

⑸　児童生徒等の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。

⑹　避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難勧告の段階において児童生徒等をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

⑺　学校が避難場所に指定されている場合等で、児童生徒等の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒等をその保護者に引き渡す。

⑻　児童生徒等が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休業の措置を講ずる。

２　避難場所の確保

教育長は、災害の種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

３　避難の指示の伝達

学校・教育施設の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

４　学校・教育施設等における避難誘導

⑴　在校時の小中学校の児童生徒等の避難誘導

ア　教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ　校長は、おおむね次の事項を考慮し、避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。

- 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
- 避難場所の指定
- 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
- 児童生徒の携行品
- 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ　危険な校舎等においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ　災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ　災害の種別、程度により児童生徒等を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

・　各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

・　集落ごとに児童生徒等を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ　児童生徒等が家庭にある場合における臨時休業の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

第４　不特定多数の者が出入りする施設の避難

１　避難体制の確立

⑴　施設管理者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難誘導を実施する。

⑵　施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携しながら、災害時の対応を実施する。

２　緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

３　避難の指示の伝達

不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

４　病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

５　不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

スーパー等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

第５　車両等の乗客の避難措置

１　災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確に行う。

２　天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに町長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第６　広域避難

各機関の対応について次のとおりである。

	内　　容
町	⑴　災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。 ⑵　広域避難を要請した場合は、所属職員の中から受入れ先の避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め、受入れ先の市町村に派遣する。 ⑶　避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の市町村が行い、避難者を受入れた市町村は運営に協力する。 ⑷　その他、必要事項については地域防災計画に定めておくとともに、避難所及び緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県	⑴　市町村から協議要求があった場合、関係機関と調整の上、他の都道府県と協議を行う。 ⑵　市町村から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。
国	都道府県から求めがあった場合には、受入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

１４節　救助・救急

関　係　機　関	
総 務 課	ほけん福祉課
消 防 本 部	消　防　団

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危ぐされ、多数の救助・救急事象が発生すると予想される。このため、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

第１　町及び消防機関の活動

１　救助・救急活動

⑴　活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

⑵　出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

ア　延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ　延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ　同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ　傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

２　救急搬送

⑴　傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。

⑵　救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

３　傷病者多数発生時の活動

⑴　災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

⑵　救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

第２　住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第３　救助・救急用装備、資機材の調達

１　初期における救助・救急用装備、資機材の運用については、原則として町が整備・保有して

いるものを活用するが、救助・救急用装備、資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。

資料編　○救急救助用資器材等保有状況　　Ｐ．71

2　倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。

3　搬送する重傷者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第１５節　交通の確保及び規制

関係機関
総務課　財政課 建設課

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第１　交通規制の実施

１　交通規制の実施方法

交通規制は、次の区分により行う。

実施者	実施の方法
道路管理者 （知事、町長等）	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警察機関	⑴　交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。 ⑵　交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。 ⑶　緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア　交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 イ　被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。 ⑷　警察官の措置命令等 ア　警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。

	イ　アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、前記⑷ア、イの措置をとることができる。

2　関係機関との相互連絡

町は警察機関等と相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、県へ通知する。

3　う回路等の設定

道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当なう回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

4　規制の標識等

規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

資料編　◦規制の標識等　　Ｐ．64

5　規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

6　規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行うものとし、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、県に連絡する。

第２　緊急通行車両の確認等

1　緊急通行車両の確認

⑴　緊急通行車両確認証明書の申請

町は、緊急通行車両として町有車両を使用するときは、県（危機管理防災課）、警察本部又はさつま警察署に、緊急通行車両確認証明書の申請を行う。

⑵　確認対象車両

確認対象車両は、町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第１項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

⑶　緊急通行車両確認証明書の交付

緊急通行車両であることが確認されたときは、標章及び証明書が交付される。

資料編	◦緊急通行車両確認証明書	Ｐ．62
	◦緊急通行車両等の標章	Ｐ．63

⑷ 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

2 緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続の事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

資料編	◦緊急通行車両事前届出書及び届出済証	Ｐ．61

第３ 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

⑴ 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとるものとする。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動する。

・ できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。

・ 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

・ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

イ 避難のために車両を使用しない。

⑵ 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとるものとする。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

第１６節　緊急輸送

関　係　機　関
総 務 課
財 政 課　　建 設 課

災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第１　緊急輸送の実施

１　緊急輸送の実施責任者

輸　送　対　象	実　施　責　任　者	輸送に当たっての配慮事項
被　災　者　の　輸　送	町　　長	⑴　人命の安全 ⑵　被害の拡大防止 ⑶　災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

２　緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段　階	輸　送　対　象
第　１　段　階 （警戒避難期）	⑴　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ⑵　消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 ⑶　災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ⑷　後方医療機関へ搬送する負傷者等 ⑸　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第　２　段　階 （事態安定期）	⑴　第１段階の続行 ⑵　食料、水等生命の維持に必要な物資 ⑶　傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ⑷　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第　３　段　階 （復　旧　期）	⑴　第２段階の続行 ⑵　災害復旧に必要な人員及び物資 ⑶　生活必需品

第２　緊急輸送手段等の確保

１　緊急輸送手段

⑴　緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものを選定する。

輸送手段	輸　送　力　の　確　保　等	関 係 連 絡 先
自 動 車	⑴　確保順位 ア　町所有の車両等 イ　公共的団体の車両等 ウ　貨物自動車運送事業者等の営業用車両 エ　その他の自家用車両等 ⑵　貨物自動車運送事業者等の営業用車両 町所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、鹿児島県トラック協会との協定に基づき、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。	協力先 県トラック協会 （電話099―261―1167）
航 空 機	町長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、県に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。県は直ちに県消防防災ヘリコプターを出動させ、又は自衛隊に航空機の出動、派遣を要請する。	県危機管理防災局災害対策課 （電話099―286―2256） 本章第５節「自衛隊の災害派遣体制」参照。
作業員等	車両等による輸送が不可能なときは、作業員等により輸送する。労力の確保は住民の協力、職業安定所を通じての労務者の確保、自衛隊の災害派遣要請等による。	県危機管理防災局災害対策課 （電話099―286―2256） 本章第５節「自衛隊の災害派遣体制」参照。

⑵　町は、車両等の状況を十分に把握し効果的な運用を図る。

資料編　◦町有車両一覧　　Ｐ．58

２　輸送条件

町は、車両等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して関係機関に要請する。

⑴　輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）

⑵　輸送を必要とする区間

⑶　輸送の予定日時

⑷　その他必要な事項

３　費用の基準及び支払

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

また、支出できる範囲は次に掲げる場合とする。

⑴　被災者の避難

⑵　医療及び助産

⑶　災害にかかった者の救出

⑷　飲料水の供給

⑸　死体の捜索

⑹　死体の処理

⑺　救済用物資の整理配分

第３　輸送施設、集積拠点等の確保

町は、自衛隊、警察、消防をはじめとする応援部隊等の人員、資機材・物資の集積に必要な輸送施設、活動拠点等を整備し、効果的な運用を図る。

資料編　◦緊急輸送道路一覧　Ｐ．65
◦町内ヘリコプター発着予定地一覧　Ｐ．65
◦救援物資等の集積所　Ｐ．75

第４　緊急輸送道路啓開等

１　道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線について、町は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、町は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

資料編　◦緊急輸送道路一覧　Ｐ．65

２　優先順位の決定

啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、町は、道路管理者と協力して、道路の重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

第１７節　緊急医療救護

関　係　機　関
ほけん福祉課　　消防本部

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

第１　実施責任者

被災者に対する医療の実施は町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、近隣市町、県又はその他の医療機関の応援を要請し実施する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から権限を委任されたときは、町長が行う。

第２　救護班の編成

１　町救護班

町は、災害発生により救護活動を実施する必要がある場合、町内医療機関及び薩摩郡医師会と連携し、保険・健康増進班を中心に救護班を編成する。

ただし、町で対処できない場合は、県に応援要請を行う。

救護班の編成は、おおむね次のとおりとする。

救　護　班　の　編　成

医　師	１名
看護師	１名
職　員	１名

２　県救護班

県は、各保健所ごとに救護班を編成しており、川薩保健所管内の救護班の所在地は、次のとおりである。

施　設　名	所　在　地	電　話　番　号
済生会川内病院	薩摩川内市原田町327－１	0996-23-5221
薩摩川内市医師会	〃　大小路町70-26	0996-23-4612
薩摩川内市歯科医師会	薩摩川内市宮内町2015－１	0996-25-4456
薩摩郡医師会	さつま町轟町510 （薩摩郡医師会病院内）	0996-53-0326
薩摩郡歯科医師会	さつま町宮之城屋地1596-13	0996-52-2855

第３　救護所の設置

町は、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性を考慮の上、避難所、小中学校等公共機関、災害現場等に救護所を設置する。

また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救護班と密接な連携を図る。

第４　医薬品、医療資器材の調達

町長は、医療及び助産救護活動に必要な医薬品等を町内薬局等より調達するものとする。不足する場合は、県に応援を要請する。

資料編　○町内薬局等一覧　　Ｐ．74

第５　後方搬送の実施

１　負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は、医師会等の協力により、資料編に掲げる災害拠点病院を中心におおむね国公立・公的医療機関等に収容し、状況により航空機等による移送を行う。

資料編　○災害拠点病院一覧　　Ｐ．74

２　負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送について、町は、関係機関と連携をとり次の情報を収集し迅速に実施する。

⑴　収容施設の被災状況の有無、程度

⑵　収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

３　輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、町が指定している車両を使用し、状況により航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

４　透析患者等への対応

⑴　透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、１人１回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週２～３回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う。

このため、町は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や近隣市町等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

⑵　在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する。

このため、平常時から保健所を通じて把握している患者を、町、医療機関及び近隣市町等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

５　トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があり、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージタッグを活用した救護活動を実施する。

〈トリアージ〉

「傷病者を重症度に応じて選別する」行為のこと。

災害時発生時などに多くの傷病者が同時に発生した場合に、それに対応する医療スタッフや器具・薬剤等が不足する。このため、傷病者の緊急度や重症度に応じて、治療優先順位を決めて適切な処置や病院への搬送を行う。

〈トリアージタッグ〉

トリアージには、「トリアージタッグ」と呼ばれる「札」を使用する。

これには、傷病者の「名前」「住所」「年齢」などの一般情報と、「トリアージ実施月日・時刻」「搬送機関名」「収容医療機関名」などのトリアージ情報が記載される。

第１８節　要配慮者への緊急支援

関　係　機　関	
町民環境課	ほけん福祉課
こ ど も 課	さつまＰＲ課

災害時には、高齢者や乳幼児、障害者等の要配慮者は迅速・的確な避難等の行動をとることが困難で、かつ被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第１　町が実施する要援護者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要援護者となる者が発生することから、これら要援護者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため、町は次の点に留意しながら要援護者対策を実施する。

１　要援護者を発見した場合には、要援護者の同意を得て、必要に応じ次のような措置をとる。

⑴　地域住民等と協力して避難所へ移送すること。

⑵　社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。

⑶　居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

２　要援護者に対する介護職員等、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災１週間をめどに組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後２～３日目からすべての避難所を対象として要援護者の把握調査を開始する。

第２　社会福祉施設等に係る対策

１　町の措置

⑴　入所者・利用者の安全確保

町は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

⑵　支援活動

ア　ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。

イ　ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。

ウ　ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

２　施設管理者の措置

あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

第３　高齢者及び障がい者に係る対策

町は、避難所や在宅の一般の要援護者対策に加え、次の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

１　被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。

２　掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障

がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。

3　避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

4　避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第４　児童に係る対策

1　要保護児童の把握等

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

⑴　避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し、通報がなされる措置を講ずる。

⑵　住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

⑶　町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

2　児童のメンタルヘルスの実施

町は、県と協力して、被災児童の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスケアを実施する。

3　児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

第５　観光客及び外国人に係る対策

1　観光客の安全確保

町（消防機関を含む。）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2　外国人の安全確保

⑴　外国人への情報提供

町は、ライフライン等の復旧状況、避難所、医療、ごみ等生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に他国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

⑵　相談窓口の開設

町は、外国人を対象とした相談窓口を町民環境課に設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。また、国際赤十字委員会及び各国赤十字社から鹿児島県に在住・滞在している外国人の安否調査があった際は、日本赤十字社鹿児島県支部と連携し対応する。

第６　帰宅困難者に係る対策

１　県は、県民・民間事業者に対して、帰宅困難な状況になった場合は「むやみに移動を開始しない」と言う基本原則を広報等で周知する。

２　一時滞在施設等の確保等

県・町は、互いに協力して一時滞在施設（発災から72時間（原則３日間））程度まで、帰宅困難者等の受け入れを行う施設。）及び帰宅支援ステーション（発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。）の確保等に努める。

⑴　一時滞在施設

ア 施設の確保

・　県は広域的な立場から、事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。

・　町は地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 施設の開設

・　町は、一時滞在施設の提供に関する協定を締結している民間施設の管理者へ一時滞在施設の開設を要請する。

・　町は、帰宅困難者の状況を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

ウ　情報提供

・　町は、開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。

・　町及び県は、自ら開設した一時滞在施設の開設状況等を互いに情報提供する。

・　町及び県は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入手した場合は相互に情報提供する。

⑵　帰宅支援ステーション

ア 施設の確保

・　県は広域的な立場から、事業者団体に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

・　町は地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 施設の設置

・　町は、自ら協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は、県へ設置要請を依頼する。県は依頼を受け、協定締結先へ帰宅支援ステーション設置を要請する。

ウ　情報提供

・　町及び県は、自ら設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を互いに情報提供する。

第１９節　避難所の運営

関　係　機　関
総務課　　ほけん福祉課

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

第１　避難所の開設等

１　避難所の開設

⑴　避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及びさつま警察署、消防署等関係機関に連絡する。

⑵　避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。

⑶　避難所の開設期間は、災害救助法が適用されている場合、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。

⑷　避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。

なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。

⑸　野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。

⑹　野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は原則として避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が開設されるまでの間とする。

２　二次避難所（福祉避難所等）の開設

⑴　自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所等）に収容する。

⑵　二次避難所（福祉避難所等）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を県及びさつま警察署、消防署等関係機関に連絡する。

３　届出避難所の開設

⑴　自治会及び自主防災組織が届出避難所を開設する場合は、管理責任者を置く。

⑵　管理責任者は、開設（閉設）の日時、場所、避難者の数及び連絡手段（管理責任者の電話番号等）を速やかに、町（危機管理係）へ通知するものとする。

⑶　通報を受けた町（危機管理係）は、県及びさつま警察署、消防署等関係機関に連絡する。

４　車中避難者の駐車場確保

指定避難所災害対応職員等は、車中避難者から車中避難の連絡を受けた場合又は車中避難者を確認した場合、トイレの使用等を考慮した駐車場所を確保するよう留意する。

5　留意事項

車中避難については、移動時及び車中泊中のエコノミークラス症候群リスクを伴うため以下のことに留意する。

ア　避難時の移動中の被害を防止するため、早めの避難と安全な避難経路を選定し避難所駐車場へ移動する。

イ　エコノミークラス症候群の予防策を確実に行う。

- ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- 十分にこまめに水分を取る
- アルコールを控える。できれば禁煙する
- ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- 眠るときは足をあげるなどを行いましょう。

（出典　厚生労働省：エコノミークラス症候群の予防について　Ｈ３０年７月８日）

○　予防のための足の運動

資料編　○福祉避難所一覧　　Ｐ．68

第２　避難所の運営管理

1　避難者情報の把握

町の避難者の受入れについては、可能な限り町内会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、避難所（届出避難所及び車中避難者を含む。）ごとに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。

2　避難者等との協力

指定避難所における情報の伝達、食料・水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主

防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。

3　被災者への情報提供

指定避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ、ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、パソコン通信、ファクシミリ等の整備に努める。また、届出避難所は総務課職員から、開設中の指定避難所への車中避難者に対しては、指定避難所災害対応職員等を通じて適時に行う。

4　良好な生活環境の保持

避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、避難生活の長期化が予想される場合、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、必要に応じ、仮設トイレや簡易トイレ、トイレカー等を設置し、より快適なトイレの使用に配慮するよう努めるとともに、水循環型シャワー等による入浴機会の確保に配慮するよう努めるものとする。

5　避難の長期化対応

避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、手洗い、入浴、洗濯等の生活に必要となる水や資機材等の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

6　プライバシーの確保

避難所（届出避難所及び車中避難者を含む。）を管理する職員等及び避難者は、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女双方の視点への配慮に努める。

第３　広域的避難収容・移送

1　県への応援要請

避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、広域避難（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県への避難）に関する支援を県（危機管理防災課）に要請する。

2　避難所管理者の設置

広域避難を要請したときは、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

3　受入れ体制の整備

県から被災者の受入れを指示されたときは、直ちに避難所を開設し、受入れ態勢を整備する。

4　避難所の運営

移送された被災者の避難所の運営は町が行い、被災者を受け入れた市町村は運営に協力する。

第２０節　食料の供給計画

関　係　機　関	
農　林　課	ほけん福祉課
こ ど も 課	教育委員会

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

第１　食料の調達

１　実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達供給は、町長が行う。また、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任された場合は町長が行う。

２　主食（米）の調達

町長は、災害時に次の給食を実施しようとするときは、知事（農政部農産課）に対し主食（米）の応急配給申請を行い配給を受ける。

⑴　販売業者の手持米を調達する場合

町長は、県に必要数量を報告し、県の指定する販売業者から現金で、米穀を買い取り調達する。

必要数量の算定に当たっては、次の１人当たり供給数量を基礎とする。

〈米穀及び乾パン等の基準〉

品　　目	基　　準	
米　　穀	被　災　者	１食当たり精米200グラム以内
	応急供給受給者	１人１日当たり精米400グラム以内
	災害救助従事者	１食当たり精米300グラム以内
乾 パ ン	１ 食 当 た り	１包（100グラム入り）
食 パ ン	１ 食 当 た り	185グラム以内
調整粉乳	乳児１日当たり	200グラム以内

⑵　政府保管米を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により、上記⑴の方法で調達不可能の場合、知事は農政事務所長と協議のうえ知事又は農政事務所長は、町長に政府保管米を直接売却するよう措置する。

第２　食料の供給

１　食料供給の手段・方法

⑴　被災者及び災害救助従事者に対する炊出し等給食又は食料の供給は、必要に応じて女性団体、日赤奉仕団等の協力を得て行う。

⑵　米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。

⑶　米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、みそ、しょうゆ及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。

なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

⑷　炊出し及び食料の配分について、その実施場所は、資料編に掲げるとおりだが、必要に応じて避難所のほか学校の給食施設等を利用し、迅速に炊き出し等を行う。

資料編　◦炊出し施設一覧　　Ｐ．76

⑸　町が多大な被害を受けたことにより、町において炊出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊出し等について協力を要請する。

なお、交通・通信途絶のため知事に申請できないときは、鹿児島農政事務所に申請する。

⑹　炊出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

2　災害救助法による実施基準

災害救助法施行細則に示される食料の給与の実施基準は、次のとおりである。

⑴　炊出し対象者

炊出しその他による食料の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。

⑵　炊出しの期間

炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、厚生労働大臣の同意を得てこの期間を延長することができる。

また、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に３日分以内を現物により支給することができる。

⑶　炊出しの費用

炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

資料編　◦災害救助法施行細則（別表第１及び第２）　　Ｐ．228

第３　食料の輸送

1　町及び県による輸送

⑴　県が調達した食料の町への輸送は、原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町長は、供給食料について、自ら引き取るものとする。

⑵　町が調達した食料の救援物資集積所までの輸送及び町内における食料の移動は、町長が行う。

2　救援物資集積所の指定及び管理

町は、救援物資集積所を集配拠点として、各集積所ごとに管理責任者及び警備員を配置して、食料管理の万全を期する。

資料編　◦救援物資等の集積所　　Ｐ．75

第４　避難所における物資等の供給

災害による被害が甚大で、長期にわたり避難所を開設する場合の物資等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うように心がける。

	食　　料
第一段階 （生命の維持）	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの
第二段階 （心理面・身体面への配慮）	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等
第三段階 （自立心への援助）	食材の給付による避難者自身の炊出し

第５　物資調達マニュアルの整備

食料の供給・調達については、「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定（担当：県社会福祉課）」の活用を図るとともに次の事項等を内容とするマニュアルの策定を図り、マニュアルに従って実施する。

1　被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
2　備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
3　炊出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
4　炊出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
5　必要に応じ、県への食料、食材、資材等の調達の要請
6　救援物資集積所を指定し、責任者等受入れ体制を確立
7　供給ルート、運送体制の確立
8　避難所毎の被災者、自治組織等受入れ体制の確立
9　被災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施
10　ボランティアによる炊出しの調整

第２１節　給水計画

関係機関
水　道　課

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

第１　給水の実施

１　情報収集

町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

⑴　被災者や避難所の状況

⑵　医療機関、社会福祉施設等の状況

⑶　通水状況

⑷　飲料水の汚染状況

２　給水活動等

⑴　給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。なお、給水する水の水質確認については、県（薬剤師会）に協力を求める。

⑵　給水場所、給水方法、給水時間等について町防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。

⑶　医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

⑷　自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

⑸　被災地における最低給水量は、１人１日20リットルを目安とするが状況に応じ給水量を増減する（被災直後は、生命維持の１人１日３リットル等)。

３　応援要請

激甚災害等のため、本町だけで給水の実施が困難な場合には、県、隣接市町及び関係機関へ応援要請をする。

第２　給水の方法

１　給水の方法

給水の方法は、おおむね次のとおりである。

給　水　方　法	内　　容
浄・給水場等での拠点給水	水質検査、ろ水器による浄水の上、住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	⑴ 避難所等への応急給水は、原則として町が消防機関の協力を得て実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 ⑵ 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	⑴ 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 ⑵ 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
ペットボトル等による応急給水	ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請依頼し、必要に応じて配給する。

2　予備水源の調査

飲料水の予備水源としての町内の水源（井戸、湧水、水道施設）等は、次のとおりである。

〈簡易水道施設及び利用可能水源地等〉

水源名	配水池名	配水区域	貯水量（配水池）
久富木水源地	久富木配水池	久富木区公民館のうち久富木町、大畝町、角郷及び船木区公民館のうち船木下の一部	㎥ 136
佐志水源地	佐志第一配水池 佐志第二配水池 青芝野第一配水池 青芝野第二配水池	佐志区公民館のうち仮屋原、前目、仮屋瀬、内小川田、篠田、上寺下、下寺下、豆漬、布田、あながわ、滝下、広瀬の一部	170 53 4 40
時吉水源地	時吉配水池	時吉新町、時吉中城	110
荒瀬水源地	荒瀬配水池	荒瀬	89
母ケ野水源地 登尾水源地	母ケ野配水池 登尾配水池 甫立配水池	平川区公民館のうち大薄上、大薄下、下平川及び上平川の一部 虎居区公民館のうち甫立	180 130 72
柊野水源地	柊野配水池	柊野区公民館の字子地区を除く全地区	103
白男川第一水源地 白男川第二水源地	白男川配水池	白男川区公民館の全地区及び虎居区公民館のうち日当瀬及び一ッ木	237
薩摩第一水源地 薩摩第二水源地 薩摩第三水源地	永野配水池 山峯配水池 搦尾配水池 別府原配水池 松八重配水池	薩摩地区内全域（白猿、上狩宿、下狩宿、橋掛、境田、搦の一部、下中福良の一部、求名町を除く地域）佐志区公民館のうち池之野	874
求名第一水地 求名第二水源地	求名簡易水道配水池	薩摩地区のうち求名町、下中福良の一部	100
白猿水源地	白猿配水池	薩摩地区のうち白猿、薩摩川内市祁答院町黒木地区浦の一部	30
鶴田中央第一水源	中央配水池（低区）	鶴田区公民館のうち麓、東善寺、鶴田町、上	604

鶴田中央第二水源 鶴田中央第三水源	中央配水池（高区） 上川口配水池	手、鶴田大角、樋脇、広南、迫川内、東湯田原 神子区公民館のうち湯田原、櫃ケ迫、高嶺、中間、新田、柳野の一部 柏原区公民館のうち上川口の一部を除く全域 湯田区公民館のうち湯之元、湯田上、湯田中、湯田下、西湯田原 虎居区公民館のうち上向の一部	750 540
上場水源地	上場配水池 大平配水池	鶴田区公民館のうち上場、大平	88 43
浦川内水源地	山神配水池 東配水池	鶴田区公民館のうち東、浦川内、山神	70 60
神子水源地	神子配水池	神子区公民館のうち上下大迫、大野	80
大俣水源地	大俣配水池	神子区公民館のうち大俣、栗野、柳野及び上川口の一部、柊野区公民館のうち字子	90
紫尾水源地	紫尾配水池	紫尾区公民館のうち紫尾下の一部を除く全域	230

第３　資機材の確保

供給の早期実施体制確立のための供給に必要な資機材の確保に努める。

資料編　◦給水用資機材保有状況　　Ｐ．75

第４　災害救助法による飲料水の供給

１　対象者

災害のため、飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない。）

２　供給量

１人１日３リットルとする。

３　費用の限度

ろ水器、その他給水に必要な機械器具の借上費、燃料費及び浄水用の薬品等で、当該地域における通常の実費

４　供給期間

災害発生の日から７日以内とする。

資料編　◦災害救助法施行細則（別表第１及び第２）　　Ｐ．228

第２２節　生活必需品等供給計画

関　係　機　関
こ　ど　も　課
さつまＰＲ課　　農　林　課

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与又は貸与する。

第１　実施責任者

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品等物資の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から権限を委任された場合は町長が行う。

ただし、町で対処できない場合は、隣接市町又は県に生活必需品の応援を要請する。

第２　生活必需品の供給範囲

災害のため供給する生活必需品は、次に掲げるもののうち、必要と認めたものとする。

１　寝具（毛布、布団、枕等）
２　衣服（普通着、作業服、婦人服、子供服等）
３　下着（肌着、靴下等）
４　身の回り品（タオル、ゴム長靴等）
５　炊事道具（鍋、包丁、コンロ、バケツ等）
６　食器（茶わん、皿、はし等）
７　日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、ほ乳ビン等）
８　光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料等）
９　衛生用品（紙おむつ、生理用品等）

第３　物資の調達

物資の調達は、町内の小売業者、農協、商工会等に協力を要請し、生活必需品等の供給を行うものとする。ただし、災害の規模等により町のみでは調達困難な場合には、次の事項を示し、県に物資の調達を要請する。（「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」の活用）

１　品目別数量
２　必要日時
３　引取り又は送付場所
４　その他必要事項

第４　救援物資の集積場所

１　集積場所

調達物資又は県等からの救援物資の集積場所は、資料編に掲げるとおりである。

資料編　◦救援物資等の集積所　　Ｐ．75

２　救援物資の配分等

救援物資の仕分け、配分は、こども対策部職員が中心になって行うが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、集積場所に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

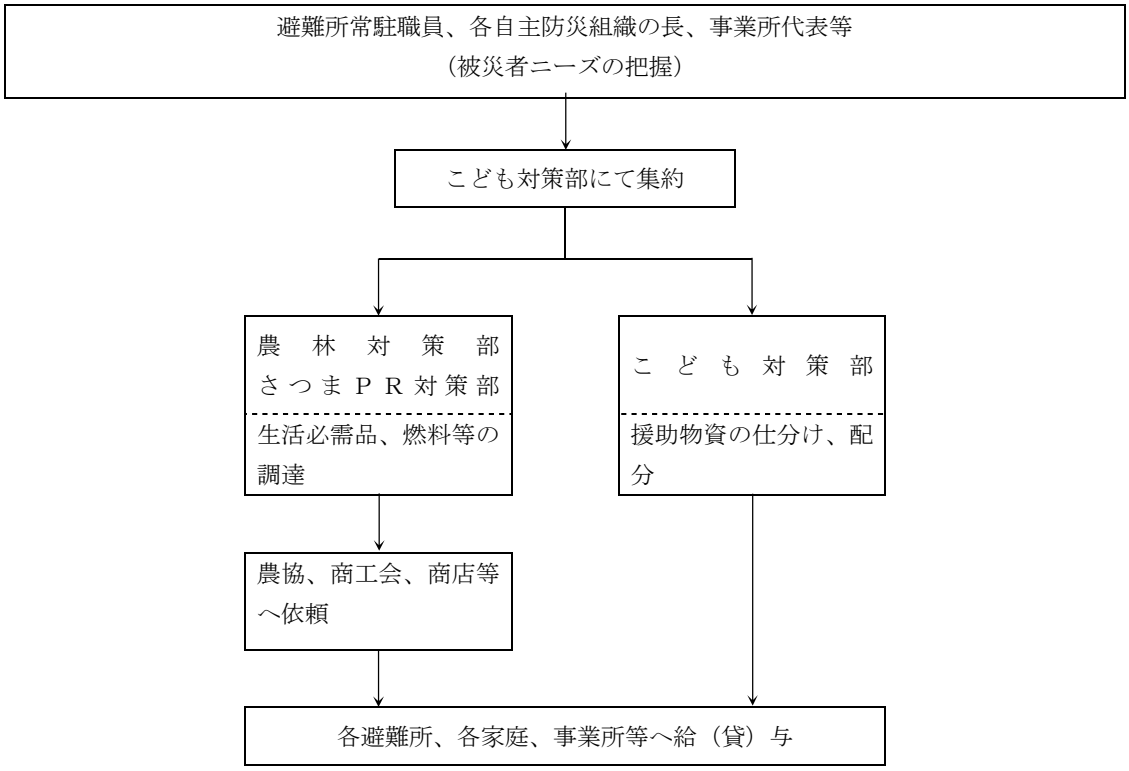

第５　生活必需品の輸送

県が実施する町への生活必需品の輸送は、原則として、知事が行う。ただし、輸送機関及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町長は自ら供給食料を引き取るものとする。

第６　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の実施基準は、資料編に掲げる「災害救助法施行細則（別表第１及び第２）」の定めるところによる。

１　支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上に浸水し、生活上必要最小限の家財等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対し行うものとする。

２　支給物資

支給される物資は、次の品目の範囲内で現物をもって支給するものとする。

被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料

３　供給期間

災害の発生の日から10日以内とする。

資料編　◦災害救助法施行細則（別表第１及び第２）　　Ｐ．228

第２３節　医療救護計画

関　係　機　関
ほけん福祉課

災害時の初期の医療活動については、本章第17節「緊急医療救護」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能マヒが長期化した場合に対し、町をはじめとする防災関係機関は、被災住民の医療の確保に万全を期する必要がある。

このため、避難生活が長期化した場合は、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

第１　医療救護活動状況の把握

町は、保健所の協力を得て次の情報をもとに医療救護活動を迅速・的確に推進する。

１　避難所での医療ニーズ

２　医療機関、薬局の状況

３　電気、水道の被害状況、復旧状況

４　交通確保の状況

第２　被災者の健康状態の把握とメンタルケア

１　被災者の健康状態の把握

町は、避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

⑴　必要に応じて避難所に救護所を設ける。

⑵　高齢者、障害者等災害時要援護者に対しては、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。

⑶　保健師等による巡回相談を行う。

２　メンタルケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。このため、町は、県及び医療機関と協力して、被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する。

第２４節　保健衛生・感染症対策

関　係　機　関	
ほけん福祉課	町民環境課

災害時には、建物の浸水や焼失及び水害等により、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。このため、感染症、食品衛生、環境衛生に関し、適切な処置を行う。

第１　感染症予防対策

災害の発生地における防疫応急対策を迅速かつ的確に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下この節において「法」という。）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定するところにより実施し、感染症の発生及び流行等による被害の軽減並びに防止を図り、発生後は速やかに感染症予防活動を行うものとする。

１　実施責任者

災害発生時における被災地の感染症予防業務は、町長が、川薩保健所の指導、指示に基づいて実施するものとする。

２　感染症予防班の編成

感染症予防のための感染症予防班の編成は、環境・業務班及び町の衛生協力員をもって編成する。

３　感染症予防活動の実施

⑴　検病調査

町は、川薩保健所と連携し、町の衛生協力員の協力を得て検病調査を実施する。

⑵　健康診断の勧告

検病調査の結果、必要があるときは、法第17条第１項の規定により健康診断を受けるよう勧告する。

⑶　臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第６条の規定による臨時予防接種を実施する。

⑷　感染症予防の実施

町は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、法の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

ア　感染症の病原体に汚染された場所の消毒

法第27条第２項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施に当たっては、同法施行規則第14条に定めるところに従って行う。

イ　ねずみ属、昆虫等の駆除

法第28条第２項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、同法施行規則第15条に定めるところに従って行う。

ウ　物件の消毒に係る措置

法第29条第２項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては同法施行規則第16条に定めるところに従って行う。

エ　生活の用に供される水の供給

法第31条第２項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。

4　避難所の防疫指導等

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。町は、避難所の衛生状態を良好に保つため、感染症予防活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て感染症予防の徹底を図るものとする。

感染症予防活動の重点項目は、次のとおりである。

⑴　検病調査

⑵　消毒の実施

⑶　集団給食の衛生管理

⑷　飲料水の管理

⑸　その他施設の衛生管理

5　広報等の実施

町は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、町防災行政無線による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

6　防疫用資機材の確保

防疫用資機材は、町保有の資機材を使用する。不足する場合は、取扱業者から調達する。

資料編　◦防疫用資機材等保有状況　　Ｐ．77

第２　食品衛生対策

被災地における給食施設（炊出し施設を含む。）の被災状況等を把握するとともに、応急食料（救援食品を含む。）の配布等の状況を調査し、次により安全な食品の供給を行う。

1　給食施設

関係機関と連絡を密にし、施設の実態を把握するとともに、気温等の状況に応じた指導を行い、食中毒等の事故の発生を防止する。

また、浸水被害を受けた施設については、清掃消毒の徹底を指導する。

2　応急食料

応急食料については、可能な限り保存性のあるもの又は食中毒発生の危険性の少ないものを確保する。

3　住民に対する啓発指導

関係機関と連携し、次の事項について啓発指導を行う。

⑴　手洗い、消毒の励行

⑵　食器、器具の洗浄、消毒

⑶　弁当等の消費期限の短い食品の早期喫食

⑷　水道水以外の水を飲用とする場合の衛生対策

第２５節　廃棄物の処理及び障害物の除去対策

関　係　機　関
町民環境課　　建　設　課

災害時には、建物の浸水や焼失及び水害等により多量のごみ・がれき、し尿処理の問題が予想される。特に多くの被災者のいる避難所等では、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

第１　し尿の処理

１　処理等の方法

し尿の処理は、原則として、さつま町環境センターで行うものとするが、必要に応じて環境上支障のない方法により処分する。

施　設　名	所　在　地	電　話　番　号
さつま町環境センター	さつま町広瀬5410	0996-53-0013

２　仮設トイレの設置

⑴　被災地域の状況や避難所等の人員に応じて仮設トイレを設置する。

⑵　仮設トイレの設置に当たっては、機種の選定など高齢者、障害者等に配慮する。

３　応援要請

町で処理が不可能な場合は、県に応援の斡旋を要請して、し尿処理を実施する。

第２　災害廃棄物の処理

１　災害廃棄物の排出

⑴　使用に支障のないもの及び被災していないものは排出できない。

⑵　解体業者が介入した家屋解体ごみについては、産業廃棄物となるため町では受け入れない。なお、自己解体による家屋解体ごみは事前に協議するものとする。

⑶　町が定めた一般廃棄部物の分別区分に準じて排出するものとする。

２　災害廃棄物の収集運搬

災害廃棄物の収集にあたっては迅速、計画的に処理するため、ダンプトラック、タイヤショベル等の重機車両を積極的に借り上げるなど車両を確保する。

３　廃棄物の処理

⑴　災害廃棄物の処理は、原則として、さつま町クリーンセンターで行うものとするが、やむを得ない場合は、仮置場で保管し、その後、分別、破砕など行い、適正な処理をする。町長は、あらかじめ仮置場の予定場所を定めておくとともに、緊急時の施設の利用について近隣市町と協議しておく。

施　設　名	所　在　地	電　話　番　号
さつま町クリーンセンター	さつま町湯田2734-8	0996-53-3111

⑵　災害廃棄物の仮置場への仮置期間中は悪臭の発生やごみの飛散防止を図る。また、仮置場への不法侵入や不法投棄などに十分留意し、その対策を行う。

⑶　災害廃棄物処理の細部は、環境省の定める災害廃棄物対策指針（H30年度改定）に基づき、さつま町災害廃棄物処理計画による。

4　応援要請

激甚な災害を受け、町でごみ処理が不可能な場合は、県に応援の斡旋を要請して、ごみの収集及び運搬を実施する。

第３　死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、川薩保健所の指示を受けて、埋没及び焼却により処理する。

⑴　埋没

深さ2.5メートル以上の穴に埋没し、クレゾール水、ダイヤジノン乳剤及び石灰を散布した後１メートル以上土砂で覆うこと。

⑵　焼却

0.5メートル以上の穴で実施し、焼却後は土砂で覆うこと。

第４　障害物の除去

1　実施責任者

⑴　障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去については、自力で除去するものとし、自己の資力で除去できない場合は町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合における障害物の除去は、知事が行うものとするが、知事から委任された場合は町長が行う。

⑵　障害物のうち、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

2　実施方法

災害時における障害物の除去は、建設・土木班を中心に消防団と協力して実施する。町のみで対応が困難な場合は、他市町及び県に応援を要請する。

3　障害物の保管等の場所

⑴　障害物の大小によるが、原則として、再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。

⑵　道路交通の障害とならない場所を選定する。

⑶　盗難等の危険のない場所を選定する。

⑷　工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。なお、除去した障害物の保管場所をあらかじめ資料として掲げておく。

⑸　保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数料を要するときは、その物件を売却し、代金を保管する。売却の方法及び手続は、町の物品等の処分の例による。

4　所要人員の確保

災害時の障害物の除去に要する人員については、道路等の管理者が所有する人員をもってあてるものとするが、不足する場合は町内建設業者等から人員の供給を受けるものとする。このほか、必要に応じ地区住民への協力、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するものとする。

5　災害救助法による実施基準

⑴　障害物除去の対象

ア　当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

イ　日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。

ウ　自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの

エ　住家が半壊又は床上浸水したものであること。

オ　応急措置の支障となるもので緊急を要するもの

⑵　障害物除去の期間

障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、厚生労働大臣の同意を得て期間を延長することができる。

⑶　障害物除去の費用

障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、資料編に掲げる額以内とする。

資料編　◦災害救助法施行細則（別表第１及び第２）　　Ｐ．228

第２６節　行方不明者の捜索及び遺体の処理等

関　係　機　関
総 務 課　　町民環境課 消防機関

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）が多数発生することが予想され、それらの捜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

第１　行方不明者の捜索

１　実施責任者

遺体の捜索、収容及び埋葬は、町長が警察、消防機関の協力を得て行うものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が実施するが、知事から委任を受けた場合は町長が実施する。

２　捜索隊の編成

町は、消防機関、住民等の協力を得て捜索隊を編成し、行方不明者の捜索を行う。

３　関係機関への通報

町長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、次の事項を直ちにさつま警察署に通報する。

⑴　行方不明者の人員数

⑵　性別、特徴

⑶　行方不明となった年月日、時刻等

⑷　行方不明になっていると思われる地域

⑸　その他の行方不明者の状況

４　捜索の方法

捜索の範囲を区分して次のように行う。

⑴　捜索の範囲が広い場合

ア　捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。

イ　捜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。

ウ　各地区では、合理的、経験的に行方不明の所在の重点を定め、重点的に行う。

⑵　捜索範囲が比較的狭い場合

ア　災害前における当該地域、場所、建物など正確な位置を確認する。

イ　災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。

ウ　被災時刻などから捜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し、捜索の重点を定め、効果的な捜索に努める。

⑶　捜索場所が河川、湖沼の場合

ア　平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。

イ　災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。

ウ　合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、捜索を推進する。

⑷　広報活動

捜索をより効果的に行うため、捜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう、各種の広報を活発に行う。

⑸　装備資材

捜索に使用する車両、舟艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、町で所有する車両、舟艇等が不足するときは、関係機関に対し、協力を依頼する。

⑹　必要帳票等の整備

町は、遺体の捜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

ア　救助実施記録日計票

イ　捜索用機械器具燃料受払簿

ウ　遺体の捜索状況記録簿

エ　遺体の捜索用関係支出証拠書類

5　行方不明者発見後の処理

⑴　捜索隊の捜索に際し、負傷者、病人その他応急救護を必要とする者を発見したときは、速やかに医療機関に収容する。

⑵　遺体の取扱要領

ア　県警察捜索隊が遺体を発見したときは、刑事訴訟法、検視規則、死体取扱規則等の定めるところにより処置し、処置後は遺族等の引取人又は町長に引き渡す。

イ　町捜索隊が遺体を発見したときは、その遺体が犯罪に関係すると思われる場合は、さつま警察署に通報し、明らかに災害による死亡と認められるものは、遺体収容所に収容する。

⑶　捜索に対しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持する。

第２　遺体の収容、処理、埋葬

1　遺体の収容

町長は、警察官から遺体の引渡しを受けたとき、又は町捜索隊が自ら犯罪に関係しない遺体を発見したときは、担架等により、直ちに予定された寺院、公民館、学校等の遺体収容所に収容する。

資料編　◦遺体収容予定場所一覧　　Ｐ．77

2　遺体の処理

⑴　小災害時等で、遺体の状態が比較的正常であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は、直ちに遺族等に引き渡す。

⑵　遺体の識別が困難なとき、感染症予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等を実施する。

⑶　死亡の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は、原則として本

章第17節「緊急医療救護」による救護班により行う。ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なとき等は、一般開業医により行う。

⑷ 遺体の識別、身元の究明等に長時日を要するとき、又は遺体多数で埋葬に長時日を要する場合等は、遺体を一時保存する必要があるので、遺体収容場所に、一時保存する。

3 遺体の埋葬等

⑴ 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

⑵ 埋葬は、一時的混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により火葬又は土葬等の方法により行うが、身元不明あるいは災害時の死亡等でも火葬することが望ましい。

⑶ 身元不明者の措置

身元不明の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報、照会、その他の身元判明の措置を講ずる。

⑷ 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した町長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

資料編 ◦斎場等施設状況 P．77

第３ 災害救助法による実施基準

1 遺体の捜索

⑴ 捜索の対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者

⑵ 捜索の期間

災害発生の日から10日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

⑶ 費用の範囲

舟艇その他捜索のため使用する機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費、輸送費、賃金職員等雇上費とし、当該地域における通常の実費とする。

2 遺体の処理

⑴ 処理を行う場合

災害の際死亡したものについて遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

⑵ 処理の方法

現物給付として遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、遺体の一時保存、検案を行う。

⑶ 検案は、原則として救護班によって行うものとする。

⑷ 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内

⑸　遺体処理に要する費用の限度

資料編に掲げる「災害救助法施行細則（別表第１及び第２）」に定める額の範囲内とする。

３　遺体の埋葬

⑴　遺体の埋葬を行う場合

ア　災害時に混乱の際に死亡した者であること。

イ　災害のため埋葬を行うことが困難な場合

⑵　埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

⑶　費用の限度額

資料編に掲げる「災害救助法施行細則（別表第１及び第２）」に定める額の範囲内とする。

資料編　◦災害救助法施行細則（別表第１及び第２）　　Ｐ．228

第２７節　住宅の供給確保

関　係　機　関
建設課　　ほけん福祉課

災害時には、住宅の浸水、全焼又は洪水による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設、公営住宅、民間賃貸住宅の斡旋等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第１　実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行うが、知事から委任された場合は町長が行う。

第２　応急仮設住宅

１　建設用地の選定

⑴　用地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。

⑵　被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。

⑶　相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

資料編　○応急仮設住宅建設予定地一覧　　Ｐ．76

２　入居対象者

⑴　入居対象者

災害により、住宅が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の要件を満たす者とする。

ア　居住していた住家が焼失、流出、倒壊して居住不能の状態にある。

イ　相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。

ウ　住宅を賃貸し、又は購入するための資力がない。

⑵　災害救助法による応急仮設住宅に収容される者

災害により、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、みずからの資力では住宅を得ることができない者

３　入居者の選定

町は、十分な調査を行い、必要に応じ民生委員・児童委員等の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定割合については要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

4　管理

町は、応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を提供するための仮設建物であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

5　応急仮設住宅における要配慮者への配慮

町は、高齢者、障害者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、民生委員・児童委員、介護職員、手話通訳者等を派遣し、それら災害時要援護者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

6　建設規模、費用の限度、着工期間等

応急仮設住宅の建設・供与の際の建設規模、費用の限度、着工期間等については、資料編に掲げる「災害救助法施行細則（別表第１及び第２）」に定めるところによるものとする。

資料編　◦災害救助法施行細則（別表第１及び第２）　　Ｐ．228

第３　被災家屋の応急修理

1　対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない被災者のうち、みずからの資力では被災家屋の応急修理ができない者

2　応急修理

町は、被災家屋の居室、炊事場及び便所等、最低限日常生活に欠くことのできない部分について応急修理を実施し、居住の安定を図る。

3　応急修理費用の限度、期間等

応急修理費用の限度、期間等については資料編に掲げる、災害救助法施行細則の定めによるものとする。

資料編　◦災害救助法施行細則（別表第１及び第２）　　Ｐ．228

第４　公的住宅等の斡旋

大規模な災害のために応急仮設住宅の供給や住宅の応急修理では対応ができない場合、未入居の町営住宅及び民間賃貸住宅の斡旋を図る他、関係機関等への協力要請を行ったうえで、県等が管理する公的住宅への入居斡旋を行う。

第５　建設業者等の確保

仮設住宅の建設及び応急修理については、町内建設業者等に依頼するとともに、建設資機材の確保についても協力を図るものとする。

資料編　◦町内建設業者一覧　　Ｐ．11

第６　被災建築物及び被災建物の応急危険度判定

1　被災建築物の応急危険度判定

災害等による建築物等の倒壊による二次災害を防止するため、災害により被災した建築物等が安全であるかどうかの判定活動を県の協力を得て実施するものとする。

また、必要に応じて県に対し、技術者の派遣についての支援を要請するものとする。

2　被災宅地の危険度判定

降雨等の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した宅地によ

り二次災害の発生のおそれがあるが、災害直後に、被災した宅地の安全性はどうかの判断は専門的知識を持たない被災者には困難である。このため、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。

第２８節　文教対策

関係機関
教育委員会

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用されるところが多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第１　応急教育の実施

１　教室等の確保

⑴　施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

⑵　普通教室の一部が使用不能になった場合

特別教室、屋内体育施設等を利用する。

⑶　校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

⑷　応急仮校舎の建設

上記⑴～⑶までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

２　教職員の確保

教職員の欠員が少数の場合には、学校内において操作するが、学校内で操作できないときは、町教育委員会は、県教育委員会にその状況を報告し、教職員の確保について協力を要請する。

３　応急教育の留意点

⑴　災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。例えば二部授業、分散授業の方法によるものとする。

⑵　応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。

ア　教科書、学用品等の損失状況を考慮し児童生徒の負担にならないように留意する。

イ　教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

ウ　通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ　授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

４　学校給食等の措置

⑴　給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。

⑵　原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

⑶　衛生管理上支障のないよう十分留意する。また、被災地においては、伝染病発生のおそれ

が高いので、保健衛生について、特に留意する。

5　学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような装置をとる。

⑴　児童等の安全確保

ア　在校中に発災した場合においては、児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について町と協議する。

イ　留守家族等で帰宅できない児童・生徒等の保護対策を定めておく。

⑵　避難所の運営への協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう県教育委員会等と必要な協議を行う。

⑶　避難が長期化する場合の措置

ア　避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

イ　避難が長期化する場合、給食施設は被災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

6　応援教職員等の受入

被災地学び支援派遣等枠組み（Ｄ－ＥＳＴ）を活用し、国〔文部科学省〕の職員や地方公共団体等が派遣する応援教職員、スクールカウンセラー等を受け入れるものとする。

第２　学用品等の調達及び支給方法

1　町教育委員会は、教科書の喪失、き損の状況を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、教科書取扱店に連絡する。

2　学用品の給与の費用期間等については、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

3　災害救助法が適用された場合は、同法及びその運用方針に基づいて町長が支給の措置をする。

資料編　◦災害救助法施行細則（別表第１及び第２）　　Ｐ．228

第３　文化財の保護

町は、文化財の所有者、管理者と連携し、災害の拡大防止に努める。

1　所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努める。

2　被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ報告する。

3　関係機関との協力

町は、関係機関と協力して、被災文化財の被害拡大を防ぐため、応急措置を講ずる。

資料編　◦町内指定文化財一覧　　Ｐ．224

第２９節　義援物資等の取扱い

関　係　機　関
ほけん福祉課　　こども課

災害時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

第１　義援金

１　義援金の募集、受入れ

町は、県及び日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて住民に周知する。

２　義援金の引継ぎ及び管理

個人、会社及び各種団体等から送付された被災者に対する義援金は、各実施機関において受領し、厳重な管理をする。

３　配分

各実施機関で受領した義援金については、関係機関をもって構成する配分委員会において、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項が決定される。

第２　義援物資

１　義援物資の募集、受入れ

義援物資については、町は県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等を報道機関等を通じて国民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

２　義援物資の配分

配分委員会は、被災状況を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、町を通じ、迅速かつ適正に配分する。

町は、ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。なお、配分に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮する。

３　義援物資の管理

町は、寄託された義援物資を被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

第３０節　農林水産業災害の応急対策

関　係　機　関
農　林　課

風水害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第１　農産物対策

１　事前・事後措置の指導

町は、災害による農産物の被害の拡大を防止するために、各作物ごとに事前・事後措置について、被災農家に対して実施の指導に当たる。

２　気象災害対策

気象災害対策については、県農政部各課と農政部出先機関の緊密な連携のもとに、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

⑴　水稲対策

ア　応急措置

・　風害

- 完熟期に近いもので倒伏している稲は早めに刈り取り、架干しするか脱穀して通風乾燥機で乾燥する。
- 完熟期まで期間のある稲が倒伏した場合は、一時落水して丁寧に引き起こして４～５株を緩く結束する。結束が終わったらたん水し、できるだけ水をためる。
- 登熟期の早期落水は稈を弱めて倒伏しやすくなるので、機械利用に差し支えない限り落水期を遅らせる。
- 深水にして風による倒伏を軽減する。

・　水害

- 冠浸水した水田は早急に排水し、用水路を整備し、清水を入れる。
- 植付初期から分けつ期の稲はできるだけ浅水する。
- 完熟期に近い稲で雨が続き穂発芽のおそれのある場合、刈り取って脱穀し、通風乾燥機で乾燥する。

・　干害

- 干害のおそれの出た時点で計画配水法を徹底する。
- 用水源の実状を確認し、ボーリング工事を急ぎ用水の確保に努める。
- 漏水を防止し、また、降水を十分活用できるように注意する。
- 計画的にかん水する場合でもほ場全体に水が行き渡るように工夫する。

イ　事後措置

・　風害

- 病害虫（白葉枯病、ウンカ類）の発生に注意し防除に努める。
- 風水害で水路が決壊、埋没した場合は直ちに補修する。

・　水害

植付直後のもので枯死が予想される場合、稲の流失、埋没した水田では早めに整地し、予備苗を（早期４月30日、普通期７月20日まで）植え付ける。

・　干害

・　生育期の用水は、必要程度に応じて配水を徹底する。
・　干ばつが解消した後は病害虫の発生に注意し、防除に努めるとともに、追肥等必要な管理作業を急ぐ。
・　水稲が回復不可能な場合は代替作を考える。

⑵　野菜対策

ア　応急措置

・　風害

・　施設ハウスは、杭の補強とハウスバンドの締め直しを行い、ビニールの破れた箇所を補修し、ハウス全体をしっかり固定する。
　30m／ｓ以上の強風の場合は、ビニールをはぎとり、防風ネット等でベタ掛けを行い保護に努める。
・　さといもは葉の一部を切る。
・　草丈の低い作物は土寄せする。
・　可能な限り防風ネットで被覆する。

・　水害

・　早急に排水する。
・　滞水、冠水した場合は泥を洗い落とす。
・　薬剤散布、土壌かん注を行う。
・　収穫見込みのあるものは収穫する。
・　回復の可能性があれば摘果するなど株の負担を減ずる。

イ　事後措置

・　風害

・　薬剤散布を行う。
・　泥のついたものは水洗いする。
・　倒れた作物は原形に復帰する。
・　収穫直前のものは若どりする。
・　欠株は補植する。
・　速効性肥料を追肥する。
・　被害が大きいときは代替作物をは種する。
・　再生可能な作物は被害葉の摘除を行う。果実は摘果する。
・　摘心状態になれば整枝、誘引して主枝更新を行う。

・　水害

・　速効性肥料を追肥する。（葉面散布）
・　土寄せ、中耕を行う。
・　薬剤散布、土壌かん注を行う。
・　回復の見込みがなければ、まき直しする。
・　まき直し、後作では土壌消毒を行う。

⑶　果樹対策

ア　応急措置

・　風害

・　倒伏樹は早く起こし、支柱を立てて誘引、結束する。
・　枝が折れたり、裂けた場合は切り返して、切り口に「保護剤」を塗る。
・　主要病害の予防散布を行う。

・　水害

・　極力排水を図る。
・　倒伏樹は速やかに起こし、支柱を立てて固定する。
・　主要病害の予防散布を行う。

・　干害

・　かん水を行うが、全面散水は効果が劣るので、樹冠下を重点に数か所スポットかん水を行う。
・　結果過多の樹は摘果を早めにする。
・　草生園は草刈、敷草を徹底し、水消費を防止する。

イ　事後措置

・　風害

・　落葉した成樹では、日焼け防止対策を行う。
・　落葉後に発生した夏秋梢は、アブラムシ、ハムグリガやかいよう病の防除を徹底する。
・　冬期は寒害を受けやすいので、コモなどで防寒を行う。

・　水害

・　土壌流失で根が露出した樹は、乾燥しないように客土か覆土を行う。また、流入土砂の除去を行う。
・　土砂で埋まった集排水溝は整備を急ぎ、次の災害に備える。
・　枝幹病害のり病が予想されるので、防除を急ぐ。

⑷　花き、花木対策

ア　応急措置

・　風害

・　花木類は枝条の結束をとく。
・　倒伏したものは土寄せや起こして直す。
・　種子のまき直し、又は代作種子の手配をする。
・　花木類で折損部位の多い株は切直し、施肥する。
・　薬剤散布の徹底

・　水害

・　早急に排水を行う。
・　泥水冠水したものは茎葉の水洗いを行う。
・　土が洗い流され、根が露出したものは土寄せを行う。
・　病害虫防除のため、薬剤散布を行う。
・　種子の早期まき直し、又は代作種子の手配を行う。
・　球根類の腐敗したものは、直ちに取り除く。

・　干害

・　かん水施設のあるところではかん水をする。
・　土壌表面を軽く中耕する。
・　わら、ビニール等でマルチを行う。
・　病害虫防除を徹底する。

イ　事後措置

・　風害

・　欠株が生じた場合、補植苗を植える。
・　代作苗の植付けや種子のまき直しをする。

・　水害

・　排水溝を整備し、特に畦間の排水に努める。
・　中耕、土寄せ、追肥をする。
・　根腐れや球根の腐敗したものは、直ちに除去して代作種子をは種する。

・　干害

かん水施設を整備する。

⑸　茶対策

ア　応急措置

・　風害

・　茶樹の株元（地）に穴ができた場合、周囲を踏み固める。
・　病害虫発生予防のため、薬剤散布を行う。
・　樹勢回復のため速効性のＮ質肥料を追肥する。
・　苗床の日覆が破損したものは、早急に復旧する。

・　水害

・　表土が流出し、根部が露出したものは、速やかに土寄せする。
・　病害虫防除に努める。

・　干害

・　かん水に努める。
・　浅耕を行う。
・　樹勢回復のため施肥は液肥で行う。
・　病害虫防除、特にカンザワハダニ、チャノミドリヒメヨコバイ、チャノキイロアザミウマ等の発生に注意する。

イ　事後措置

・　風害

・　枯死株は速やかに補植を行う。
・　努めて整剪枝しないことが望ましいが、被害の程度によっては、整剪枝作業を行う。

・　水害

・　排水不良園は排水路の新設、増設を行う。
・　決壊した畦畔等は、速やかに復旧する。

・　干害

枯死株は速やかに補植を行う。

3　病害虫防除対策

災害時における病害虫の対策は、次のとおりである。

⑴　指導の徹底

病害虫防除対策については、県との緊密な連携のもとに行う。

⑵　農薬の確保

町は、病害虫の異常発生に備えて、県の備蓄農薬の活用を図る。

⑶　防除機具の利用

町、団体及び集落防除班は、保有する既設防除機具について県の指導を受け、それらを有効かつ適切に使用する。

⑷　集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病害虫については大型防除機具等を中心に共同集団防除を指導するとともに、必要に応じて関係機関と協議の上ヘリコプター等による防除も実施する。

第２　林・水産物等対策

1　応急措置、事後措置の指導

町は、災害による林・水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林家、漁家等に対して実施の指導に当たる。

2　対象作物及び対象災害

応急措置、事後措置の指導を行う対象作物及び対象災害については、次のとおりである。

⑴　林産物

ア　苗畑……干害

イ　造林木……干害、風害

ウ　たけのこ専用林…風害、水害、干害

エ　しいたけ……干害

⑵　水産物

ア　いけすの被害防止対策

特に台風等の際、風浪による被害防止のため係留いけすの強度補強やいけすの避難など適切な対策を指導する。

なお、緊急避難場所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

イ　養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

第３　家畜管理対策

町は、北薩家畜保健衛生所と協力して、家畜の被害状況を調査するとともに、次のような措置を講じる。

1　家畜伝染病の発生及びまん延の防止のための予防接種、畜舎消毒等

2　死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の処分

3　家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給

第３１節　電力施設の応急対策

関　係　機　関
総　務　課　　九州電力(株)

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、町は、九州電力株式会社の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

第１　町の設置

町は、電力事業者と協力し電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

１　垂れ下がった電線に絶対触らないこと。

２　浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。

３　外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

第２　九州電力株式会社の措置

１　災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

２　夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合は対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

３　予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

４　電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

５　供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要な施設への供給回線の復旧を優先的に進める。

第３２節　ガス施設の応急対策

関　係　機　関
総　務　課　　ガス事業者

風水害時には、橋梁を添架しているガス管等の流失や浸水等の被害、また、プロパンガスについても埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、町は鹿児島県エルピーガス協会の応急計画に協力し、早急にガスの供給を図るとともに、ガス災害から住民を守る。

第１　町の措置

１　協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

２　広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

⑴　あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。

⑵　点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。

⑶　使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防署に連絡すること。

第２　鹿児島県エルピーガス協会の措置

１　連絡体制

⑴　液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に連絡系統に迅速な情報収集に当たるとともに、県、消防機関、警察に連絡し、販売店に対し事故処理に必要な指示を与える。

⑵　休日又は夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

２　出動体制

⑴　販売店は消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し応急対処に当たるものとする。

⑵　供給販売店等は事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請する。

３　出動条件

⑴　出動に当たっては通報受理後可及的速やかに到着すること。

⑵　出動の際には必要な資器材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

４　事故の処理

⑴　事故現場における処理は警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。

⑵　設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5　関係機関との連携

⑴　事故発生の連絡及び事故の状況報告に基づき、県、消防機関、警察と連携をとり事故対策について調整を図るものとする。

⑵　消防機関、警察との連携を密接に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

6　報告

供給販売店は事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を県に提出する。

7　周知の方法

協会及び販売店は消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

8　安全管理

供給販売店は自己の安全管理に万全を講じなければならない。

第３３節　水道施設の応急対策

関係機関
水　道　課

風水害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、がけ崩れ、橋梁の流失等による配水管の損壊等が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮した水道施設の防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

第１　応急対策要員の確保

町は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

第２　応急対策用資機材の確保

町は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。

第３　応急措置

１　災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。

２　施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。

３　配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

４　施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。

５　施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。

６　施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。

７　水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

第４　広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

１　水道施設の被害状況及び復旧見込み

２　給水拠点の場所及び応急給水見込み

３　水質についての注意事項

第３４節　電気通信施設の応急対策

関　係　機　関
西日本電信電話(株)

風水害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。このため、迅速に、かつ重要度、優先度を、考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

西日本電信電話株式会社は、次のような措置をとる。

第１　情報の収集及び連絡

災害が発生し、あるいは発生するおそれのあるときは、次のとおり情報の収集及び連絡を行うものとする。

１　重要通信の確保及び被災した電気通信施設等を迅速に復旧するため、気象状況、災害状況、電気通信施設等の被害状況及び回線の事故・疎通状況、停電状況、その他必要な情報を収集し、社内関係組織相互間の連絡、周知を行う。

２　必要に応じて、県及び市町村、警察、消防、水防及び海上保安の各機関、地方郵政局、地方電気通信監理局、労政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他必要な社外機関と災害対策に関する連絡をとる。

第２　準備警戒

災害発生につながるような予・警報が発せられた場合、あるいは災害に関する報道がされた場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況により次の事項について準備警戒の措置をとる。

１　情報連絡用通信回線を開設するとともに、情報連絡員を配置する。

２　災害の発生に備えた監視要員の配置、あるいは防災上必要な要員の待機をさせる。

３　重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検を行う。

４　災害対策機器の点検と出動準備を行うとともに、非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずる。

５　防災対策のために必要な工事用車両、資材等を準備する。

６　電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずる。

７　その他、安全上必要な措置を講ずる。

第３　災害対策本部等の設置

１　防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、必要があると認められるときは、災害対策本部又はこれに準ずる組織（情報連絡室等）を臨時に設置する。

２　災害対策本部及び情報連絡室等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、その他被害対策に関する業務を行う。

第４　通信の非常疎通措置

災害が発生した場合、次により状況に応じた措置をとり、通信の輻輳の緩和及び重要通信の

確保を図る。

1　臨時回線の設置、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。

2　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要があるときは、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、状況に応じて利用制限等の措置を行う。

3　非常・緊急電話又は非常・緊急電報は、電気通信事業法、電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の電話又は電報に優先して扱う。

4　警察通信、消防通信、鉄道通信、その他諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

第５　設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、次により速やかに復旧する。

1　被災した電気通信設備等の復旧は、災害対策機器、応急資材等による応急復旧等社内規定に定める標準的復旧方法に従って行う。

2　復旧工事に要する要員の出動、資材の調達、輸送手段の確保については、必要と認める場合、他の一般工事に優先する。

第６　応急復旧等に関する広報

電気通信施設が被災した場合、被災した電気通信施設等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、ＮＴＴ支店・営業所前に掲示するとともに、広報車により地域の利用者に広報する。

また、テレビ・ラジオによる放送及び新聞掲載等報道機関の協力を求め、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。

第３５節　道路・河川等公共施設の応急対策

関係機関
建　設　課

災害時には、道路・河川等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第１　道路・橋梁等の応急対策

１　災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、町はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じてう回路の選定を行う。

２　応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

第２　河川・砂防施設等の応急対策

１　河川管理施設

洪水等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

２　砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、がけ崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第３６節　道路事故応急対策

関　係　機　関
総 務 課
建 設 課　　消防本部

大規模な道路災害（トンネル火災等）が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や事故拡大の防御対策等応急措置を講ずる必要がある。町は、関係機関と協力して乗客等の安全確保等の応急措置を行う。

第１　活動体制

１　事故復旧対策本部等の設置

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、道路管理者は必要に応じて事故復旧対策本部等を設置する。

２　通信連絡体制

事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整え、町及び道路管理者は消防、警察等関係機関との連絡を密にする。

第２　発生時の初動措置

１　救助・救急

町及び道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救助・救急を最優先とし、消防、警察等関係機関との連携を密にし、人命の救助・救急活動を行う。

２　交通規制

町及び道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

（交通規制については、本章第15節「交通の確保及び規制」参照）

第３　避難誘導

町及び道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、消防、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

第４　復旧活動

町及び道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

第３７節　林野火災応急対策

関　係　機　関
総 務 課
農 林 課　消 防 本 部

林野火災が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や火災拡大防止措置を講ずる必要がある。

町は、関係機関と連携を密にして、住家被害及び森林資源の消失等の軽減を図る。

第１　通信連絡体制

町又は消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、近隣市町、関係機関等に通報する。また、町又は消防本部は森林管理署及び県等と相互に情報交換等を行う。

第２　活動体制

１　現場指揮本部の設置による応急活動

消防本部は、火災を覚知した場合は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御に当たるとともに、状況把握を的確に行い、近隣市町等への応援出動要請の準備を行う。

２　災害対策本部の設置による応急活動

町は、大規模な林野火災により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、県及び関係機関と協力して総合的な災害応急対策を実施する。

３　空中消火体制

町又は消防本部は、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県に対して消防防災ヘリコプターの派遣要請をするなど、空中消火体制をとる。

第３　町及び消防本部の活動

町及び消防本部は、連携して、次のような活動を伴う。

⑴　火災対策の総括的な業務
⑵　救難及び捜索、消火・延焼防止作業
⑶　関係機関への情報伝達
⑷　関係機関への協力要請
⑸　立入り制限、火の使用制限等
⑹　火災関係情報の広報
⑺　避難所の設置及び運営
⑻　広域応援

第４　施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

１　施設等の点検

町、県及び関係機関は連携して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

２　二次災害の防止

町、県及び関係機関は連携して、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について調査を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

第３８節　孤立化集落対策

関係機関
総 務 課

町は、孤立化した集落が発生した場合には、防災関係機関の連携により、集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急輸送に備えるとともに、被災状況を早期に把握し、避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保するなど災害応急対策を迅速に実施できる体制を確立する。

第１　孤立集落の把握

町は、孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、一般加入電話、町防災行政無線、広報車等を活用するとともに、防災関係機関と連携を図り、地域住民の健康状態や、集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの被害状況などの調査を行い、緊急的な救出・救助が必要な状況であるか把握に努める。

第２　孤立集落と外部との連絡通信手段を確保

防災行政無線、消防無線、アマチュア無線等を活用し、孤立集落と外部との連絡通信の確保を図る。

第３　県への情報提供

孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合、県（北薩地域振興局 総務企画課）に対して、孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。

第４　緊急救出手段の確保

集落が孤立し、緊急に救出をする必要があると認めた場合には、県に県消防・防災ヘリコプター又は県を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

第５　緊急救援物資の確保・搬送

町は、直ちに備蓄している物資を孤立集落に搬送するものとするが、町のみでは物資等が不足し、又は搬送の実施が困難な場合には、県及び近隣市町に救援物資の調達・搬送等の応援を要請する。

また、道路等の被災状況により、孤立化の状況が長期に及ぶおそれがある場合、集落内で当面生活していくための飲料水・食料、非常用発電機等の日常生活に必要な物資を確保する。

第６　集落外の避難

孤立化した集落内のライフラインなどの生活環境が確保できない場合には、地域住民の要望等を踏まえ、集落外の避難所の確保を図り、防災機関と連携の上、地域住民を避難させる。

第７　道路管理者

１　国や建設業団体等と連携し、早期の道路啓開等の作業を実施するとともに、通行規制情報を適宜、提供する。

２　道路の被災状況や地域の実情等により、道路管理者での道路啓開の実施が困難であると判断した場合は、国等の関係機関に道路啓開の支援等を要請する。

第８　その他

その他必要な対策について、防災関係機関等と連携を図りながら、迅速に実施する。

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

関係機関
各 課 共 通

第１　災害復旧事業等の推進

１　災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努める。

２　災害復旧事業等の実施要領

⑴　災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県及び国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。

⑵　査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。

⑶　緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画を立てる。また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。

⑷　災害復旧に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮にいれて、極力改良復旧ができるよう提案する。

⑸　査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。

⑹　査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県補助対象事業として実施できるよう県に要望していく。

３　事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害発生の都度、検討作成する。

⑴　公共土木施設災害復旧事業計画

ア　河川公共土木施設災害復旧事業計画

イ　砂防設備災害復旧事業計画

ウ　地すべり防止施設災害復旧事業計画

エ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

オ　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

カ　道路、橋梁公共土木施設災害復旧事業計画

⑵　農林水産施設災害復旧事業計画

⑶　水道災害復旧事業計画
⑷　住宅災害復旧事業計画
⑸　住宅福祉施設災害復旧事業計画
⑹　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
⑺　学校教育施設災害復旧事業計画
⑻　社会教育施設災害復旧事業計画
⑼　その他の災害復旧事業計画

第２節　激甚災害の指定

災害発生に伴う被害が甚大であり、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号)」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合の手続及び指定を受けた場合の手続等については、次のとおりである。

１　知事は町の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせるものとする。

２　町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

３　町は、関係各課等と協力して、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。

第３節　被災者の生活確保

関　係　機　関	
町民環境課	ほけん福祉課
建　設　課	税 務 課
さつまＰＲ課	消防本部

第１　生活相談

各機関の行う生活相談は、次のとおりとする。

機　関　名	相　　談　　の　　内　　容　　等
町	被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
県	１　被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、電話による相談のほか、県庁舎又は出先機関等に、被災相談所を設け、被災者の生活安定の早期回復に努める。 ２　町をはじめ関係機関との連携により、総合相談体制の確立を図る。
県警察本部	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設け、警察関係の相談に当たる。
消 防 本 部	発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署等に、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談に当たる。 １　被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 ２　電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 ３　危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 ４　火災によるり災証明等各種手続の迅速な実施

第２　災害廃棄物等の処理（がれき処理）

１　仮置場、最終処分地の確保

町内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県内の他市町村及び県外での仮置場、最終処分地の確保について県に要請する

２　リサイクルの徹底

災害廃棄物処理に当たっては、町災害廃棄物処理計画を踏まえ、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。

３　環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

４　計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、町は災害廃棄物の処理を復旧・復興計画を考慮して行うものとし、町の災害廃棄物処理計画も踏まえ定めるものとする。

５　損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

町は、損壊家屋等の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

6　建築物からの石綿飛散・ばく露防止

町は、災害廃棄物処理計画も踏まえ、建物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止方に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、解体等を行わない建築物で石綿の露出等が確認された場合にあっては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

第３　借地借家制度の特例の適用に関する事項

1　大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「法」という。）第２条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する町は、国土交通大臣に対し、所要の申請を行う。

2　町長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あて２部提出する。

ア　町の面積

イ　り災土地の面積

ウ　町の建物戸数

エ　滅失戸数

オ　災害の状況

カ　その他（り災土地中、借地の比率及び滅失建物中借家の比率等もできれば記載する。）

3　法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく借地借家関係の紛争が相当に予想される町の場合である。

第４　被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

区　分	支　　給　　の　　内　　容　　等
実施主体	県（被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館を指定）に支給事務を委託）

<table>
<tr><td>対象災害</td><td>⑴　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
⑵　10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係わる自然災害
⑶　100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係わる自然災害
⑷　⑴又は⑵の市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）の区域に係る自然災害
⑸　⑴～⑶の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）の行く気に係る自然災害
⑹　⑴若しくは⑵の市町村を含む都道府県又は⑶の都道府県が２以上ある場合に、
５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）
２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満）</td></tr>
<tr><td>対象世帯</td><td>⑴　居住する住宅が全壊した世帯
⑵　居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
⑶　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
⑷　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>支 給 額</td><td>支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる
（※世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）
⑴　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td rowspan="2">住宅の
被害程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>対象世帯の⑴</td><td>対象世帯の⑵</td><td>対象世帯の⑶</td><td>対象世帯の⑷</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
⑵　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table>
<tr><td>住宅の
再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借
（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>２００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００（又は１００）万円</td></tr>
<tr><td>申 請 先</td><td>県（町経由）</td></tr>
</table>

第５　被災者生活支援金の支給

被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、被災者生活支援金を市町村を通じて支給する。

対象市町村	⑴　被災者生活再建支援者法が適用された市町村 ⑵　上記と同一の災害で被害を受けた市町村
対 象 災 害	⑴　全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 ⑵　商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊、若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者。ただし、⑴の支給対象者は除く。 ⑶　⑴、⑵に係わらず、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象となる世帯は除く。 ⑷　⑴、⑵のうち、被災日の前年の１月１日から被災日までの間に県内において被災者生活再建支援法が運用された災害において全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支援限度額	上記⑴、⑵については１世帯（１事業者）当たり２０万円 上記⑷については１世帯（１事業者）当たり５０万円

第６　災害弔慰金等の支給

１　災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

区　　分	支　　給　　の　　内　　容　　等
実施主体	町が条例の定めるところにより実施する。
対象災害	⑴　町の区域内において、住居の滅失した世帯の数が５以上ある災害 ⑵　県内において、住居の滅失した世帯の数が５以上の市町村が３以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。） ⑶　県内において、災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。） ⑷　救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が２つ以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合……500 万円 その他の場合……250 万円

２　災害障害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づいて、自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区　　分	支　　給　　の　　内　　容　　等
実施主体	町が条例の定めるところにより実施する。
対象災害	⑴　一の市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が５以上ある災害 （当該市町村のみが対象となる。） ⑵　県内において、住居の滅失した世帯の数が５以上の市町村が３以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。） ⑶　県内において、災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。） ⑷　救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が２以上ある災害 （県内すべての市町村が対象となる。）
支給対象	対象災害により法別表に掲げる程度の障害を受けた者に対して支給する。
障害見舞金	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合……250 万円 その他の場合……125 万円

３　町災害見舞金の支給

町は、「さつま町災害見舞金支給条例」（平成 17 年条例第 91 号）により、居住者が負傷若しくは死亡し、又は財産を滅失したとき世帯主等に対して見舞金を支給する。

主な支給金額は、次のとおり。

⑴　死亡者のあった場合　１人につき５万円
⑵　負傷者のあった場合、１人につき次の区分による。
　　入院１月以上３月未満　5,000 円
　　入院３月以上　１万円
⑶　現に居住する住家が災害等により全焼、全壊又は完全埋没若しくは完全流失した場合
　１世帯につき５万円
⑷　現に居住する住家が災害等により半焼又は半壊した場合　１世帯につき２万円
⑸　現に居住する住家が風水害等により、床上浸水した場合　１世帯につき１万円
⑹　見舞金は、併用して支給することができる。

4　県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区　　分	支　　給　　の　　内　　容　　等
対 象 災 害	一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が５以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特に指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支 給 対 象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡者１人当たり 100 万円とする。

5　県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区　　分	支　　給　　の　　内　　容　　等
対 象 災 害	⑴　災害救助法による救助が行われた災害 ⑵　一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が５以上である災害（⑴の災害に該当するものを除く。） ⑶　⑴、⑵に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 ⑷　その他知事が特に指定した災害
支 給 対 象	現に居住している住家が対象災害により全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見舞金の額	１世帯当たり 10 万円とする。

第６　税の減免措置

1　税の徴収猶予

⑴　町長は、地方税法第 15 条に基づき、町税の納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により１年以内の範囲で、町税の徴収猶予を行う。

⑵　地方税法第 20 条の５の２の規定に基づく町の災害による町税の納入等の期限延長に関する関係条例により、町長は災害による被災者のうち、町税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

2　税の減免

町長は、町税の減免に関する関係条例等の規定により災害による被災者のうち町税の減免を必要と認める者に対し、町税の減免を行う。

第７　職業のあっせん等

町は、公共職業安定所と連携し、被災者の生活再建のための職業のあっせんを行う。

第８　被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第９　罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明を交付する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会に参加するなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第 10　被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第４節　被災者への融資措置

関　係　機　関	
ほけん福祉課	建 設 課
さつまＰＲ課	農 林 課

第１　民生関係の融資

１　生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更生のために必要な資金の融資を行うものである。

区　　分	融　資　の　内　容　等
貸　付　対　象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 ⑴　資金の貸付けと併せて必要な援助及び指導を受けることにより、自立できると認められる世帯であること。 ⑵　独立自活に必要な資金の融通を他から借り受けることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の手続及び方法	世帯主は、その居住地区を担当する民生委員を通じ借入申込書に連帯保証人１名以上の承認を受け、町社会福祉協議会へ提出する。町社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸付を決定の上、町社会福祉協議会長あて通知及び送金される。
貸　付　額	150 万円以内
償　還　期　間	据置期間（6 月以内は無利子）経過後７年以内に償還を完了するものとする。
利　　率	保証人有無利子、保証人無年 1.5%

２　災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

区　　分	貸　付　の　内　容　等
実　施　主　体	町が条例に定めるところにより実施する。
対　象　災　害	県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害（県内すべての市町村が対象となる。）
貸付金原資の負担割合	国２／３、県１／３
貸付申込受付期間	被災日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日まで
貸付対象世帯	⑴　同一の世帯に属する者が１人の場合は、その所得の合計額が、220 万円以下の世帯 ⑵　同一の世帯に属する者が２人の場合は、その所得の合計額が、430 万円以下の世帯 ⑶　同一の世帯に属する者が３人の場合は、その所得の合計額が、

	620 万円以下の世帯 ⑷　同一の世帯に属する者が４人の場合は、その所得の合計額が、730 万円以下の世帯 ⑸　同一の世帯に属する者が５人の場合は、その所得の合計額が、730 万円に世帯人員が１人増すごとに 30 万円を加算した額以下の世帯 ⑹　住居が滅失又は流失した場合は、その所得の合計額が、1,270 万円以下の世帯

別表　貸付対象等

貸付区分		貸付限度額	利率	償還期限	据置期間	償還方法	担保
⑴　世帯主が負傷した場合（療養に約１か月以上かかること）	ア　家財・住居ともに損害がない場合	円 1,500,000	3.0％ 据置期間中は無利子	10 年以内 据置期間を含む	３年 （特認５年）	半年賦又は年賦　元利均等償還が原則	連帯保証人
	イ　家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000					
	ウ　住居が半壊した場合（特別の事情がある場合）	2,700,000 (3,500,000)					
	エ　住居が全壊した場合	3,500,000					
⑵　世帯主が負傷しなかった場合（療養期間が約１か月かからない場合も含む）	ア　家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000					
	イ　住居が半壊した場合（特別の事情がある場合）	1,700,000 (2,500,000)					
	ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く）（特別の事情がある場合）	2,500,000 (3,500,000)					
	エ　住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000					

（注）　「家財の損害」家財の損害金額が、家財の価格の１／３以上に達した場合をいう。

「特別な事情」被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等をいう。

第２　住宅資金の融資

１　災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために当該災害発生の日から２年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融公庫が融資するものである。

区　　分	融　　資　　の　　内　　容　　等
適用される災害	次のいずれかの災害 ⑴　地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害 ⑵　自然現象以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸付けを受けることのできる住宅	⑴　建設の基準 ア　住宅部分の床面積は１戸当たり 13㎡以上、175㎡以下であること。 【床面積上限の例外】 １　り災家屋の住宅部分が 175 ㎡を超える場合は、その面積まで建設可能 ２　親族の家屋も併せてり災し、同じ融資住宅に入居する場合は、申込人と同居する親族のり災家屋の合計面積まで建設可能 イ　併用住宅は、住宅部分がおおむね半分以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 ウ　建築基準法その他の関係法令に適合すること。 エ　各戸に居住室、便所及び炊事場を備えていること。 オ　木造である場合１戸建又は連続建であること。 カ　り災家屋が共同住宅であった場合、木造の共同住宅を建設する場合は機構の承認を要する。 ⑵　補修の基準 ア　家屋の床面積、構造の種類は制限がない。 イ　併用住宅は、住宅部分がおおむね半分以上であること。ただし、非住宅部分を賃貸するものは除く。 ウ　建築基準法の規定に適合すること。 エ　各戸に居住室、便所及び炊事場を備えていること。 オ　１戸当たりの補修に要する費用が 10 万円以上であること。
貸付対象者	⑴　機構から資金の貸付けを受けなければ、災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができない者であること。 ⑵　災害によるり災時、滅失し、又は損傷した家屋の所有者、賃借人又は居住者であって、災害発生の日から２年以内に自ら居住し、又は主としてり災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。この場合において、当該家屋の賃借人又は居住者にあっては当該家屋の所有者が災害復興住宅の建設・購入又は補修をする意志がない場合に限る。 ⑶　償還能力を有する者であること。 ⑷　主としてり災者である他人に貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修する場合は、貸付金の償還に関し確実な連体保証人のある者又は機構の貸付金に係る物件以外の担保価値の十分な物件を追加担保に提供できる者であること。 ⑸　個人（日本国籍を有する者等に限る）又は法人であること。

貸付けの条件	⑴　建設等 ア　貸付限度額 住宅建設資金 基本融資　　1,650 万円（工事費の 100%融資） 特別加算　　460 万円（工事費の 100%融資） 土地取得資金　970 万円 整地資金　　440 万円 イ　貸付利率　機構の貸付利率による ウ　償還期間　木造（一般）25 年以内 耐火・準耐火・木造（耐久性）　35 年以内 （３年以内の据置期間を設けることができる。） エ　償還方法　元利均等毎月払又は元金均等毎月払 （申込人から申し出があって債権保全上支障ない場合は、６か月払併用可） ⑵　補修の場合 ア　貸付限度額 住宅補修資金　730 万円（工事費の 100%） 引方移転資金　440 万円 整地資金　　440 万円 （ただし、引方移転資金と整地資金を合わせて融資を受ける場合には、440 万円まで） イ　貸付利率　機構の貸付利率による ウ　償還期間　20 年以内（据置期間１年を含む。） ※完済時年齢の上限は 80 歳 エ　償還方法　元利均等毎月払又は元金均等毎月払 （申込人から申し出があって債権保全上支障ない場合は、６ケ月払い併用可）
借 入 手 続	融資希望者は、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明の発行を受け、申込書の提出は最寄りの機構の業務受託金融機関へ提出するものとする。

２　地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法及び密集法に基づく勧告により、自ら居住し、又は他人に貸し付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融支援機構から資金を借り入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

区　　分	融　　資　　の　　内　　容　　等
貸付けを受けることのできる住宅	⑴　原則として居住室、炊事室及び便所を有すること。 ⑵　おおむね 13㎡以上。関連事業計画又は勧告に基づき移転又は建設される地すべり等関連住宅は非住宅部分が１／２以上あってもよい。ただし、非住宅部分については、住宅部分の床面積と等しい床面積の工事費までしか融資対象とならない。 【新築購入・リユース購入の場合】 50 平方メートル以上（共同建ての場合 40 平方メートル以上）であること ⑶　移転又は建築後において建築基準法その他の関係法令に適合するものであ１戸建であること。新築家屋購入の場合にあっては、建築基準法その他の関係法令に適合するものであること。また、リユースを家屋購入の場合にあっては、建築基準法上明らかな違法建築物でないこと。 ⑷　木造の住宅を建設する場合１戸建て又は連続建てであること。 ⑸　敷地の権利が転貸借によらないものであること。
貸付けの条件、その他	利率　機構の貸付利率による その他は災害復興住宅に同じ

第３　農林漁業関係の融資

１　天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対する次のような資金の融資を行う。

⑴　被災農林漁業者に対する経営資金

区　　分	融　　資　　の　　内　　容　　等
貸付対象	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めたものに限る。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めたものに限る。）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めたものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金
	ア　被害農業者 農業を主な業務とする者であって、天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が、平年の収穫量の 100 分の 30 以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の 100 分の 10 以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積５アール以上）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の 100 分の 30 以上である旨の町長の認定を受けた者

貸付けの相手方	イ　被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流出等による損失額が、平年における林業総収入額の 100 分の 10 以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被災時における価額の 100 分の 50 以上である旨の町長の認定を受けた者 ウ　被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海藻類の流出等による損失額が、平年における漁業総収入額の 100 分の 10 以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 50 以上である旨の町長の認定を受けた者 エ　特別被害農業者 被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の 100 分の 50（開拓者にあっては 100 分の 30）以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の 100 分の 50（開拓者にあっては 100 分の 40）以上である旨の町長の認定を受けた者 オ　特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の 100 分の 50 以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失等が当該施設の被害時における価額の 100 分の 70 以上である旨の町長の認定を受けた者 カ　特別被害漁業者 被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海藻類の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の 100 分の 50 以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の 100 分の 70 以上である旨の町長の認定を受けた者
貸付利率	ア　特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業（開拓者を含む。）若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者……年３％以内 イ　天災による農作物等、林産物又は水産動植物の損失額が平年における農業、林業又は漁業による総収入額の 100 分の 30 以上である旨の町長の証明を受けた被害農林漁業者で特別被害地域内の特別被害農林漁業者以外の者……年 5.5%以内 ウ　その他……年 6.5%以内

償還期限	６年の範囲内で政令で定める期間（激甚法適用の場合７年）

貸付限度

貸付対象者		天災融資法		激甚法適用の場合	
		貸付限度額（損失額のＡ％に相当する額又はＢ万円のどちらか低い額）		貸付限度額（損失額のＡ％に相当する額又はＢ万円のどちらか低い額）	
		Ａ％	Ｂ万円 個人 （（　）は法人）	Ａ％	Ｂ万円 個人 （（　）は法人）
農業者	果樹栽培者家畜等飼養者	55	500（2,500）	80	600（2,500）
農業者	一般農業者	45	200（2,000）	60	250（2,000）
開拓者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500（2,500）	80	600（2,500）
開拓者	一般開拓者	45	200（2,000）	60	250（2,000）
林業者		45	200（2,000）	60	250（2,000）
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	80	5,000
漁業者	漁船建造・取得資金	80	500（2,500）	80	600（2,500）
漁業者	水産動植物養殖資金	50	500（2,500）	60	600（2,500）
漁業者	一般漁業者	50	200（2,000）	60	250（2,000）

(2)　被災農林漁業組合に対する事業資金

区分	融資の内容等
貸付対象	事業運営資金（肥料、農薬、漁業用燃油、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金等）
貸付けの相手方	被害組合
貸付利率	年6.5%以内
償還期限	３年以内
貸付限度	2,500万円以内、ただし、連合会については5,000万円以内（激甚法適用の場合は5,000万円以内、ただし、連合会については7,500万円以内）

２　日本政策金融公庫による災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産業）が被害農林漁業者等に対し貸付けを行う資金は、次のとおりである。

（令和３年９月２１日現在）

資金名	資金使途・内容	貸付利率（%）	償還期限（年）		貸付限度額（万円）	融資率（%）
			償還期間	うち据置期間		

農林漁業セーフティネット資金		農林漁業経営の再建・維持安定費	0.16 ～ 0.20	１０	３	一般　600 法人　1,000 （特認：年間経営費等の 12 分の 3）	―
農業基盤整備資金		農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.10	25	10	（下限 50）	100
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	農林漁業用施設の復旧、補修費（災害復旧として行う果樹の改植、補植）	0.16 ～0.20	15 （果樹の改植又は補植 25）	３ （果樹の改植又は補植 10）	１施設当たり　300 特　認　600 漁　船　1,000	80
	共同利用施設	共同利用施設の復旧費	0.16 ～0.20	20	３		80
漁業基盤整備資金	漁港施設	漁港施設	0.10	20	３	（下限 10）	80
	漁場整備	漁場整備施設	0.10	20	３	（下限 10）	80
林業基盤整備資金	林　道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	0.16 ～0.20	20 （特認25）	３ （特認７）		80
	樹苗養成施設	樹苗その他の施設の災害復旧費	0.16 ～0.20	15	５		80

（注）　貸付利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認をすること。

３　農業振興資金（経営安定資金）

（平成 18 年 2 月現在）

区　分	融　資　の　内　容　等
資金使途	経営再建費・収入減補てん費・農業施設災害復旧費で他の制度資金の対象とならない経費
貸付けの相手方	天災などにより不慮の災害を受けた農業者
貸付限度額	個人 750 万円、法人 1,500 万円。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、その認めた額
償還期限	10 年（うち２年据置）以内
貸付利率	⑴　年 3.0%以内…桜島降灰又は知事指定災害で被害額が平均収入の 50%以上の農業者 ⑵　年 3.5%以内…桜島降灰で被害額が平均収入の 50%未満の農業者 ⑶　年 4.0%以内…桜島降灰以外の災害で被害額が平均収入の 50%未満の農業者

4　災害復旧つなぎ資金

（平成 18 年 2 月現在）

区　　分	融　　資　　の　　内　　容　　等
資 金 使 途	天災資金、自作農維持資金が貸し付けられるまでのつなぎに要する資金
貸付けの相手方	天災資金、自作農維持資金を借り入れる計画の被害農業者
貸付限度額	⑴　天災資金借入予定者損失額 60%に相当する額又は 160 万円（ただし、家畜主業者及び果樹主業者は 400 万円）のいずれか低い額 ⑵　自作農維持資金借入予定者 150 万円以内の額
償 還 期 限	６か月以内
貸 付 利 率	年 3.0%
そ　の　他	県の歳計現金を天災の都度知事が別に定める利率で県信連に預託する。

第４　商工業関係の融資及び利子補助

1　政府関係金融機関の融資

（平成 30 年 4 月現在）

機関名 ＼ 事項	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制　度　名	災害復旧貸付	災害貸付	災害復旧資金
融 資 対 象	指定された災害により被害を被った中小企業の方	災害により被害を受けた方	異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融 資 制 度	別枠　１億５千万円	それぞれの融資制度の融資限度額に１災害につき、３千万円を加えた額（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。）	当金庫所定の限度内
融 資 期 間	運転　10 年以内 設備　15 年以内	各種融資制度の返済期間内	運転　10 年以内 設備　20 年以内
据 置 期 間	２年以内	２年以内 （ただし、異例の災害の場合はその都度定める）	３年以内
担　　保	必要に応じて徴する	必要に応じて徴する	必要に応じて徴する
貸 付 利 率	基準利率 ただし、特別利率が適用される場合がある。	基準利率 ただし、特別貸付の災害貸付で特利対象設備は該当特利になる。（異例の災害の場合は、その都度定める）	当金庫所定の利率

保　証　人	必要に応じて徴する	必要に応じて徴する	必要に応じて徴する

(注)　融資条件は随時改訂されるので、利用の際は関係先に確認すること。

2　鹿児島県信用保証協会の保証

区　　分	保　　証　　の　　概　　要
保証対象	県内に事業所（個人の場合は住居又は事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者。ただし、保証制度要綱等で別に業歴が定めている場合はそれによる。
相談・申込先	各金融機関
保証限度	個人・法人 2 億 8,000 万円　組合 4 億 8,000 万円(激甚災害保証の場合は別枠)
保証期間	運転資金 15 年以内、設備資金 20 年以内 （激甚災害保証の場合　運転資金５年以内、設備資金７年以内）
保証人及び担保	保証人は原則不要（法人の場合は代表者） 担保は必要に応じて徴求する。
返済方法	一括払又は分割返済
保　証　料	0.45%～1.90%（激甚災害保証の場合　年 0.87%）

※次の定性要因に該当する事業者について、それぞれ０．１%割引

⑴　担保の提供がある事業者（一部制度は対象外）

⑵　会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている事業者

3　鹿児島県融資制度　緊急災害対策資金

区　　分	融　　資　　の　　内　　容　　等
目　　的	災害により被害を受けた県内中小企業の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。
融資対象者	県内で現に営む事業を１年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。 ⑴　激甚災害に対処するための特別の財源援助等に関する法律第１２条に規定する特例が適用された者（県内における災害により被害を受けた者に限る。） ⑵　災害救助法第２条の災害により被害を受けた者（県内における同上の災害により被害を受けた者に限る。） ⑶　被災者生活再建支援者法第２条の自然災害により被害を受けた者（県内における同上の災害により被害を受けた者に限る。） ⑷　知事が特に認める災害により被害を受けた者 ※　いずれも当該災害と原因を同じくして災害により被害を受けた者を含む。
融資限度額	運転設備資金　2,000 万円 設備資金　　3,000 万円
融資期間	運転設備資金　７年以内（据置２年以内） 設備資金　　１０年以内（据置３年以内）
融資利率	１年以内　　年１．６％ １年超３年以内　年１．８％ ３年超５年以内　年１．９％ ５年超７年以内　年２．１％ ７年超１０年以内　年２．２％

<table>
<tr><td>信用保証率</td><td>融資対象者⑴～⑶　年０％
融資対象者⑷
　信用保証期間が、財務その他経営に関する情報をもとにリスク計測モデルにより評点を算出することができる者は、下記に定める保証料率となります。
（単位：％）
<table>
<tr><td>料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>1.40</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>0.85</td><td>0.65</td><td>0.50</td><td>0.30</td><td>0.10</td><td>0.00</td></tr>
</table>
　上記評点を算出できない者の保証料率については、一定料率（年0.83％）となります。
※割引料率
　担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合―０．１％割引</td></tr>
<tr><td>融資機関</td><td>運転設備資金　７年以内（うち据置２４月以内）
設備資金　　１０年以内（うち据置３６月以内）</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>毎月均等分割</td></tr>
<tr><td>申込み先</td><td>商工会議所・商工会（組合は鹿児島県中小企業団体中央会）又は金融機関</td></tr>
<tr><td>取扱金融機関</td><td>鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合
福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行
商工中金（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）</td></tr>
<tr><td>借入申請に必要な書類</td><td>・中小企業制度資金融資申込書（要綱１号様式）
・信用保証委託申込書　・県民税及び市町村民税の納税証明書
・融資対象欄の⑴から⑷の災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書　・その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類</td></tr>
</table>

・その他融資条件の詳しい内容については，あらかじめお問い合せください。

・連体保証人・担保については、保証機関の定めるところによります。

4　鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

区　分	融　資　の　内　容　等
目　的	中小企業者が災害復旧のために借り入れた㈱日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について、利子補助を行う市町村に対し、融資額に応じた段階的な利子補助を行う。
利子補助対象	県が災害発生の都度指定した災害において被災した中小企業者等が、災害発生の日から知事が災害の都度定める期間（概ね６ヶ月以内）に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息 ※災害復旧資金：㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫の資金又は県（緊急災害対策資金）市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金
補助の概要	利子補助率 融資額２００万円以下　　年１．８０％ 融資額２００万円超６００万円以下　　年１．３５％ 融資額６００万円超１，５００万円以下　年０．９０％ ※補助率は県が負担するものであり、被災中小企業者への補助率は市町村利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため、市町村によって異なる。

補 助 期 間	５年間
補助対象額	借入額１，５００万円を限度とする。
申 込 み 先	被災事業所の所在する市町村（商工団体経由の市町村もあり）
添 付 書 類	・中小企業災害復旧資金利息支払証明願 ・災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書又は証明書の写し ・事業報告書 ・市町村長が必要と認める書類